



北塩原村 こども・子育て計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

 福島県耶麻郡北塩原村

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状	7
1 人口・世帯の状況	7
2 婚姻・出産等の状況	11
3 就業等の状況	14
4 こども・若者、子育てに関する実態と意向	17
5 第2期子ども・子育て支援事業計画の状況	39
6 こども・子育てを取り巻く課題	53
第3章 計画の基本的な考え方	57
1 基本理念	57
2 基本方針	58
3 施策体系	60
第4章 施策の展開	61
【I ライフステージを通じた重要事項】	61
(1) こども・若者の権利保障の促進	61
(2) こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	63
(3) こどもまんなかまちづくり	66
(4) こども・若者が活躍できる機会づくり	69
(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	71
(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	73
(7) こどもの貧困対策	75
(8) 援助を必要とするこどもや家庭への支援	77
(9) 犯罪などの危険からこどもを守る取組	79
【II ライフステージ別の重要事項】	81
(1) こどもの誕生前から幼児期における施策	81
(2) 学童期・思春期における施策	85
(3) 青年期における施策	88

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】	90
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	90
(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	92
(3) 共働き・共育での推進	95
(4) ひとり親家庭への支援	96
第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業	99
(子ども・子育て支援事業計画)	99
1 教育・保育の提供区域	99
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	100
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策	102
第6章 計画の推進体制・進行管理	111
1 計画の推進体制	111
2 計画の進捗管理、評価	112
資 料	113
1 計画策定までの経過	113
2 北塩原村こども・子育て会議設置要綱	114
3 北塩原村子ども・子育て会議委員名簿	116
4 用語説明	117

第1章 計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法[※]」が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」の制定を受けて、本村においては「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」を一体化した「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策の推進に取り組んできました。

一方、本村のみならず我が国の人口及び出生数は減少傾向にあります。少子化の背景には、子育て、家事、地域や社会における役割、就業等との両立、女性に負担を強いる環境など、少子化には様々な要因が絡み合っているとされており、夫婦や家庭、地域、そして社会が子育て当事者、そして、これから育つ子どもたちが将来に対し、前向きになれる、夢や希望を持てる環境を整えていく必要があります。

また、近年、児童虐待やヤングケアラー、こどもの自殺の増加など、こどもの人権等の問題が顕在化してきたことも背景に、国においては、令和3年12月に「こども施策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を我が国社会の真ん中に据えること（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されたところです。

こうした中、こどもの権利や幸福を守るため、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が公布、令和5年4月に施行され、併せて、こども施策の新たな司令塔としてこども家庭庁が発足しました。

さらに、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、こども施策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」が決定されるなど、こども・若者、子育て当事者を取り巻く環境や法制度等は大きく変化しています。

本村では、「第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和2年度～令和6年度）が令和6年度末で終了することから、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進するとともに、こどもの権利や幸福を守り、全てのこどもが、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指すため、「北塩原村こども・子育て計画」を策定するものです。

※子ども・子育て関連3法・・・「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づき策定する「市町村こども計画」であり、計画の策定においては、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案することとしています。

また、他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるものとされています。

以上を踏まえ、こども・若者、子育て当事者への施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記法令等に基づく計画を一体化した「北塩原村こども・子育て計画」を策定します。

(一体的に策定する計画)

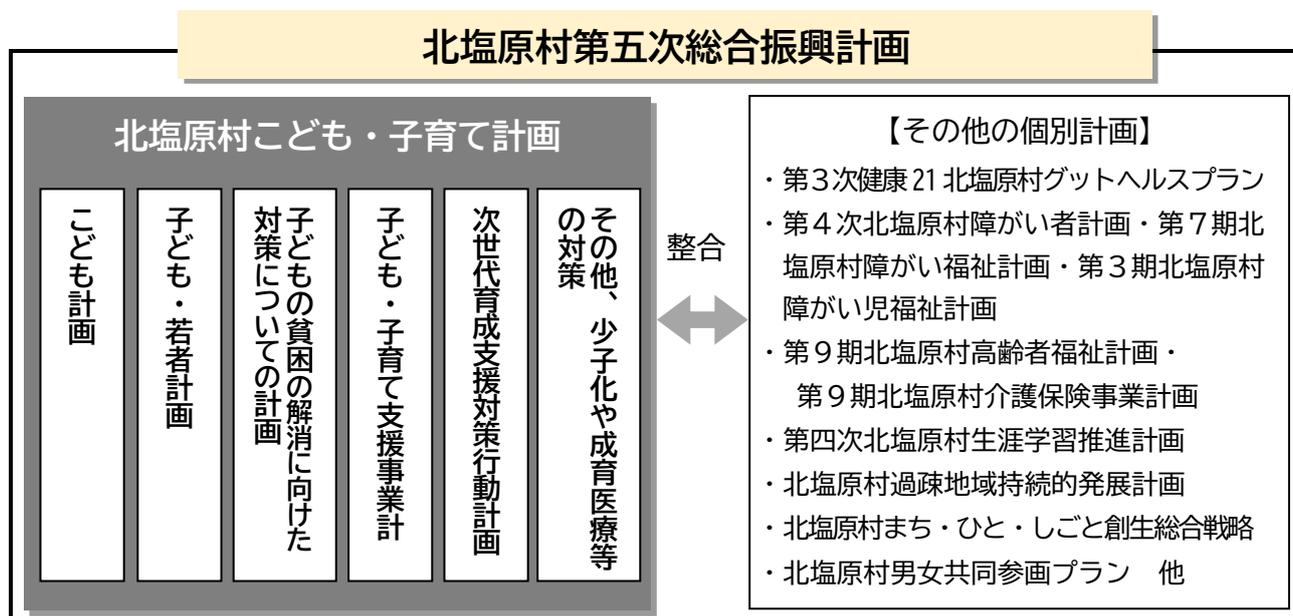
- ・市町村こども計画（こども基本法第10条）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ・市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）

※上記のほか、「少子化社会対策基本法」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に定める方針に基づく計画についても一体的に定めるものとします。

(2) 北塩原村第五次総合振興計画及び他の計画との関連

本計画は、本村の最上位計画である「北塩原村第五次総合振興計画（平成29年3月策定）」のキャッチフレーズ“輝け未来 みんなの五色プロジェクト 北塩原村”の福祉分野のこども・子育てに関する部門計画として位置付けられます。

また、同様に個別部門の計画として策定されている「第3次健康21・北塩原村グッドヘルスプラン」や「第四次北塩原村生涯学習推進計画」などの個別計画と整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とし、令和9年度に中間見直しを行います。また、毎年度、評価、点検を行い、必要に応じ見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第2期北塩原村 子ども・子育て支援事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>北塩原村子ども・子育て計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども計画 ・子ども・若者計画 ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・その他、少子化や成育医療等の対策 </div>					<p>毎年度：推進 ⇒ 点検 ⇒ 見直し</p>			
										<p>中間見直し</p>			<p>次期計画策定</p>

4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった一定の年齢で必要な支援がとぎれないよう、「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としています。本計画の主たる対象は、こども、若者、子育て家庭とそれを取り巻く、地域、事業者、行政など全ての個人及び団体を対象とします。

なお、「こども」の表記については、法令に根拠がある場合や固有名詞、他の語との関係を示す場合を除き平仮名表記の「こども」を用いることとします。

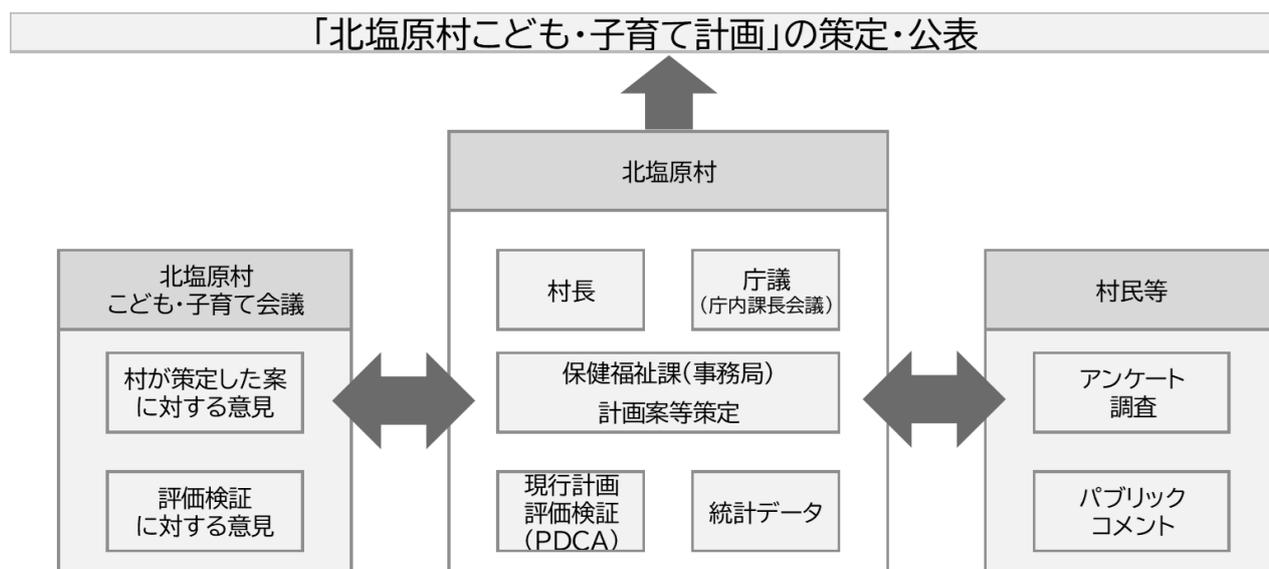
・こども	心身の発達の過程にある者
・若者	概ね15歳から40歳未満の者
・子ども・子育て支援	生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこども
・主体者	こども、若者、その家庭、地域、事業者、行政など全ての個人及び団体

5 計画の策定体制

(1) 策定のための組織体制

本計画は、村長が司令塔となり庁内各課連携の下に策定・公表します。

策定にあたっては、子育て当事者をはじめ、保育・教育・労働など様々な立場で子育てに携わる方々により組織する「北塩原村こども・子育て会議」において、村が策定した計画案等に対し審議しました。なお、本会議においては、より広い子育て当事者、子育てに関心のある方の意見を反映するため、公募による委員選考も行いました。



(2) こども・若者意見の反映

①子育てアンケートの実施

就学前及び小学生の児童を持つ保護者を対象に、子育ての実態や、子育て支援に関するニーズや意見・要望等を把握し、計画に反映することを目的に、子育てアンケートを実施しました。

- ・調査実施方法：幼稚園・小学校の協力を得て配布・回収
 保育園・幼稚園に入園していない児童の保護者は郵送により配布・回収
- ・調査実施期間：令和6年11月14日（木）～令和6年11月28日（木）
- ・回収結果

区分	配布数	回収数	有効回収率
就学前児童	52通	40通	76.9%
小学生	74通	65通	87.8%

②子ども・若者の意識調査の実施

村内に居住する子ども・若者の現状・課題を把握し、計画に反映することを目的に、子ども・若者の意識調査を実施しました。

- ・調査実施方法：中学生 中学校の協力を得て配布・回収
 村外中学校通学者は郵送にて配布・回収
 高校生 郵送により配布・回収
 18歳から20歳 郵送により配布・回収（※一部、二十歳を祝う会で配布・回収）
 20代から30代の若年層 郵送により配布・回収
 18歳から39歳の若年層 郵送により配布・アンケートフォームにて回答
 （ホテル従業員社員寮等居住者含む）
- ・調査実施期間：令和6年11月14日（木）～令和6年11月28日（木）
- ・回収結果

区 分	配布数	回収数	有効回収率
中学生	56通	51通	91.1%
高校生	65通	21通	32.3%
18歳から20歳	44通	25通	56.8%
20代から30代の若年層	178通	37通	20.8%
18歳から39歳の若年層 （ホテル従業員社員寮等居住者）	21通	2通	9.5%

(3) パブリックコメントの実施

村民から計画に対する意見等を反映した計画とするため、「北塩原村子ども・子育て計画(案)」のパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

- ・募集方法 ：村ホームページへの掲載により周知
- ・募集期間 ：令和7年1月10日（金）～令和7年1月24日（金）
- ・意見を提出できる人 ：村に在住又は通勤、通学している方及び村に事業所・事務所を有する団体
- ・実施結果 ：60代男性及び40代男性の2名から意見提出

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

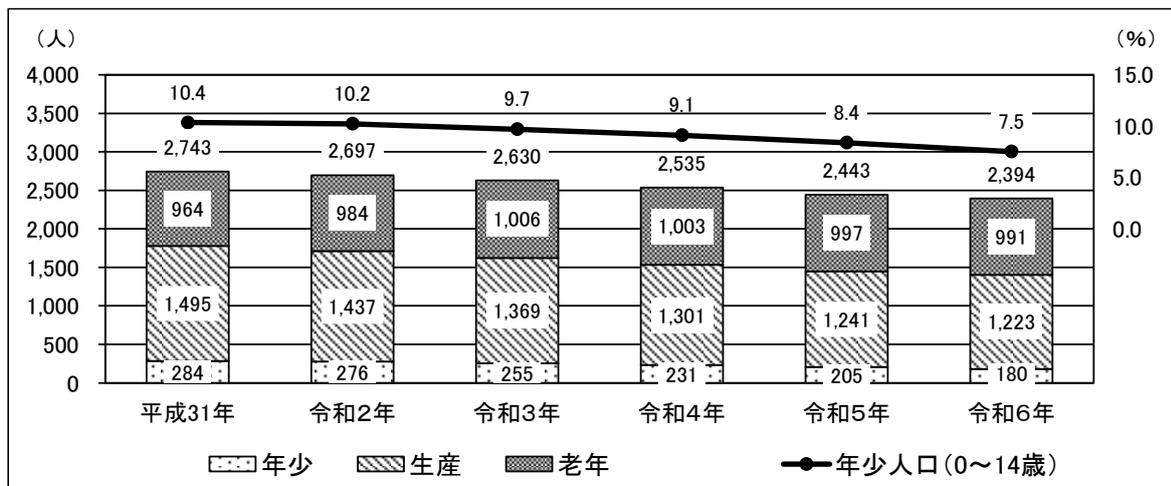
(1) 人口

①総人口・年齢3区分等

本村の総人口は年々減少しており、令和6年は2,394人と、平成31年の2,743人から349人の減少となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口は、平成31年の284人から令和6年は180人（104人減）へと大きく減少しており、令和3年以降も毎年20人以上の減少となっています。また、生産年齢人口においても、平成31年の1,495人から、令和6年は1,223人（272人減）へと大きく減少しています。一方、老年人口はほぼ横ばいで推移していますが、年少人口及び生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は増加傾向にあり、令和6年は41.4%と、平成31年の35.1%から6.3ポイント増加しています。

◇人口（年齢3区分）



単位：%

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
老年人口 (65歳以上)	35.1	36.5	38.3	39.6	40.8	41.4
生産年齢人口 (15~64歳)	54.5	53.3	52.1	51.3	50.8	51.1
年少人口 (0~14歳)	10.4	10.2	9.7	9.1	8.4	7.5

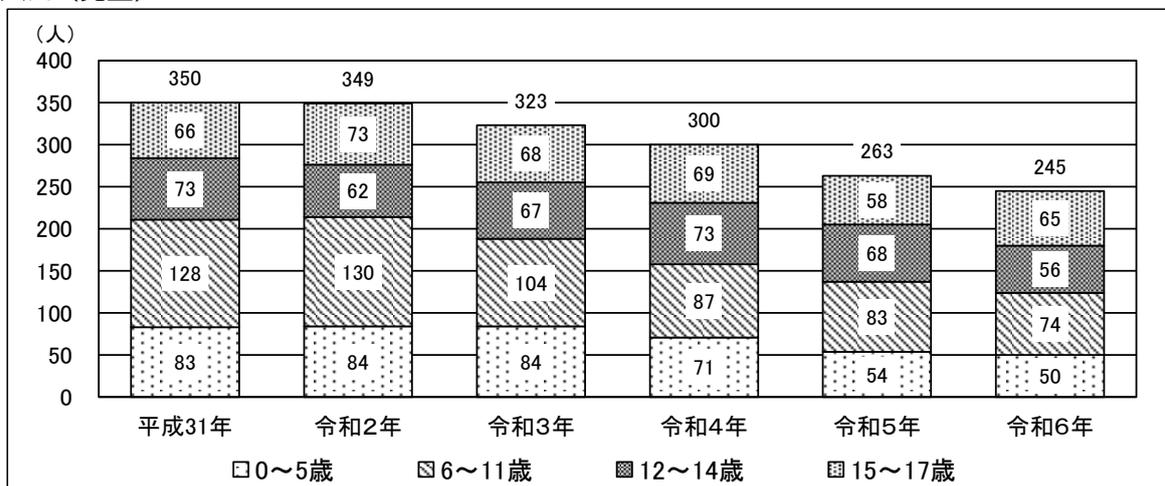
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

②児童数

令和6年の本村の児童数は、0～5歳が50人（平成31年から33人減）、6～11歳が74人（同年から54人減）、12～14歳が56人（同年から17人減）となっており、今後、15～17歳の児童数の減少が見込まれます。

◇人口（児童）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③5歳階級別人口

令和6年の本村の39歳以下の5歳階級別人口は、10～14歳が80人（平成31年から44人減）、25～29歳が63人（同年から35人減）、35～39歳が88人（同年から57人減）となっています。

また、本村の令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口における外国人は55人となっており、総人口の2.3%を占めています。特に20～24歳の外国人は19人おり、同年代92人の20.7%と、5人に1人が外国人となっています。

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

◇人口（5歳階級別）

単位：人

	平成31年			令和2年			令和3年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	38	29	67(0)	35	40	75(0)	28	34	62(0)
4～9	54	39	93(0)	42	34	76(0)	39	39	78(0)
10～14	68	56	124(0)	72	53	125(0)	65	50	115(0)
15～19	68	46	114(0)	74	45	119(0)	72	39	111(0)
20～24	54	49	103(9)	50	51	101(7)	55	48	103(3)
25～29	60	38	98(1)	52	44	96(10)	44	45	89(11)
30～34	57	46	103(3)	56	44	100(5)	55	41	96(7)
35～39	78	67	145(4)	71	64	135(5)	69	62	131(5)
40～44	79	77	156(3)	83	71	154(3)	80	66	146(3)
45～49	88	67	155(3)	84	73	157(1)	73	65	138(2)
50～54	87	83	170(1)	82	76	158(3)	85	84	169(3)
55～59	115	98	213(4)	99	96	195(2)	98	84	182(2)
60～64	126	112	238(0)	125	97	222(2)	114	90	204(2)
65～69	140	145	285(0)	147	147	294(0)	150	151	301(0)
70～74	112	80	192(0)	125	92	217(0)	135	107	242(0)
75～79	64	85	149(0)	60	79	139(0)	56	74	130(0)
80～84	55	90	145(0)	55	85	140(0)	53	81	134(0)
85～89	35	67	102(0)	35	74	109(0)	36	75	111(0)
90～94	11	59	70(0)	11	52	63(0)	12	44	56(0)
95～99	5	15	20(0)	4	17	21(0)	7	23	30(0)
100～	0	1	1(0)	0	1	1(0)	0	2	2(0)
計	1,394	1,349	2,743(28)	1,362	1,335	2,697(38)	1,326	1,304	2,630(38)
	令和4年			令和5年			令和6年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	20	38	58(1)	13	29	42(0)	13	27	40(0)
4～9	38	26	64(0)	39	26	65(0)	32	28	60(1)
10～14	55	54	109(0)	52	46	98(0)	45	35	80(0)
15～19	67	41	108(0)	59	43	102(0)	55	51	106(0)
20～24	52	31	83(1)	52	31	83(5)	50	42	92(19)
25～29	39	45	84(12)	31	35	66(7)	35	28	63(8)
30～34	45	37	82(8)	47	32	79(6)	46	35	81(11)
35～39	71	60	131(5)	55	56	111(5)	44	44	88(5)
40～44	71	66	137(3)	77	60	137(3)	80	62	142(3)
45～49	75	68	143(4)	76	70	146(3)	77	62	139(1)
50～54	90	72	162(3)	79	62	141(2)	83	70	153(2)
55～59	78	80	158(1)	89	77	166(0)	83	76	159(1)
60～64	122	91	213(3)	114	96	210(4)	106	94	200(4)
65～69	149	143	292(0)	141	122	263(0)	126	106	232(0)
70～74	136	126	262(0)	126	134	260(0)	130	136	266(0)
75～79	58	58	116(0)	80	72	152(0)	92	77	169(0)
80～84	62	86	148(0)	55	77	132(0)	54	77	131(0)
85～89	29	74	103(0)	31	70	101(0)	33	74	107(0)
90～94	14	41	55(0)	19	46	65(0)	21	39	60(0)
95～99	4	20	24(0)	3	17	20(0)	2	20	22(0)
100～	0	3	3(0)	0	4	4(0)	0	4	4(0)
計	1,275	1,260	2,535(41)	1,238	1,205	2,443(35)	1,207	1,187	2,394(55)

※（ ）内は外国人の数

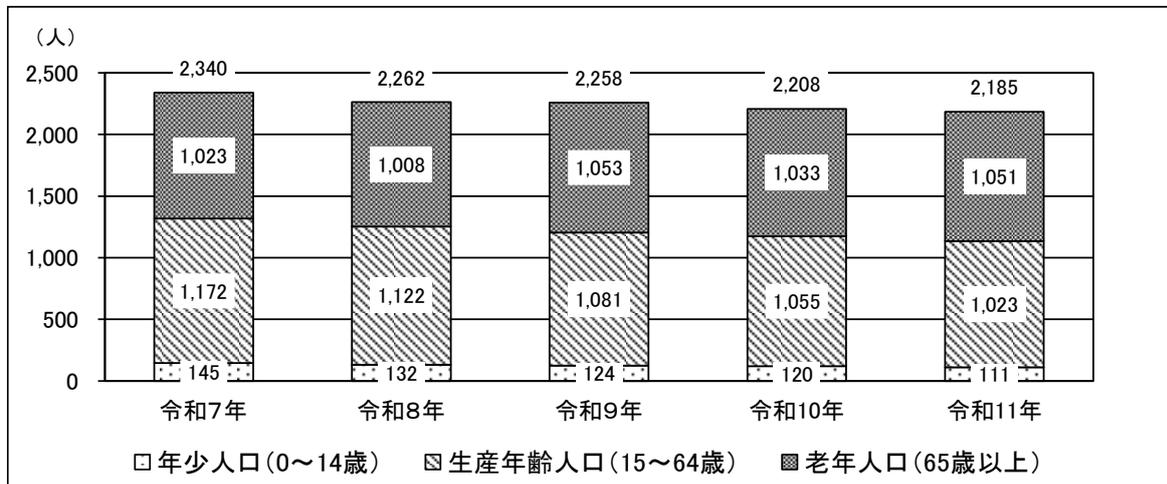
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

④総人口と年齢3区分別人口の推計

コーホート変化率法により、本村の将来の人口推計をみると、令和11年には、総人口が2,185人、年少人口は111人になると推計されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和11年には年少人口及び生産年齢人口はそれぞれ5.1%、46.8%に低下し、一方、老年人口は48.1%になると推計されます。



単位：%

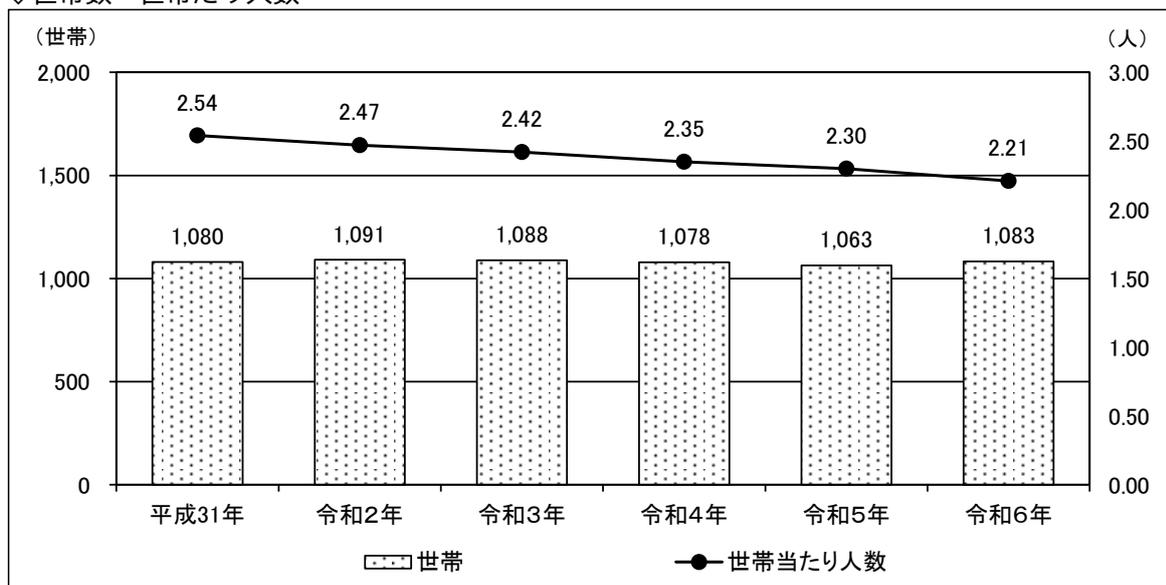
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
老年人口 (65歳以上)	43.7	44.6	46.6	46.8	48.1
生産年齢人口 (15~64歳)	50.1	49.6	47.9	47.8	46.8
年少人口 (0~14歳)	6.2	5.8	5.5	5.4	5.1

※コーホート変化率法による推計値 (各年4月1日)

(2) 世帯数

世帯数については、ほぼ横ばいで推移しており、人口の減少により、1世帯当たりの人員は令和6年で2.21人と、年々減少傾向となっています。

◇世帯数・世帯あたり人数



資料：住民基本台帳 (各年4月1日現在)

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻

婚姻件数は、平成31年度は10件でしたが、令和2年度以降は5件前後の横ばいで推移しています。

◇婚姻数（北塩原村）

単位：件、世帯

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
婚姻	10	5	5	6	5	3
居住※	9	0	2	1	3	3

※令和6年10月1日現在

資料：保健福祉課調べ

◇婚姻数（福島県）

単位：件

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
婚姻	7,510	6,674	6,346	6,088	5,599

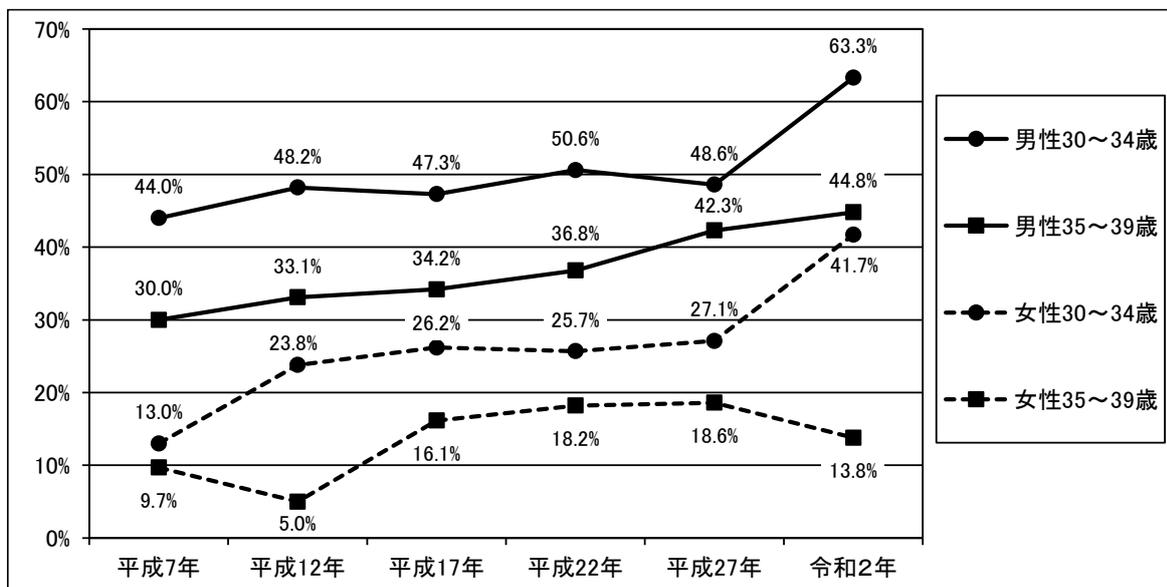
資料：人口動態統計

(2) 未婚

本村の令和2年の未婚率は、「30～34歳」は男性63.3%、女性41.7%、「35～39歳」は男性44.8%、女性13.8%となっており、近年は男女ともに各年代で上昇傾向（女性35～39歳の令和2年は除く）にあり、晩婚化の進行を読み取ることができます。特に男性の「30～34歳」は6割を超える高い比率となっています。

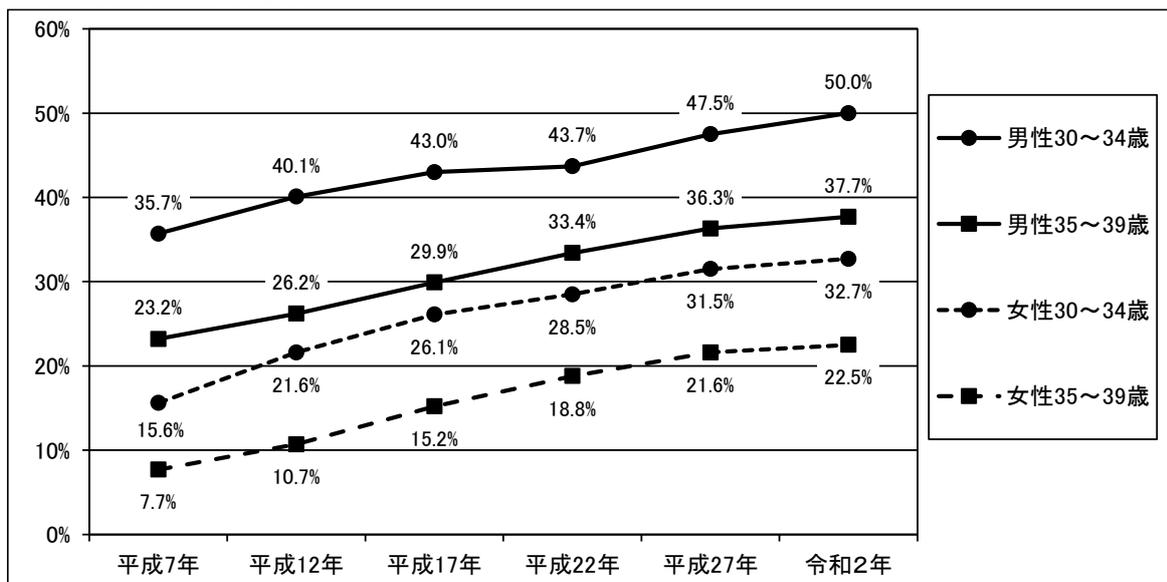
なお、令和4年の福島県の平均初婚年齢は、男性（夫）は30.7歳、女性（妻）は29.1歳となっています。全国の平均初婚年齢（31.1歳、29.7歳）より若いものの、年々年齢は高くなる傾向にあります。

◇未婚者の状況（北塩原村）



資料：国勢調査

◇未婚者の状況（福島県）

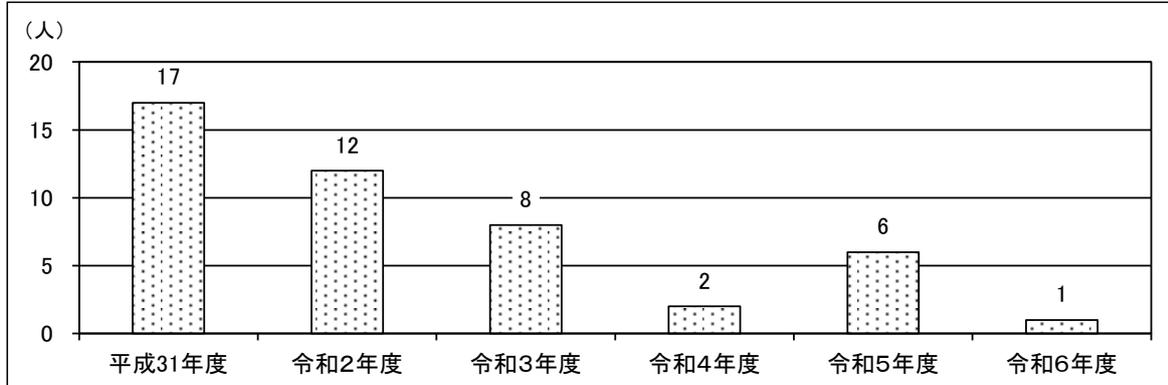


資料：国勢調査

(3) 出生数等

平成31年度に17人であった出生数は減少傾向にあり、令和4年度に2人、令和5年度に6人、令和6年度（10月1日現在）は1人となっています。

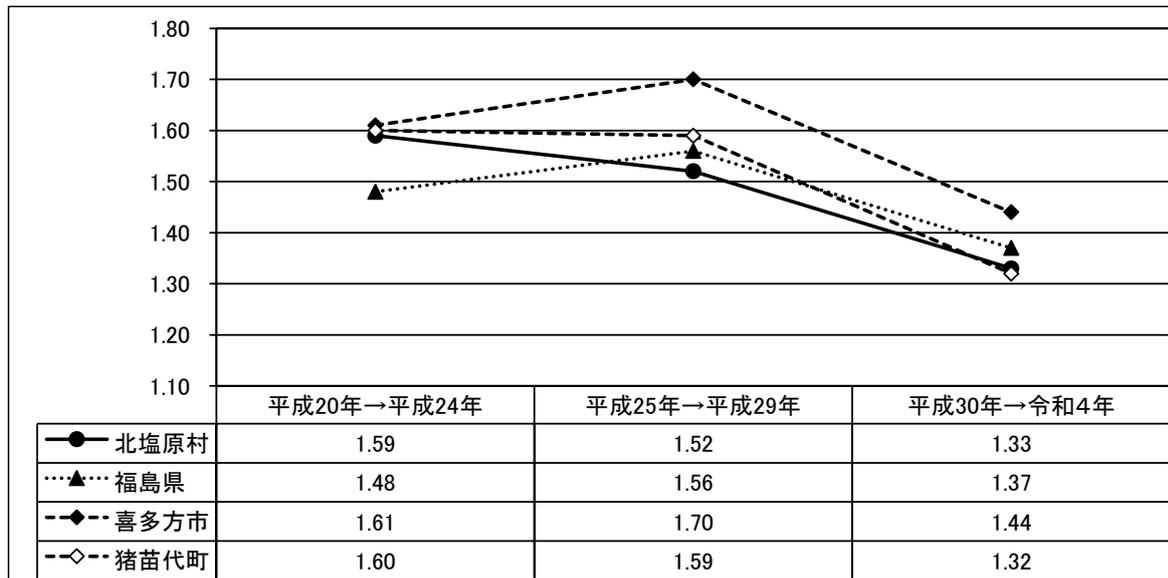
◇出生数



資料：保健福祉課調べ

本村の合計特殊出生率（平成30年から令和4年まで）は1.33と、前期から0.19ポイントの減少となっています。また、福島県の1.37より0.04ポイント下回っています。

◇合計特殊出生率



資料：国立社会保障・人口問題研究所

3 就業等の状況

(1) 労働力等

労働力人口 1,543 人のうち、就業者は 1,506 人 (97.6%)、完全失業者は 37 人 (2.4%) となっており、完全失業者 37 人のうち、男性は 27 人、女性は 10 人となっています。

◇労働力状態 (15 歳以上)

単位：人

	総数	労働力人口						非労働力人口	不詳
		小計	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者	完全失業者		
男	1,153	851	770	32	2	20	27	299	3
女	1,144	692	521	148	2	11	10	444	8
計	2,297	1,543	1,291	180	4	31	37	743	11

資料：国勢調査（令和2年）

就業者数 1,506 人のうち、雇用者は 970 人であり、そのうち正規職員は 700 人 (72.2%) となっています。女性は雇用者 463 人のうち正規職員は 285 人 (61.6%) と男性の正規職員の割合 81.9% (雇用者 507 人のうち正規職員 415 人) を大きく下回っています。

◇就業者数 (15 歳以上)

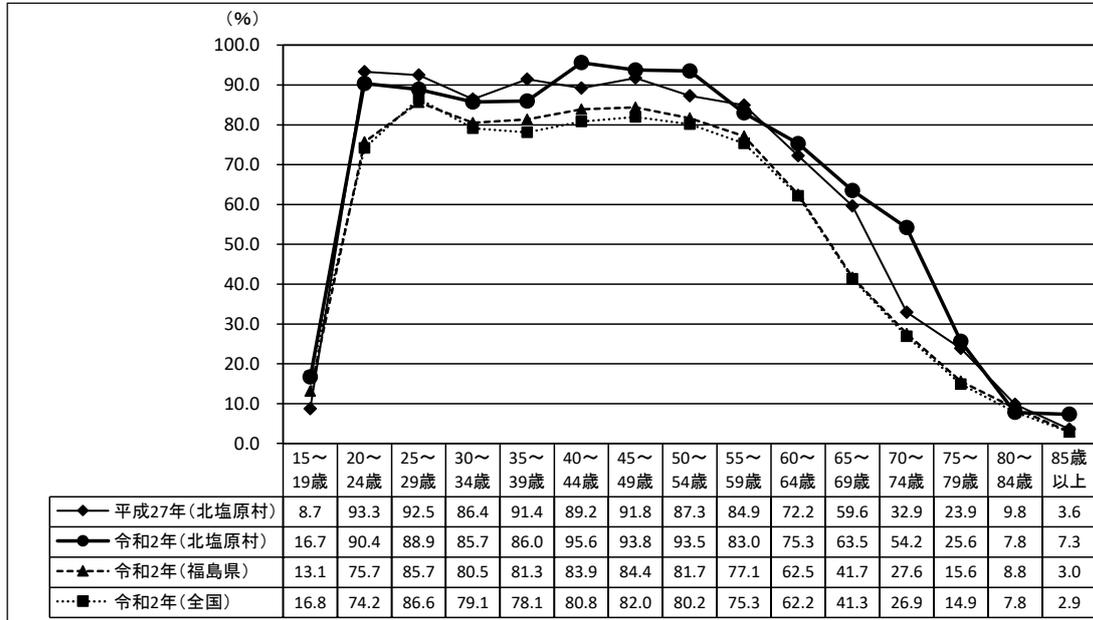
単位：人

	総数	雇用者				役員	雇人のある業種	雇人のない業種	家族従業者	家庭内職者	不詳
		小計	正規	派遣	パート・アルバイト						
男	824	507	415	6	86	57	46	180	25	0	9
女	682	463	285	8	170	23	6	32	151	1	6
計	1,506	970	700	14	256	80	52	212	176	1	15

資料：国勢調査（令和2年）

令和2年の本村の女性の労働力率は国や県より高く、20歳代及び30歳代を除く多くの年代で平成27年より上昇しています。また、結婚や出産・育児による離職の表れである、いわゆるM字カーブの低下は、平成27年度と比較して20歳代及び30歳代でより明確となっています。

◇女性の年齢階層別労働力率の推移



資料：国勢調査

(2) 産業別就業者

第一次産業が202人(13.4%)、第二次産業が294人(19.5%)、第三次産業が997人(66.2%)となっています。第二次産業は294人のうち最も多いのが製造業の179人、次いで建設業113人となっており、第三次産業は997人のうち最も多いのが宿泊業・飲食サービス業の424人、次いで医療・福祉140人、卸売業・小売業の134人などとなっています。

単位：人

	総数	第一次産業		第二次産業			第三次産業				
		農林業	漁業	鉱業・採石業	建設業	製造業	電気・ガス業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	
就業者	1,506	202	0	2	113	179	3	8	33	134	
第三次産業											その他
金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	学術研究・技術サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス業	サービス業(その他)	公務	分類不能	
17	8	19	424	39	48	140	16	66	42	13	

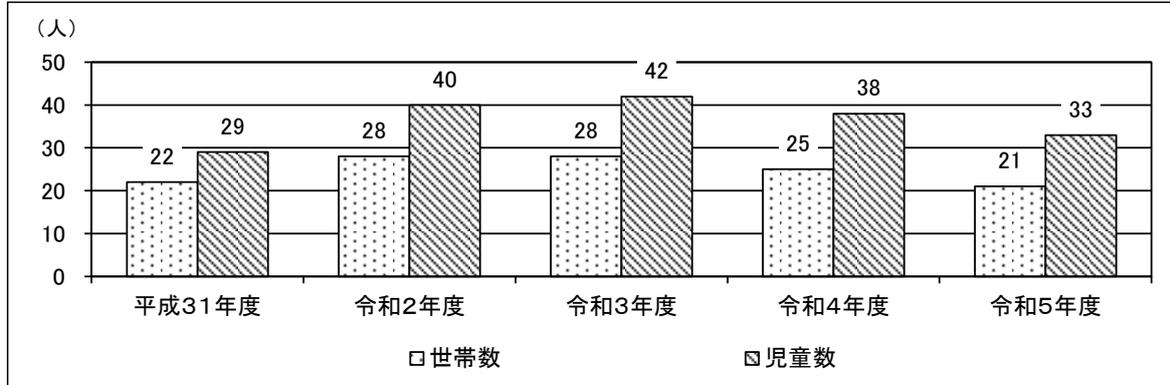
資料：国勢調査（令和2年）

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

(3) 児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当受給世帯は、令和3年度以降は減少傾向にあり、令和5年度は21世帯（児童数33人）のひとり親に給付しています。

◇児童扶養手当受給世帯



資料：保健福祉課調べ（各年度3月31日現在）

※児童扶養手当：ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当

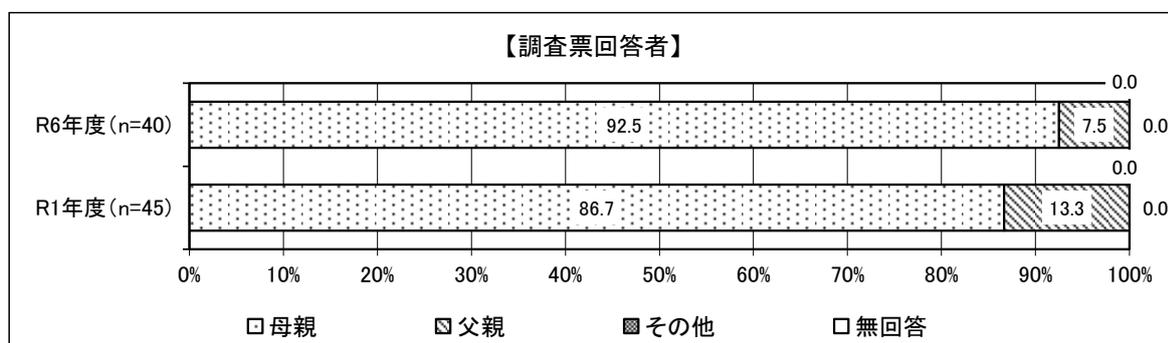
4 こども・若者、子育てに関する実態と意向

(1) 子育てアンケート

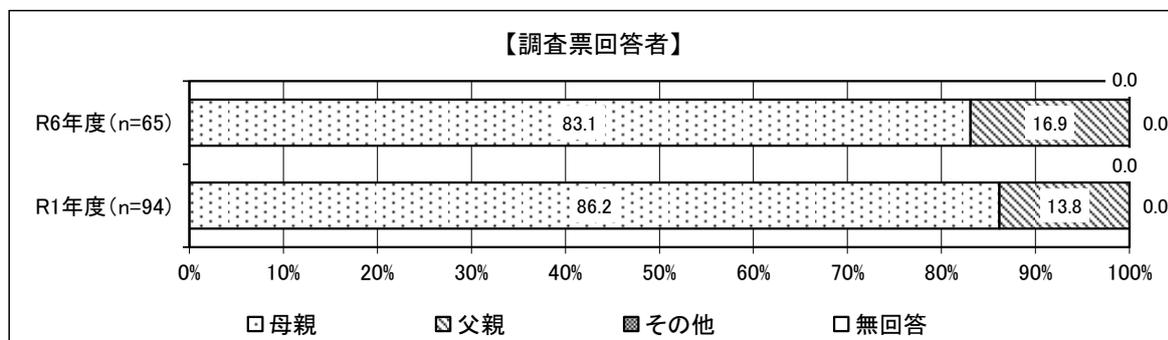
「子育てアンケート」の調査結果をもとに、子ども・子育て支援に関する実態及び意向を以下のとおり整理します。

①アンケート調査の回答者:就学前・小学生とも「母親」が高い

アンケート調査の回答者は、就学前は「母親」が92.5%、「父親」は7.5%、小学生は「母親」が83.1%、「父親」は16.9%となっており、就学前・小学生とも「母親」が多数を占めています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

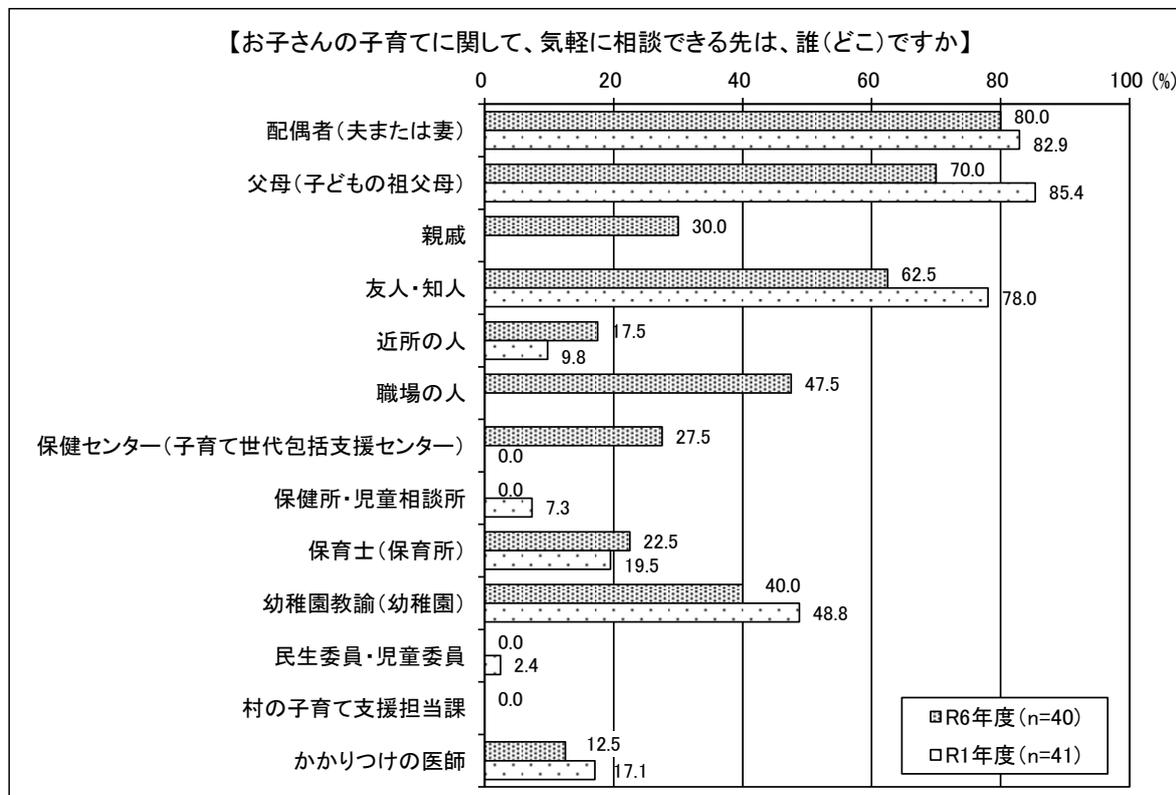


資料：アンケート調査(小学生)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

②子育てに関する相談（就学前児童）：「配偶者」や「父母」、「友人・知人」が高い

子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについては、「配偶者（夫または妻）」が 80.0%で最も比率が高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が 70.0%、「友人・知人」が 62.5%、「職場の人」が 47.5%となっています。

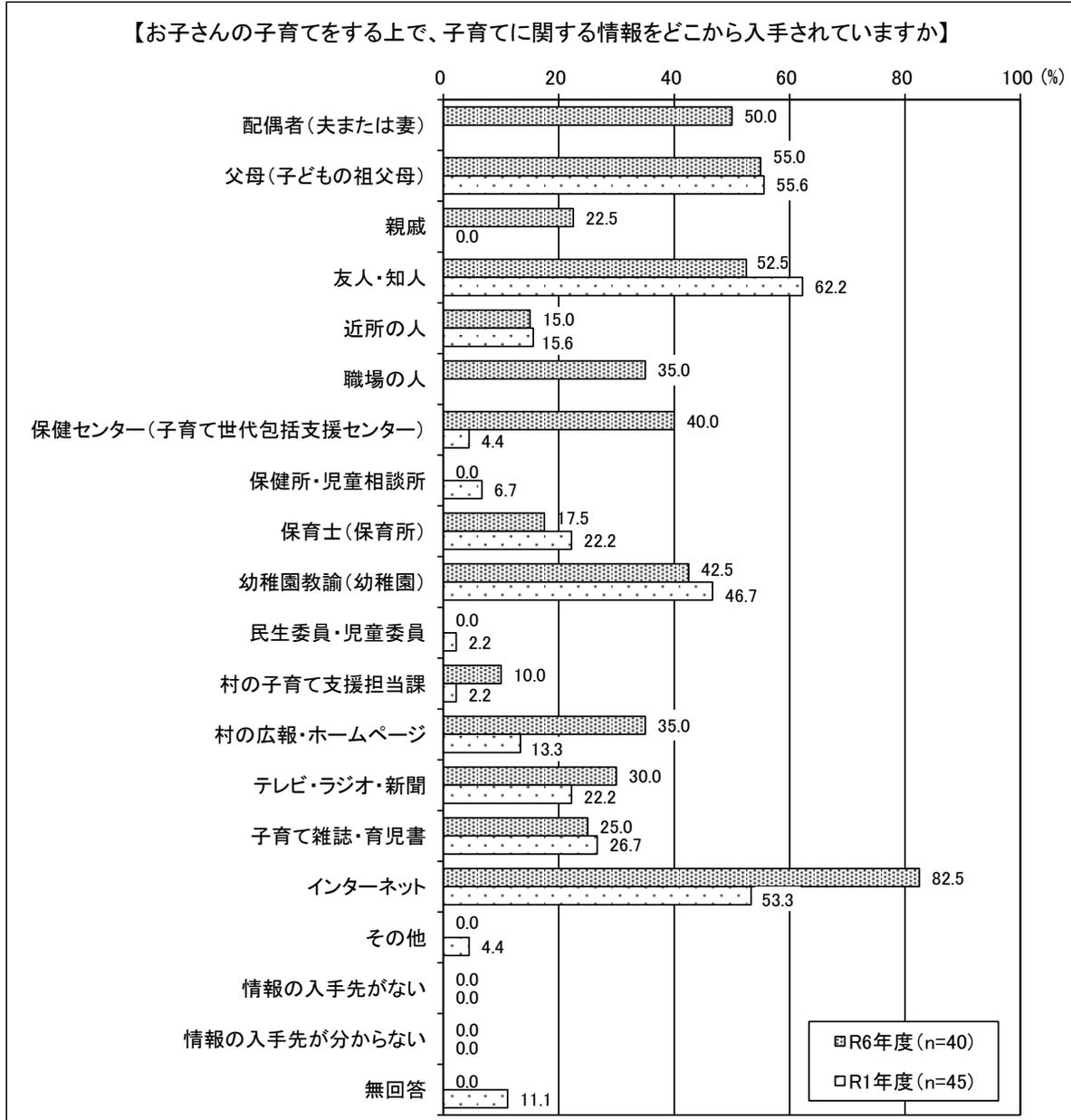


※令和元年度調査とは一部選択肢が異なる。

資料：アンケート調査(就学前児童)

③子育てに関する情報入手先（就学前児童）：「インターネット」が8割

子育てをする上で、子育てに関する情報の入手先については、「インターネット」が82.5%で最も比率が高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が55.0%、「友人・知人」が52.5%、「配偶者（夫または妻）」が50.0%、「幼稚園教諭（幼稚園）」が42.5%、「保健センター（子育て世代包括支援センター）」が40.0%となっています。



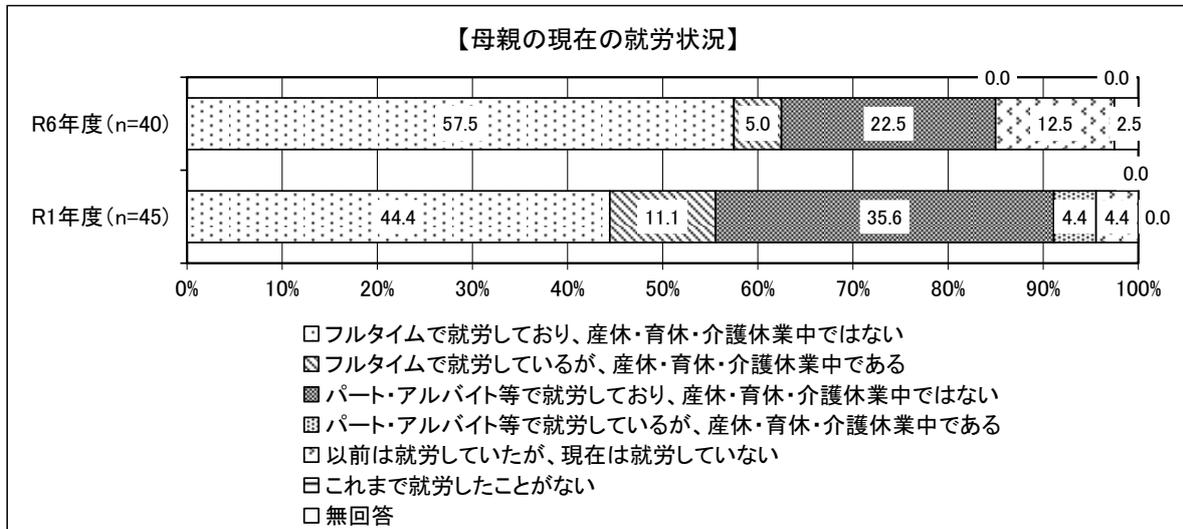
※令和元年度調査とは一部選択肢が異なる。

資料：アンケート調査(就学前児童)

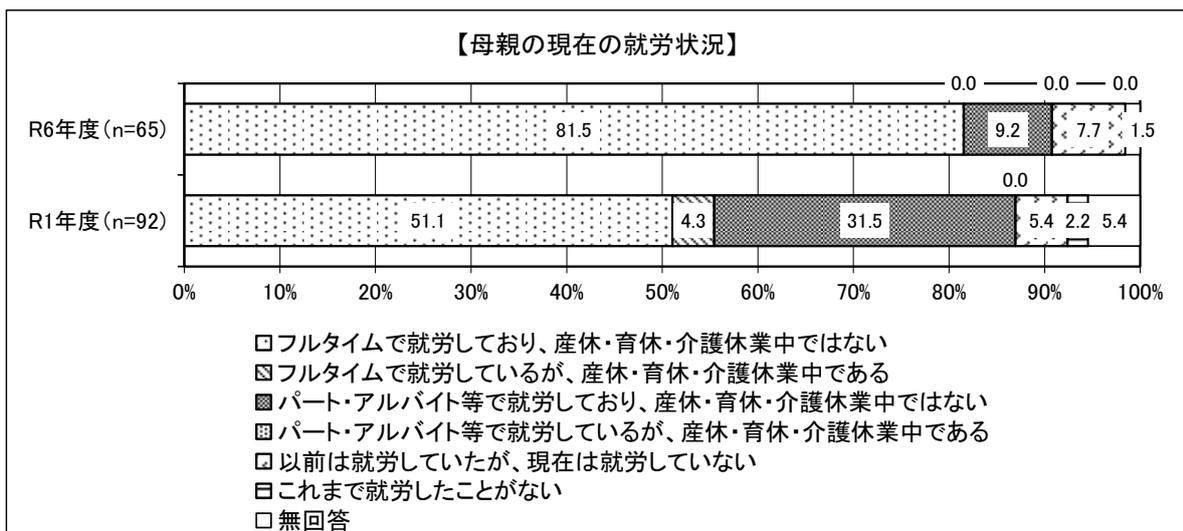
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

④就労状況：就学前・小学生とも母親の「フルタイム勤務」が高い

母親の就労状況について、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、就学前は57.5%、小学生では81.5%と多数を占めています。



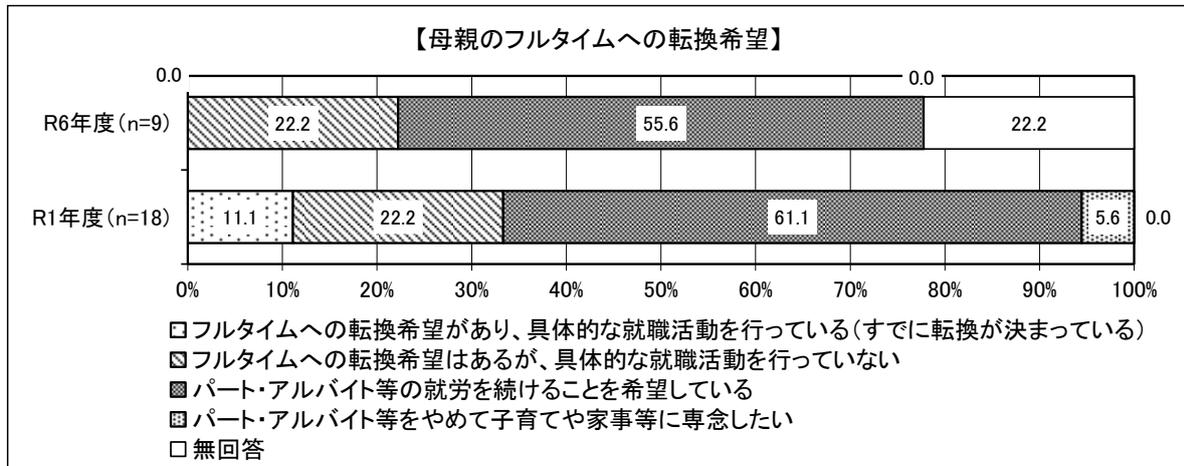
資料：アンケート調査(就学前児童)



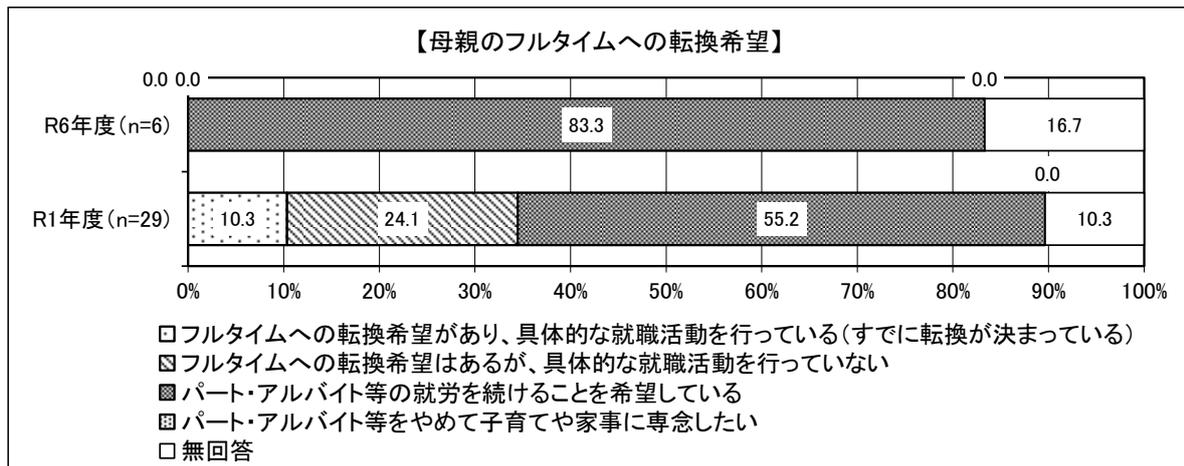
資料：アンケート調査(小学生)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

パートタイムやアルバイトで就労している方のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望している」が最も高く、就学前では55.6%、小学生では83.3%となっています。



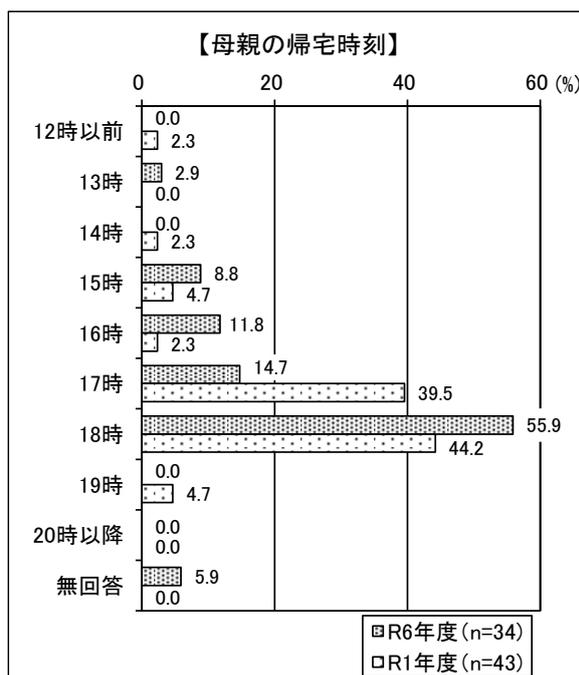
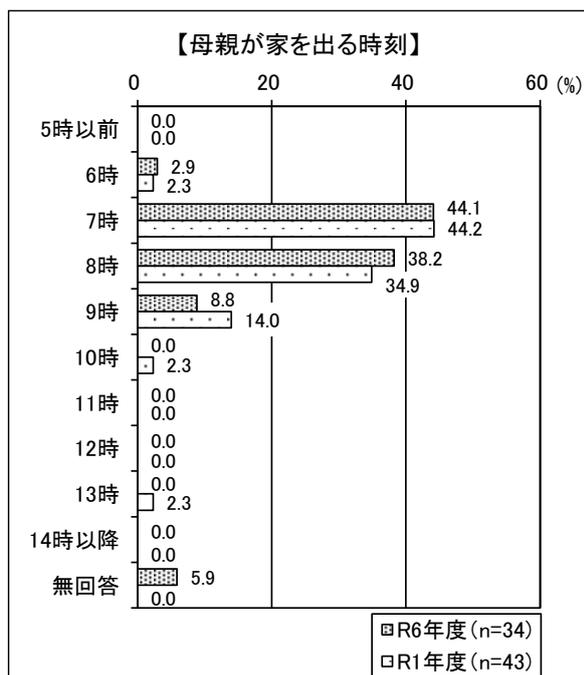
資料：アンケート調査(就学前児童)



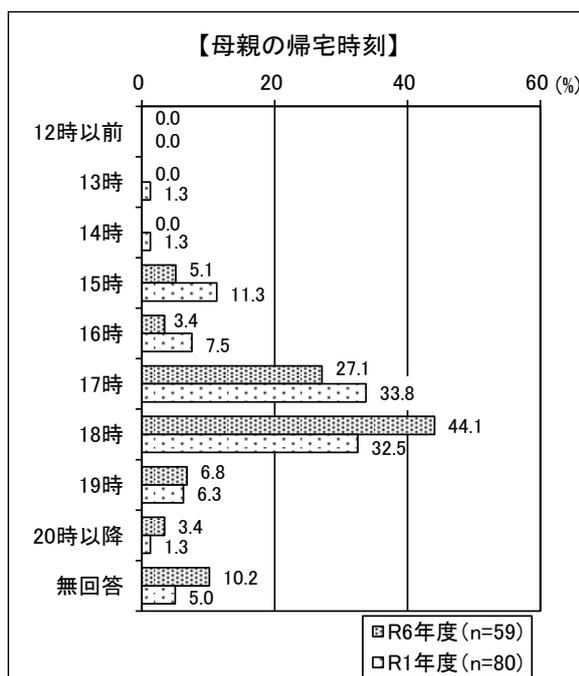
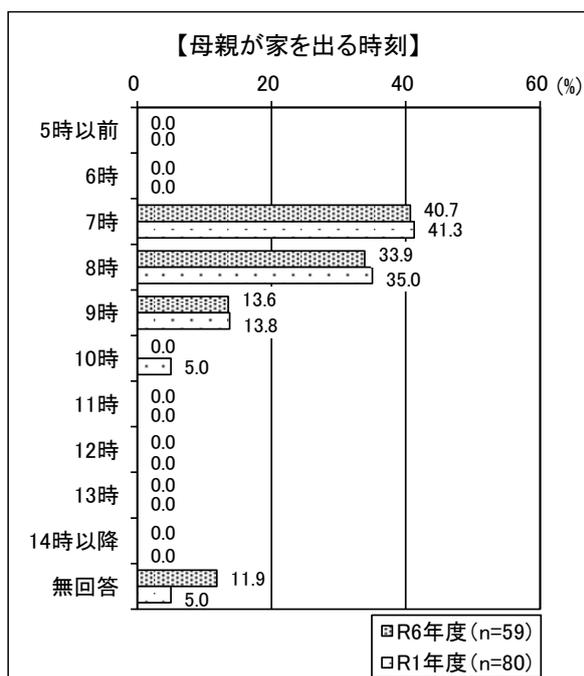
資料：アンケート調査(小学生)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

母親が家を出る時刻は「7時」(就学前 44.1%、小学生 40.7%)が、帰宅時刻は「18時」(就学前 55.9%、小学生 44.1%)が、それぞれ最も高くなっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

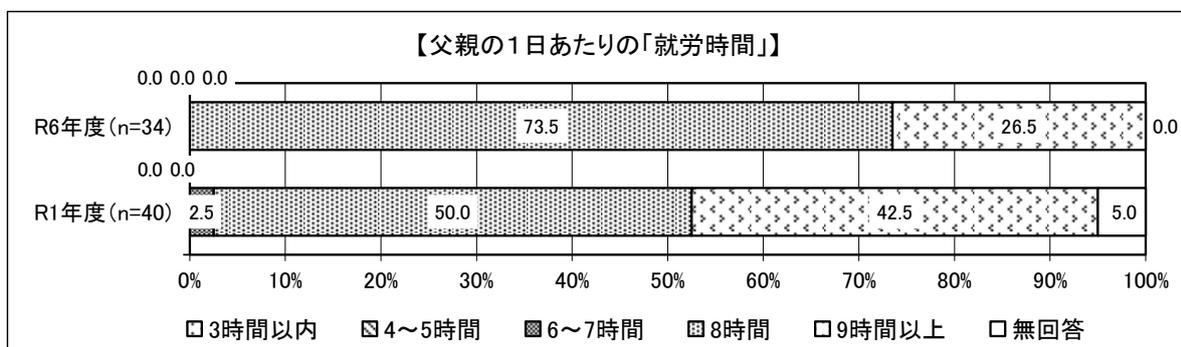
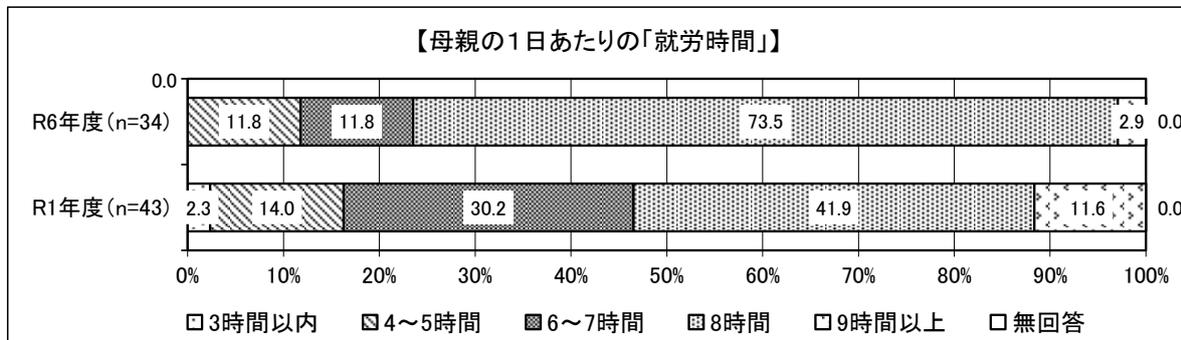


資料：アンケート調査(小学生)

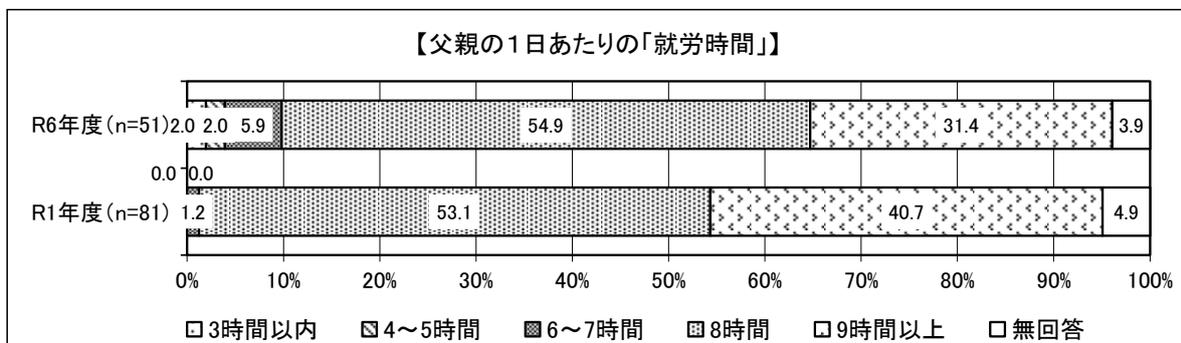
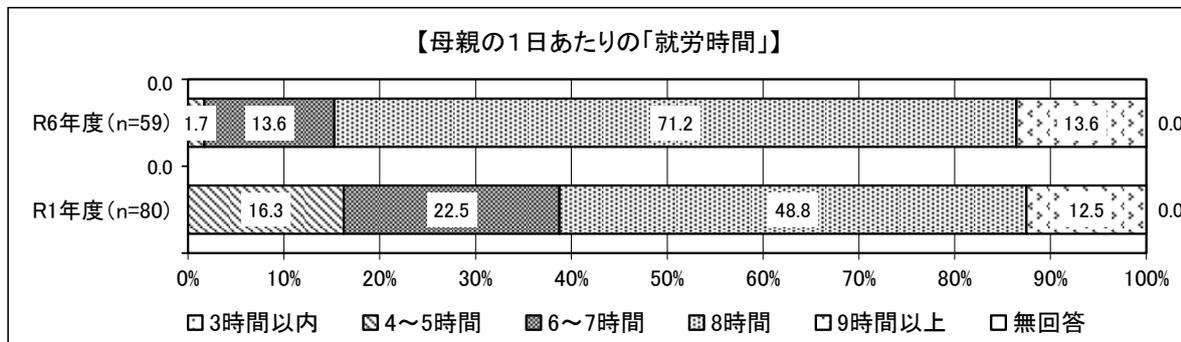
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

母親の1日あたりの就労時間は「8時間」（就学前73.5%、小学生71.2%）が最も高くなっています。

父親の就労時間も同様に「8時間」（就学前73.5%、小学生54.9%）が最も高くなっていますが、「9時間以上」（就学前26.5%、小学生31.4%）も約3割となっています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

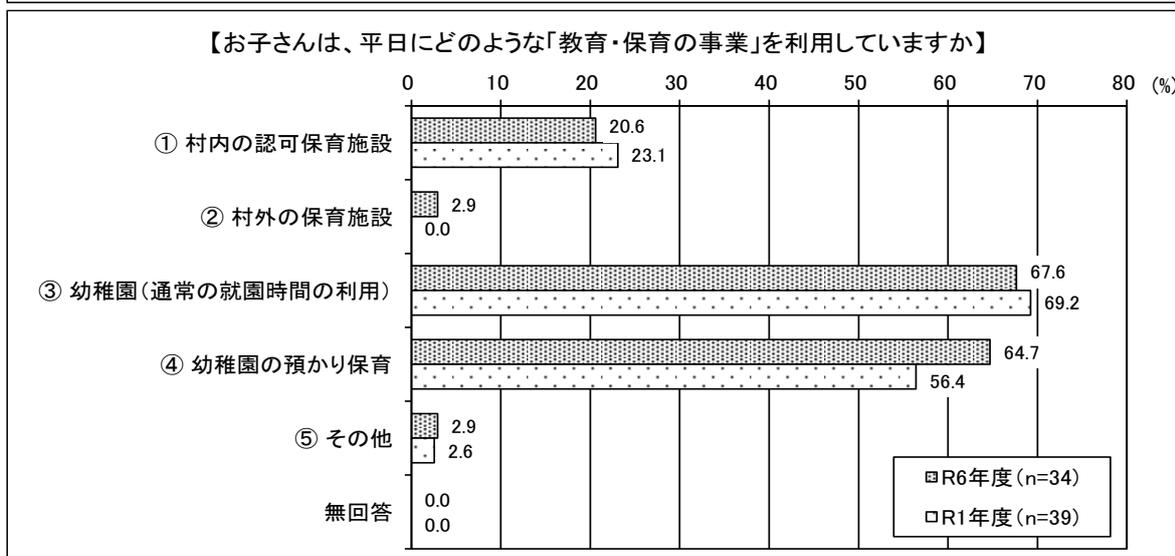
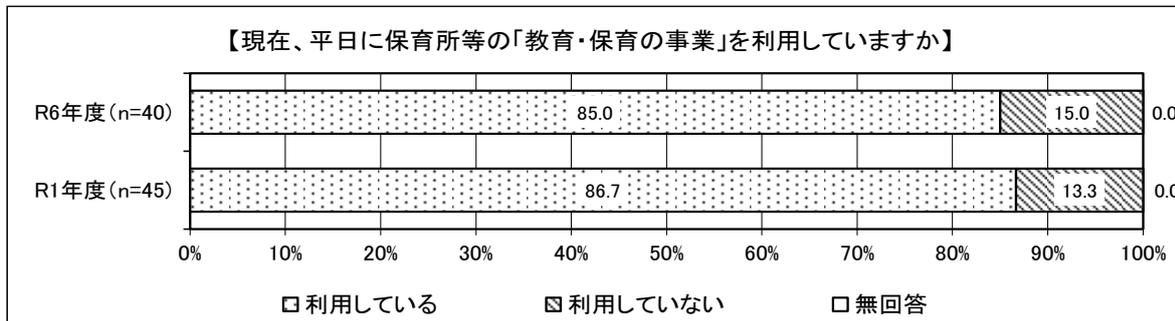


資料：アンケート調査(小学生)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑤定期的な教育・保育施設の利用状況（就学前児童）：保護者の多くが利用

平日の定期的な教育・保育施設の利用率は、「利用している」が85.0%と、前回調査(86.7%)よりわずかに低くなっています。

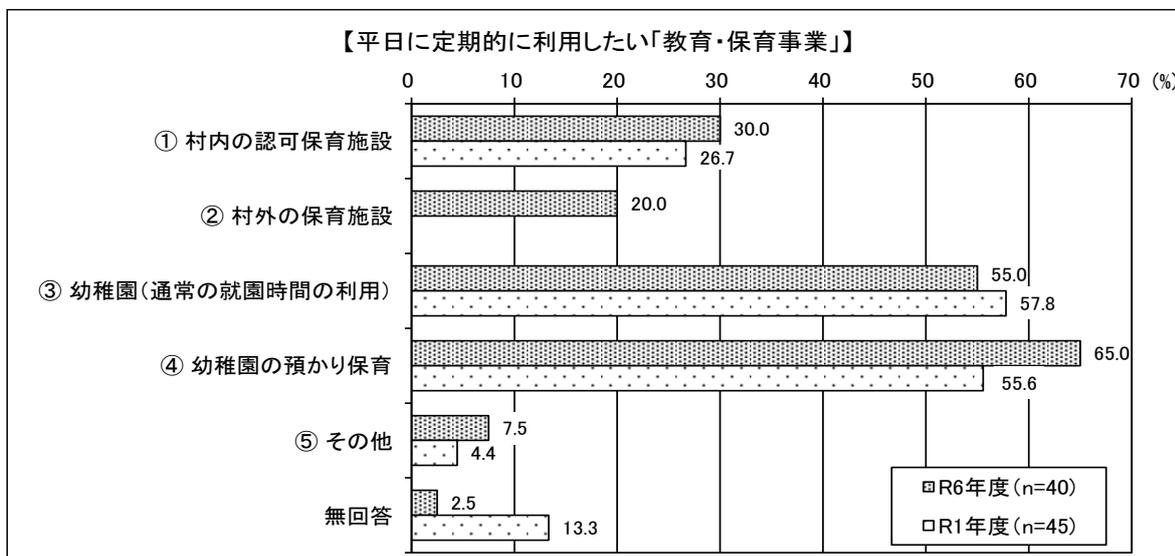


※令和元年度調査とは一部選択肢が異なる。

資料：アンケート調査(就学前児童)

⑥定期的に利用したい教育・保育事業(就学前児童)：「認可保育」「預かり保育」が増加

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「④幼稚園の預かり保育」が65.0%で最も比率が高く、次いで「③幼稚園(通常の就園時間の利用)」が55.0%、「①村内の認可保育施設」が30.0%となっています。



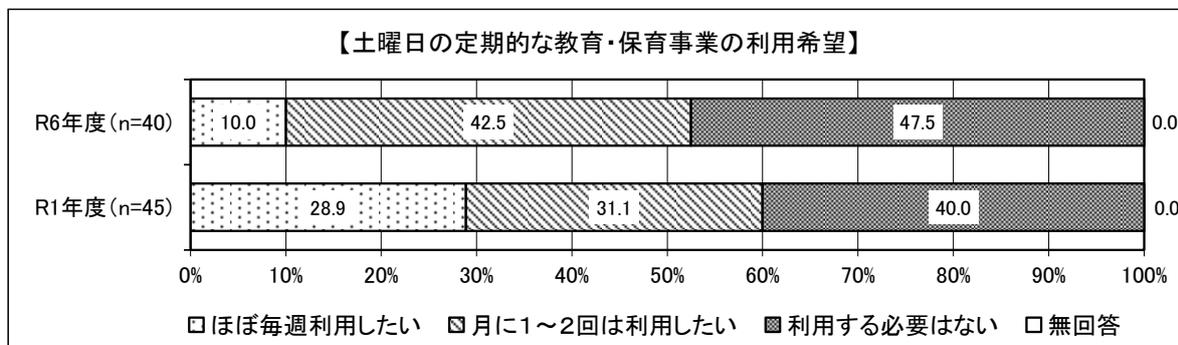
※令和元年度調査とは一部選択肢が異なる。

資料：アンケート調査(就学前児童)

⑦土・日・祝日の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）：利用意向は減少

【土曜日】

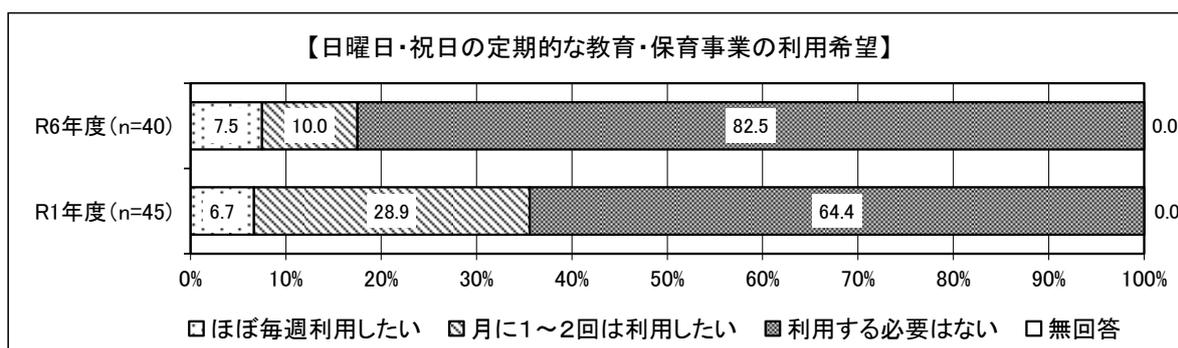
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、土曜日は「月に1～2回は利用したい」が42.5%、「ほぼ毎週利用したい」が10.0%であり、前回調査と比較すると、利用意向の割合は減少したものの半数近くの方が必要としています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

【日曜日・祝日】

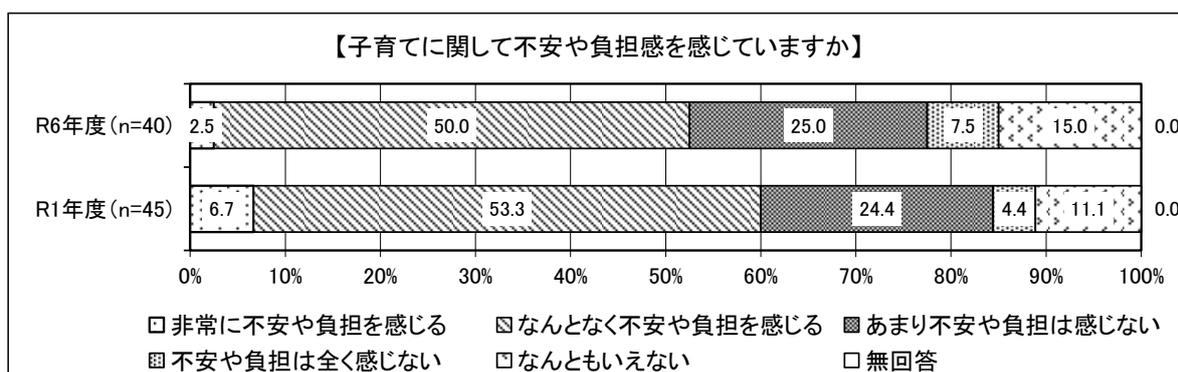
日曜日・祝日の利用意向は、「ほぼ毎週利用したい」が7.5%、「月に1～2回は利用したい」が10.0%となっており、前回調査と比較すると、利用意向は減少しています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

⑧子育てに関する不安や負担感（就学前児童）：「病気や健康」「食事や栄養」

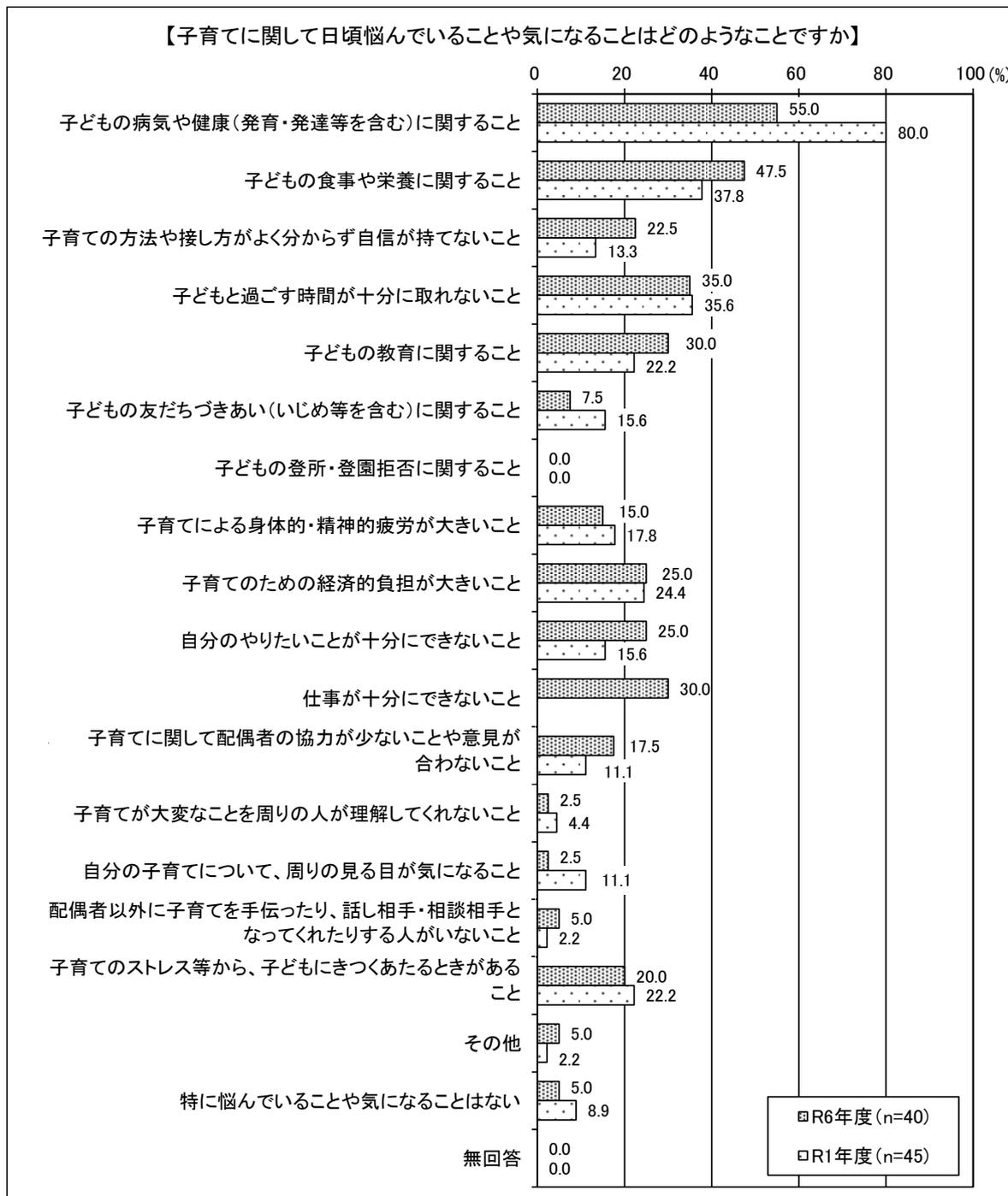
子育てに関して不安や負担感は、「非常に不安や負担を感じる」(2.5%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(50.0%)を合わせた『負担を感じる』が52.5%であり、「不安や負担は全く感じない」(7.5%)と「あまり不安や負担は感じない」(25.0%)を合わせた『負担は感じない』は32.5%となっており、前回調査と比較すると、『負担を感じる』は減少しています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについては、「子どもの病気や健康（発育・発達等を含む）に関すること」が55.0%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が47.5%、「子どもと過ごす時間が十分に取れないこと」が35.0%、「子どもの教育に関すること」及び「仕事が十分にできないこと」がともに30.0%、「子育てのための経済的負担が大きいこと」及び「自分のやりたいことが十分にできないこと」がともに25.0%となっています。

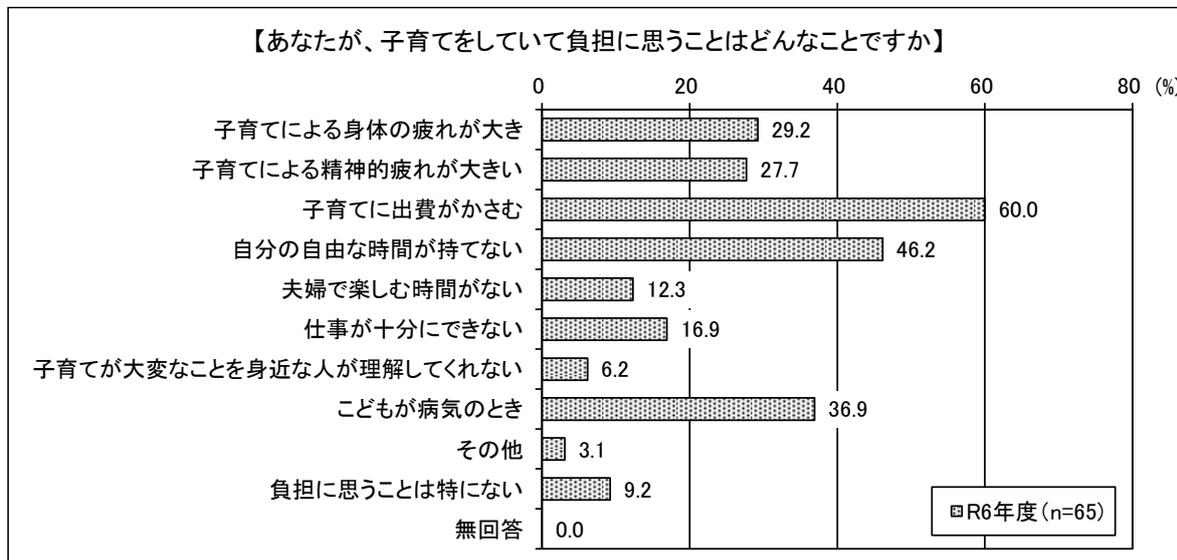


※令和元年度調査とは一部選択肢が異なる。

資料：アンケート調査(就学前児童)

⑨子育てをされていて負担に思うこと（小学生）：「子育てに出費がかさむ」が高い

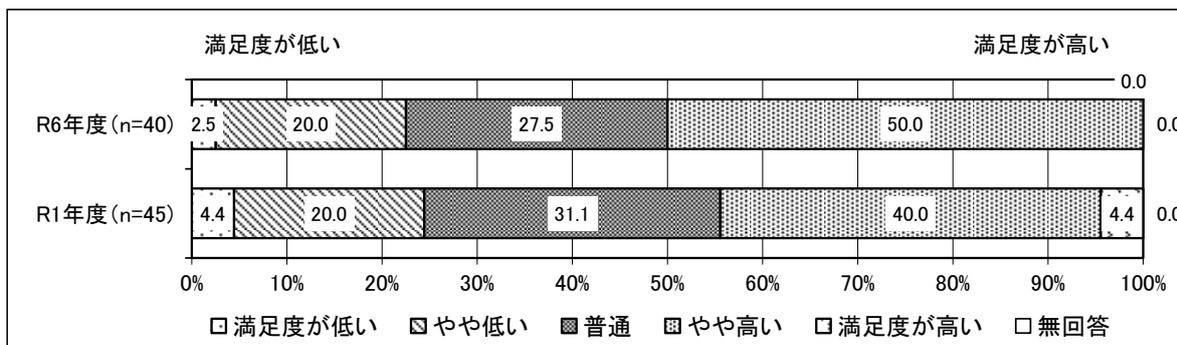
子育てをされていて負担に思うことについては、「子育てに出費がかさむ」が60.0%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」(46.2%)、「こどもが病気の時」(36.9%)となっています。



資料：アンケート調査(小学生)

⑩子育て環境や支援に対する満足度（就学前児童）：「やや高い」が増加

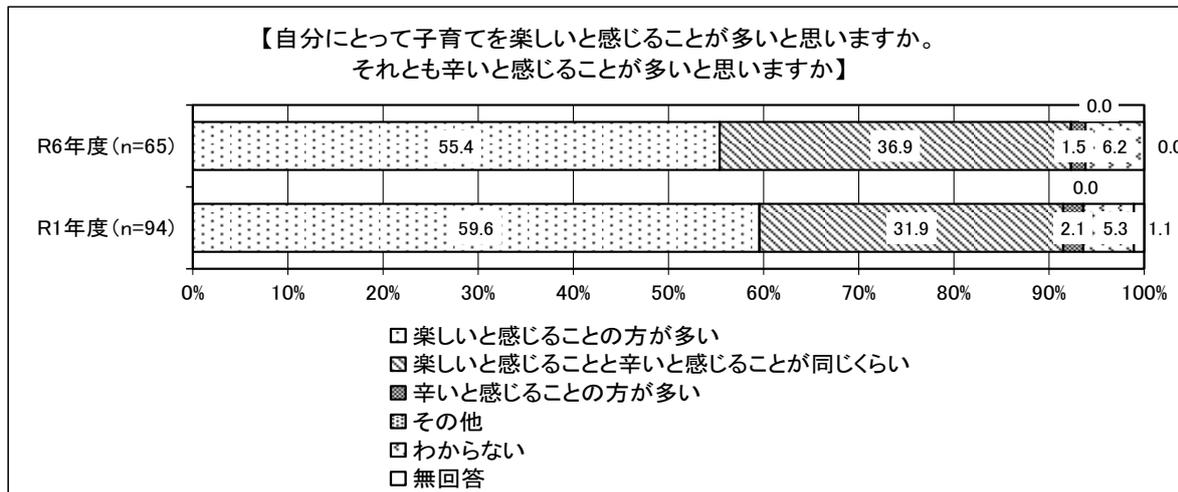
本村の子育て環境や支援に対する満足度では、全体では「やや高い」が50.0%で最も多く、「普通」が27.5%、「やや低い」が20.0%、「低い」が2.5%となっています。前回調査と比較すると、「やや高い」が10ポイント増加しています。



資料：アンケート調査(就学前児童)

①子育て全般について（小学生）：「楽しいと感じることの方が多し」が減少

自分にとって子育てを楽しいと感じることが多いか、辛いと感じることが多いかについては、「楽しいと感じることの方が多し」が55.4%で最も比率が高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が36.9%、「わからない」が6.2%、「辛いと感じることの方が多し」は1.5%となっています。前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多し」が4.2ポイント減少しています。



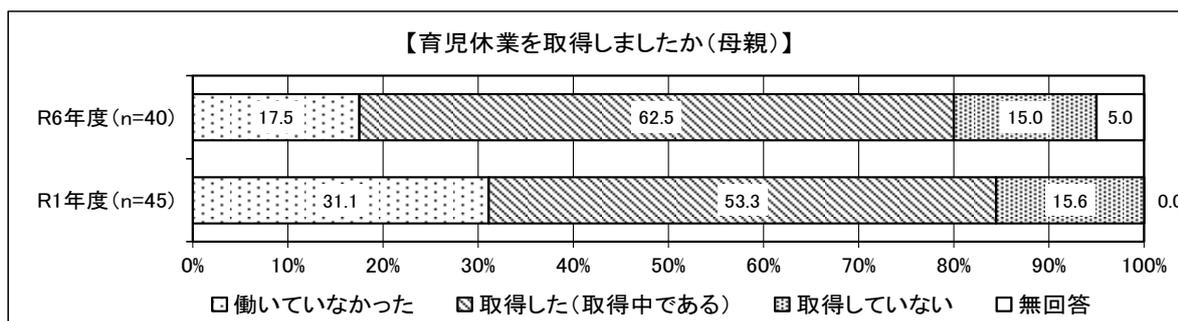
資料：アンケート調査(小学生)

②育児休業の取得状況：母親・父親ともに取得率は増加

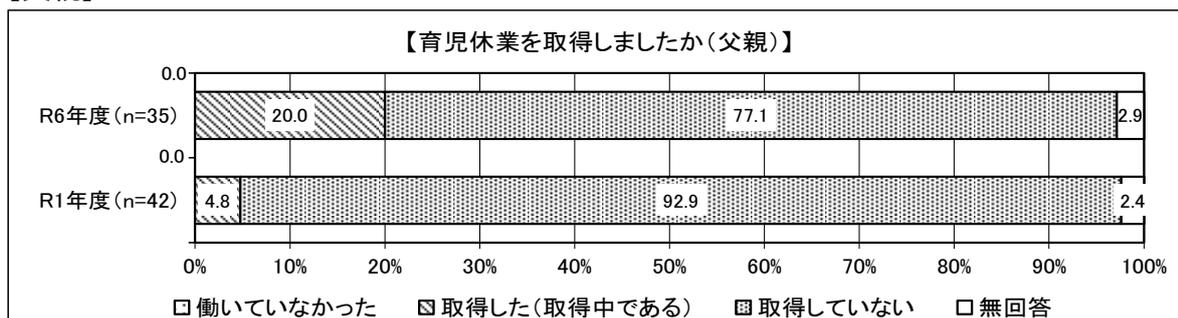
就学前児童の母親は、育児休業を「取得した(取得中である)」が62.5%と、前回調査(53.3%)から9.2ポイントの増加となっています。

就学前児童の父親についても、「取得していない」が77.1%と高いものの、「取得した(取得中である)」は20.0%と、前回の4.8%から15.2ポイント増加しています。

【母親】



【父親】

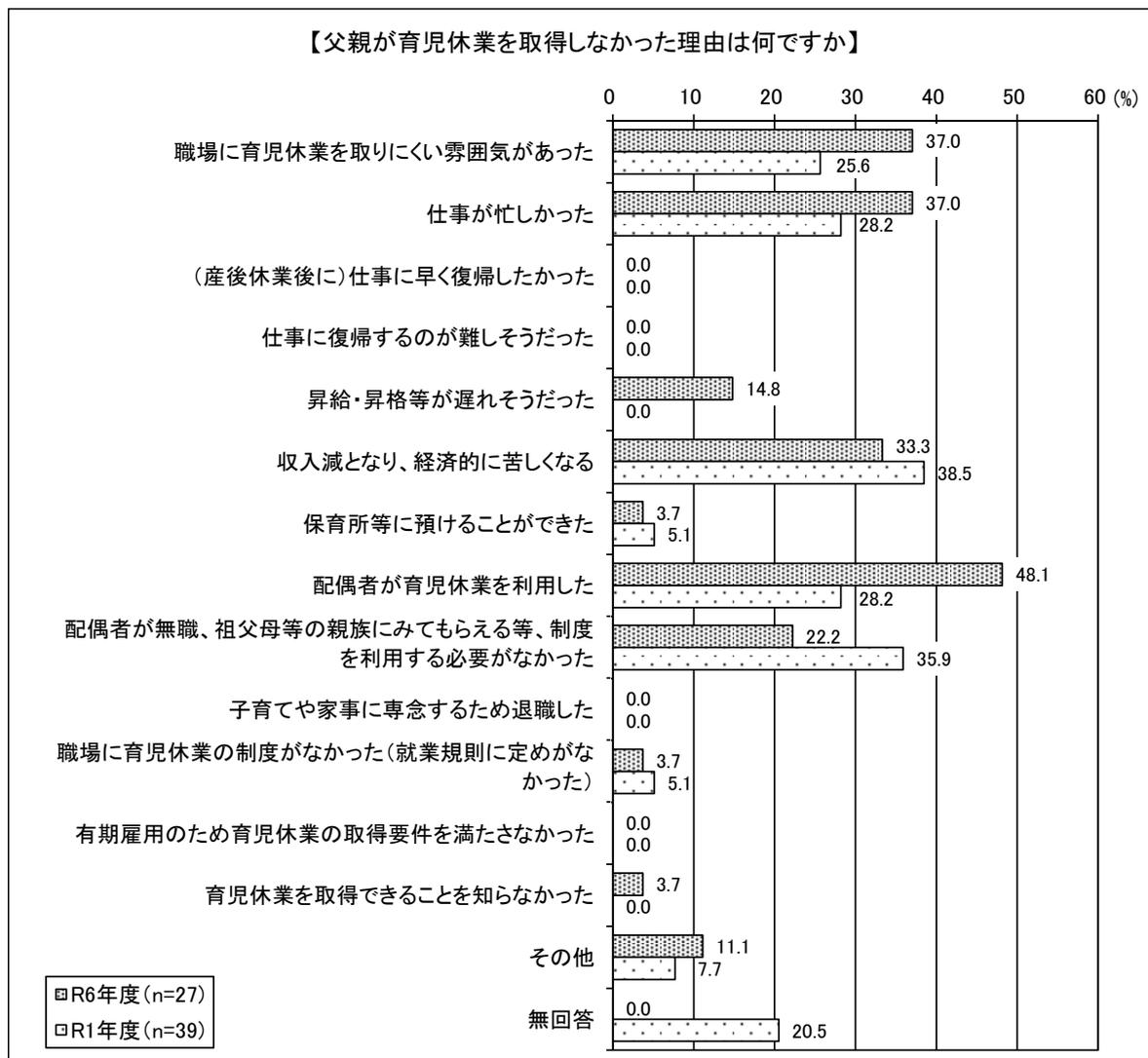


資料：アンケート調査(就学前児童)

育児休業を取得していない理由について、母親では「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が33.3%であり、他には「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」（ともに16.7%）など、職場に起因する理由も見受けられます。

父親については、「配偶者が育児休業を利用した」が48.1%で最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」及び「仕事が忙しかった」がともに37.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が33.3%で続いています。

【父親】



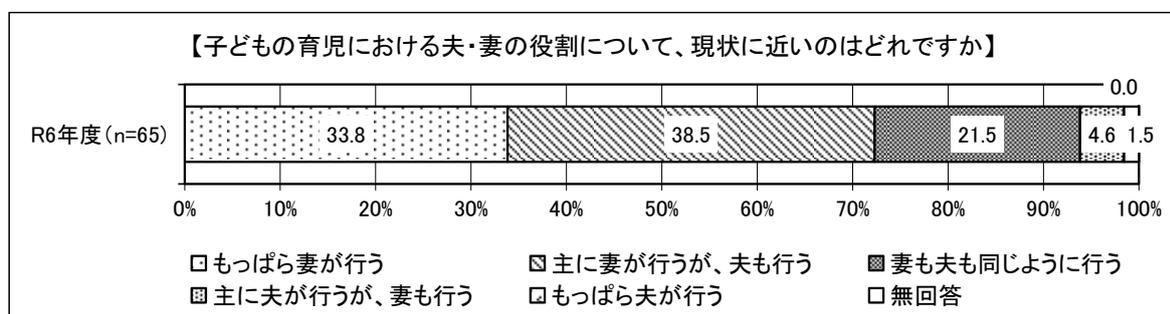
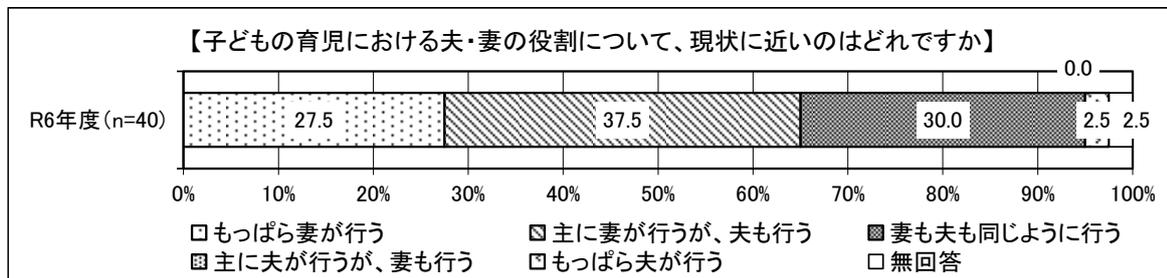
※母親は回答者数が少数のためグラフは省略しています

資料：アンケート調査(就学前児童)

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑬こどもの育児における役割:就学前・小学生とも約3割はもっぱら“妻”が行う

こどもの育児における夫・妻の役割については、就学前及び小学生とも「主に妻が行うが、夫も行う」が約4割（就学前 37.5%、小学生 38.5%）、「もっぱら妻が行う」が約3割（就学前 27.5%、小学生 33.8%）と、妻の負担が高くなっています。

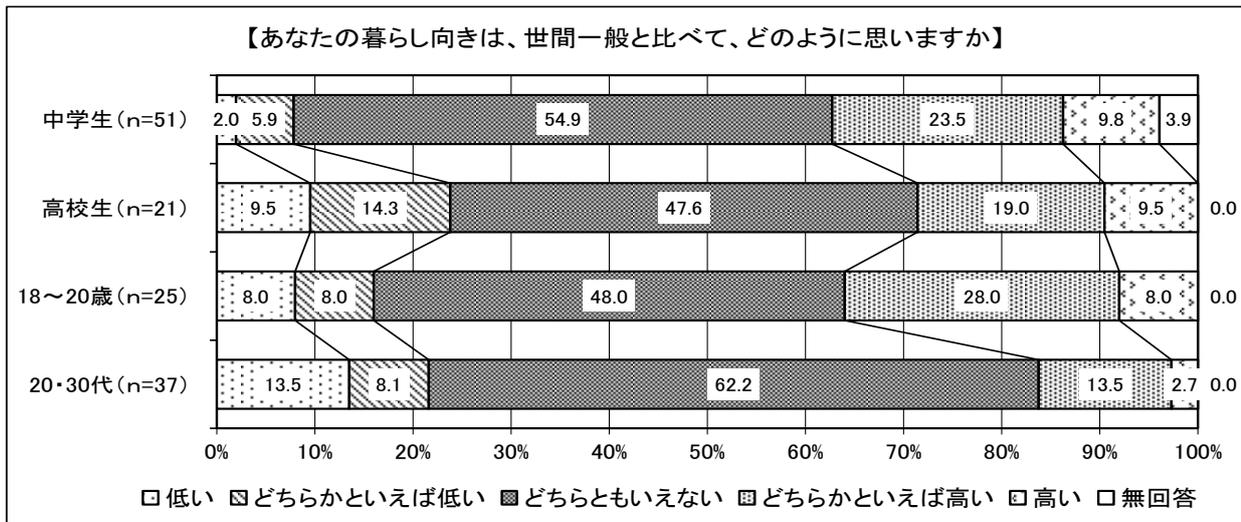


(2) こども・若者の意識調査

「こども・若者の意識調査」の調査結果をもとに、こども・子育て支援に関する実態及び意向を以下のとおり整理します。

①暮らし向き：年齢が若いほど高評価の比率が高い

あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの生活水準）は、世間一般と比べて、どのように思いますかについて、「高い」と「どちらかといえば高い」を合計した“高い”の比率は下図のとおり、中学生は33.3%（9.8%+23.5%）、高校生は28.5%（9.5%+19.0%）、18～20歳は36.0%（8.0%+28.0%）、20・30代は16.2%（2.7%+13.5%）となっています。



②あなた自身についてあてはまること：「幸せ」「自分らしさ」「親の愛」は比率が高い

あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”の比率は下表のとおりです。

「今、幸せだと思う」や「自分らしさがある」、「親から愛されている」は中・高校生とも8割以上と高い比率となっています。高校生及び18～20歳が回答した「努力すれば希望する職業に就くことができる」はそれぞれ90.5%・80.0%と高い比率となっています。

区分	第1位	第3位	第4位	第5位	第6位	
中学生 (n=51)	今、自分が幸せだと思う 90.2%	自分には自分らしさというものがあると思う 90.2%	自分の親(保護者)から愛されていると思う 86.2%	今の自分が好きだ 62.8%	今の自分を変えたいと思う 58.8%	— —
高校生 (n=21)	今、自分が幸せだと思う 100.0%	自分の親(保護者)から愛されていると思う 100.0%	自分には自分らしさというものがあると思う 85.7%	今の自分が好きだ 61.9%	今の自分を変えたいと思う 47.6%	努力すれば希望する職業に就くことができる 90.5%
18～20歳 (n=25)	今、自分が幸せだと思う 84.0%	自分の親(保護者)から愛されていると思う 96.0%	自分には自分らしさというものがあると思う 88.0%	今の自分が好きだ 68.0%	今の自分を変えたいと思う 56.0%	努力すれば希望する職業に就くことができる 80.0%

資料：こども・若者の意識調査

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

③居場所：「家庭」「自分の部屋」が上位、中・高校生は「インターネット空間」が約6割

次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”の比率は下表のとおりです。

「家庭（実家）」や「自分の部屋」は中・高校生、18～20歳、20・30代のいずれもが8割以上と高い比率となっています。「インターネット空間」は中学生(68.6%)及び18～20歳(64.0%)では第3位、高校生も第4位で57.1%と高い結果となっています（20・30代は40.5%）。

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
中学生 (n=51)	家庭(実家) 94.1%	自分の部屋 82.3%	インターネット空間 68.6%	学校(卒業した学校を含む) 66.7%	地域(居住エリアや建物など) 51.0%		
高校生 (n=25)	家庭(実家) 95.3%	自分の部屋 95.2%	学校(卒業した学校を含む) 61.9%	インターネット空間 57.1%	地域(居住エリアや建物など) 57.1%	職場(過去の職場、アルバイトを含む) 50.0%	
18～20歳 (n=25)	家庭(実家) 88.0%	自分の部屋 84.0%	インターネット空間 64.0%	地域(居住エリアや建物など) 60.0%	地域(実家のあるエリアや建物など) 60.0%	学校(卒業した学校を含む) 56.0%	職場(過去の職場、アルバイトを含む) 52.3%
20・30代 (n=37)	自分の部屋 81.1%	家庭(実家) 78.4%	職場(過去の職場、アルバイトを含む) 47.0%	地域(居住エリアや建物など) 43.2%	地域(実家のあるエリアや建物など) 40.5%	インターネット空間 40.5%	学校(卒業した学校を含む) 27.0%

資料：こども・若者の意識調査

④あなたとのかかわり：「家族」や「学校の友人」は8割以上が多く、一方、「村内の地域の方」はインターネット上の人より低い

家族等との現在のかかわりはどのようなものかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”の比率は下表のとおりです。

「家族」や「学校の友人」は、「会話やメール等をよくしている」、「何でも悩みを相談できる人がいる」、「いつもつながりを感じている」のいずれもが概ね8割以上（20・30代は50%以上）と高く、一方、「村内の地域の方」は18～20歳以外は3割未満（20・30代は10%未満）と低く、「インターネット上の人」より低いケースが多く見受けられます。

区分		会話やメール等をよくしている	何でも悩みを相談できる人がいる	いつもつながりを感じている
家族	中学生(n=51)	88.3%	82.4%	88.2%
	高校生(n=21)	100.0%	100.0%	100.0%
	18～20歳(n=25)	80.0%	84.0%	84.0%
	20・30代(n=37)	75.6%	70.2%	70.2%
学校の友人	中学生(n=51)	90.2%	74.5%	84.3%
	高校生(n=21)	80.9%	80.9%	80.9%
	18～20歳(n=25)	84.0%	72.0%	68.0%
	20・30代(n=37)	51.3%	54.0%	54.0%
村内の地域の方	中学生(n=51)	23.5%	11.8%	25.5%
	高校生(n=21)	23.8%	28.5%	28.5%
	18～20歳(n=25)	40.0%	40.0%	48.0%
	20・30代(n=37)	8.1%	5.4%	8.1%
インターネット上の人	中学生(n=51)	31.3%	15.7%	21.6%
	高校生(n=21)	28.5%	28.5%	19.0%
	18～20歳(n=25)	52.0%	44.0%	44.0%
	20・30代(n=37)	16.2%	16.2%	13.5%
職場の人	18～20歳(n=25)	52.7%	52.7%	47.4%
	20・30代(n=37)	52.8%	50.0%	38.9%

※高校生の「職場の人」は回答者数が2人のため、ここでの集計は省略いたしました

資料：こども・若者の意識調査

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑤10年後（中学生は20年後）：「親を大切にしている」が高い一方、「子供を育てている」は5割未満

あなたは10年後（中学生は20年後）、どのようになっていると思いますかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”の比率は下表のとおりです。

「親を大切にしている」と答えた割合が高い一方で、「子供を育てている」は、中学生が49.0%、高校生は42.9%、18～20歳は44.0%、20・30代は32.4%（現状10.8%）となっています。また、20・30代は「結婚している」は35.1%となっています。

区分	親を大切にしている	幸せになっている	自由にのんびり暮らしている	仲間と仲良く暮らしている	多くの人の役に立っている	子供を育てている	お金持ちになっている	結婚している	出世している
中学生 (n=51)	92.1%	86.2%	80.4%	70.6%	56.9%	49.0%	45.1%	—	—
高校生 (n=21)	95.2%	100.0%	52.4%	76.2%	66.6%	42.9%	33.3%	—	—
18～20歳 (n=25)	80.0%	84.0%	56.0%	64.0%	64.0%	44.0%	44.0%	52.0%	40.0%
20・30代 (n=37)	70.2%	45.9%	37.8%	40.5%	37.8%	32.4%	16.2%	35.1%	18.9%

資料：こども・若者の意識調査

⑥こども・若者の満足度：「医療機関」や「遊び場」、「運動する場」は、近隣市町村を含めた生活圏では満足度が50%を超える

あなたにとって北塩原村及び近隣市町村はどのようなところかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”（満足度）の比率は下表のとおりです。

「お米や野菜などの食べ物、水、スイーツがおいしい」、「自然環境の中で気持ちよく過ごせる場所や機会がある」、「性別で役割や仕事が決めつけられることなく、男女が平等に扱われている」、「文化的な活動に触れる場所や機会がある」、「地域の中で、地域の方と一緒に活動する機会がある」は本村の満足度が多く年代で50%以上と高く、近隣市町村も同様に高い年代が多くなっています。

「運動する場所や機会がある」、「楽しんだり遊んだりする場所や機会がある」、「病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医師や医療機関がある」は本村の満足度は多くの年代で半数未満となっていますが、近隣市町村も含めた生活圏全体では、ほとんどの年代で満足度（“そう思う”）が50%を超える高い比率となっています。

区分	お米や野菜などの食べ物、水、スイーツがおいしい		自然環境の中で気持ちよく過ごせる場所や機会がある		性別で役割や仕事が決めつけられることなく、男女が平等に扱われている		文化的な活動に触れる場所や機会がある	
	本村	近隣	本村	近隣	本村	近隣	本村	近隣
中学生 (n=51)	80.4%	82.4%	76.5%	54.9%	64.8%	60.8%	64.7%	47.0%
高校生 (n=21)	71.4%	85.7%	81.0%	52.4%	57.1%	66.7%	57.1%	61.9%
18～20歳 (n=25)	92.0%	76.0%	84.0%	76.0%	68.0%	60.0%	72.0%	60.0%
20・30代 (n=37)	64.8%	64.8%	75.6%	45.9%	29.7%	37.8%	32.4%	40.5%

区分	地域の中で、地域の方と一緒に活動する機会がある		運動する場所や機会がある		楽しんだり遊んだりする場所や機会がある		病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医師や医療機関がある	
	本村	近隣	本村	近隣	本村	近隣	本村	近隣
中学生 (n=51)	60.8%	39.2%	55.0%	72.6%	37.3%	82.4%	27.5%	78.4%
高校生 (n=21)	57.1%	42.8%	38.1%	85.8%	19.1%	76.2%	47.6%	100.0%
18～20歳 (n=25)	72.0%	60.0%	64.0%	68.0%	56.0%	72.0%	36.0%	64.0%
20・30代 (n=37)	37.8%	27.0%	27.0%	43.2%	21.6%	67.5%	18.9%	64.8%

※網掛は50%以上

資料：こども・若者の意識調査

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑦仕事：中・高校生は「公務員」「医療」などが上位

あなたは、将来、どのような仕事をしたいですか（現在のお仕事を続けたい場合は、現在のお仕事を選んでください）について、上位の職業は下表のとおりです。

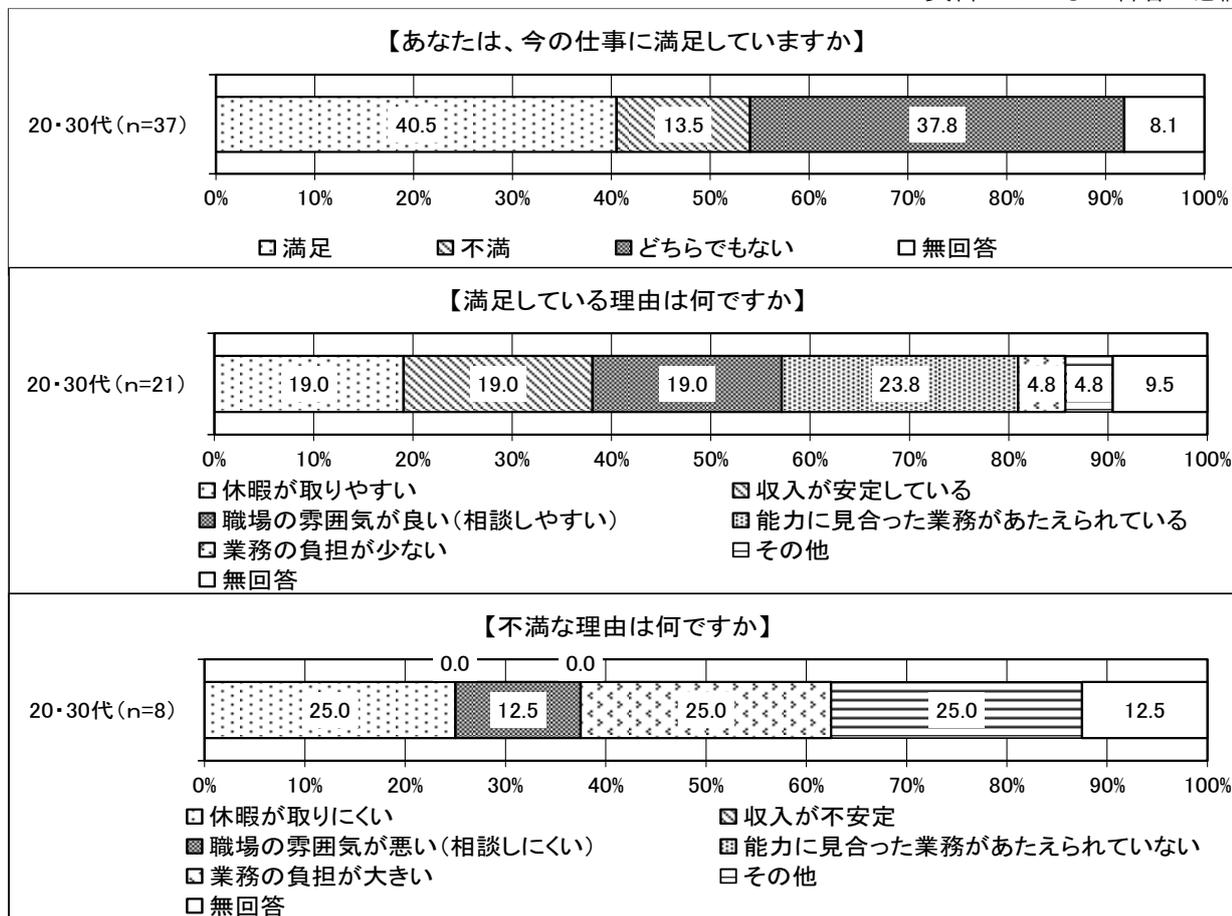
中学生は「公務員（警察・消防除く）」や「建設」が、高校生は「医療」や「公務員（警察・消防除く）」、「消防」が、18～20歳は「医療」、「製造」、「情報通信」、「教員」、「公務員（警察・消防除く）」が、20・30代は「農林漁業」や「製造」が、それぞれ上位となっています。

20・30代は今の仕事に「満足」が40.5%、「不満」が13.5%となっており、「満足」の理由としては「能力に見合った業務があたえられている」や「休暇が取りやすい」、「収入が安定している」、「職場の雰囲気が良い（相談しやすい）」が、「不満」の理由としては「休暇が取りにくい」や「業務の負担が大きい」が、それぞれ上位となっています。

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	—	
中学生 (n=56)	公務員 (警察・消防除く) 12.5%	建設 10.7%	飲食 7.1%	医療 7.1%	その他 32.1%	
高校生 (n=21)	医療 23.8%	公務員 (警察・消防除く) 14.3%	消防 14.3%	教員 9.5%	その他 23.8%	
18～20歳 (n=36)	医療 11.1%	製造 8.3%	情報通信 8.3%	教員 8.3%	公務員(警察・消防除く) 8.3%	その他 16.7%
20・30代 (n=49)	農林漁業 10.2%	製造 10.2%	情報通信 8.2%	医療 8.2%	無職 8.2%	建設/観光/飲食/ 教員/公務員 各 6.1%

(※複数回答された方がおり、その回答を有効とするため回答数=nとして処理を行いました。)

資料：こども・若者の意識調査



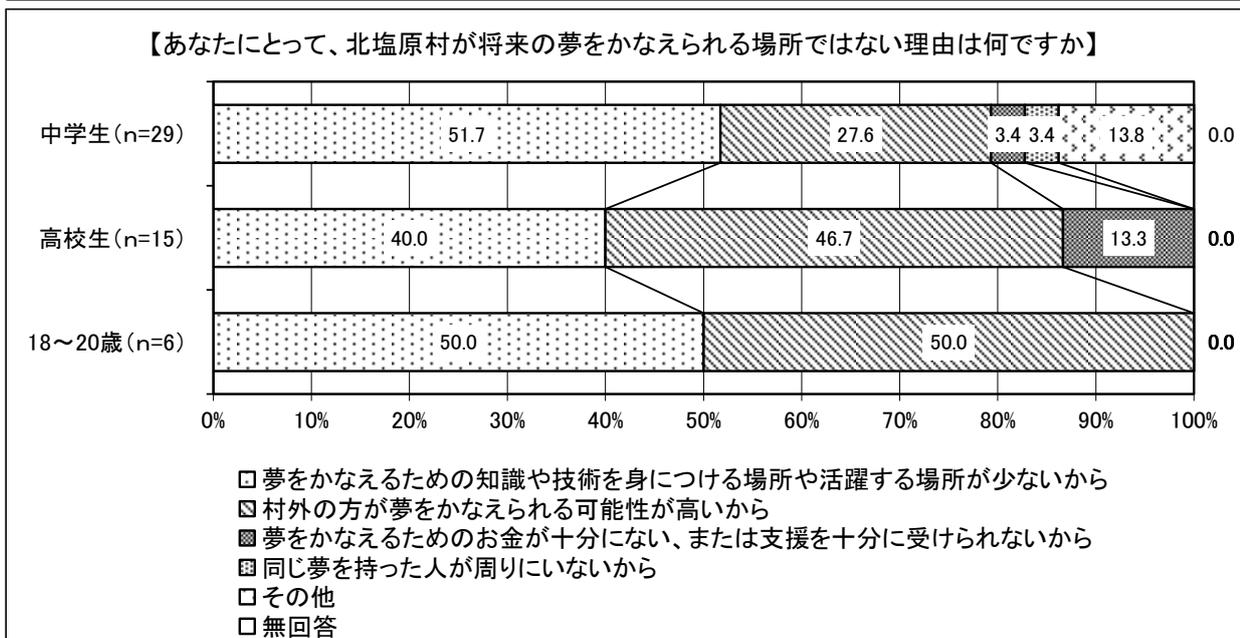
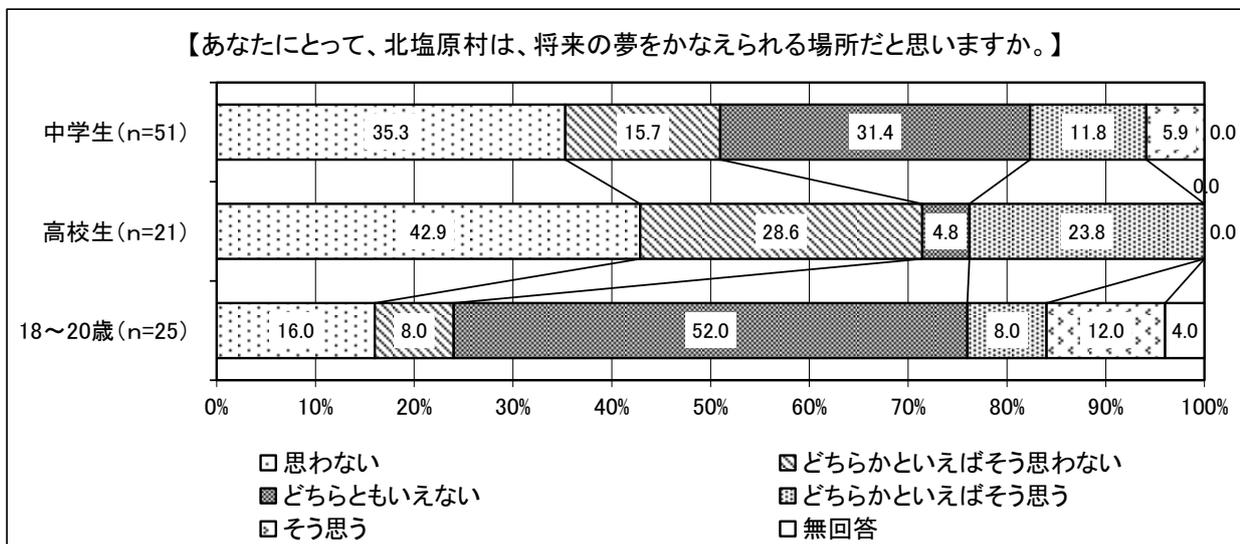
資料：こども・若者の意識調査

⑧北塩原村は夢をかなえられる場所：中学生 17.7%、高校生 23.8%

夢をかなえられない理由：「知識や技術を身に付ける場所や活躍する場所が少ない」、「村外の方が可能性が高い」

あなたにとって北塩原村は夢をかなえられる場所かについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合計した“そう思う”の比率は、中学生は 17.7% (5.9%+11.8%)、高校生は 23.8% (0.0%+23.8%)、18～20 歳は 20.0% (12.0%+8.0%) となっています。

夢をかなえられる場所ではない理由としては、「夢をかなえるための知識や技術を身に付ける場所や活躍する場所が少ないから」(中学生 51.7%、高校生 40.0%、18～20 歳 50.0%) や「村外の方が夢をかなえられる可能性が高いから」(中学生 27.6%、高校生 46.7%、18～20 歳 50.0%) の比率が高くなっています。また、「夢をかなえるためのお金が十分でない、又は支援を十分に受けられないから」は、中学生は 3.4%、高校生は 13.3% となっています。



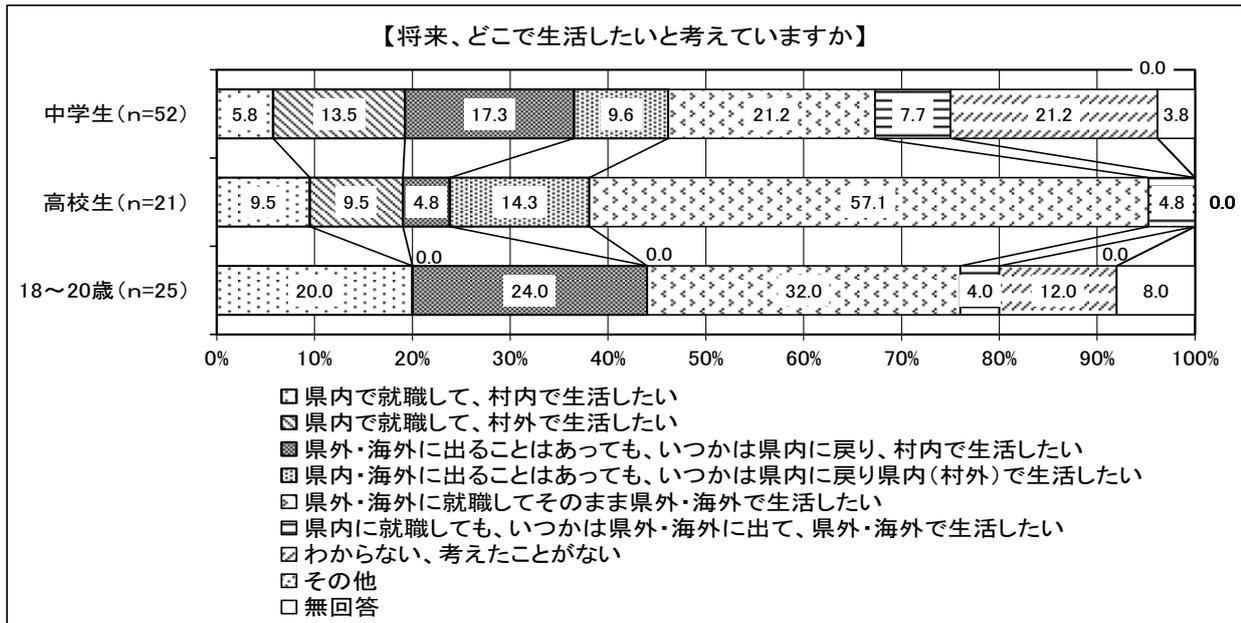
資料：こども・若者の意識調査

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑨将来、どこで生活したいか：村内は中学生23.1%(5.8%+17.3%)、高校生14.3%(9.5%+4.8%)

将来、どこで生活したいと考えているかについて、「県外・海外に就職してそのまま県外・海外で生活したい」が最も比率が高い（中学生21.2%、高校生57.1%、18～20歳32.0%）結果となっています。

「県内で就職して、村内で生活したい」（中学生5.8%、高校生9.5%、18～20歳20.0%）と「県外・海外に出ることはあっても、いつかは県内に戻り、村内で生活したい」（中学生17.3%、高校生4.8%、18～20歳24.0%）を合わせた“村内で生活したい”は、中学生は23.1%、高校生は14.3%、18～20歳は44.0%となっています。

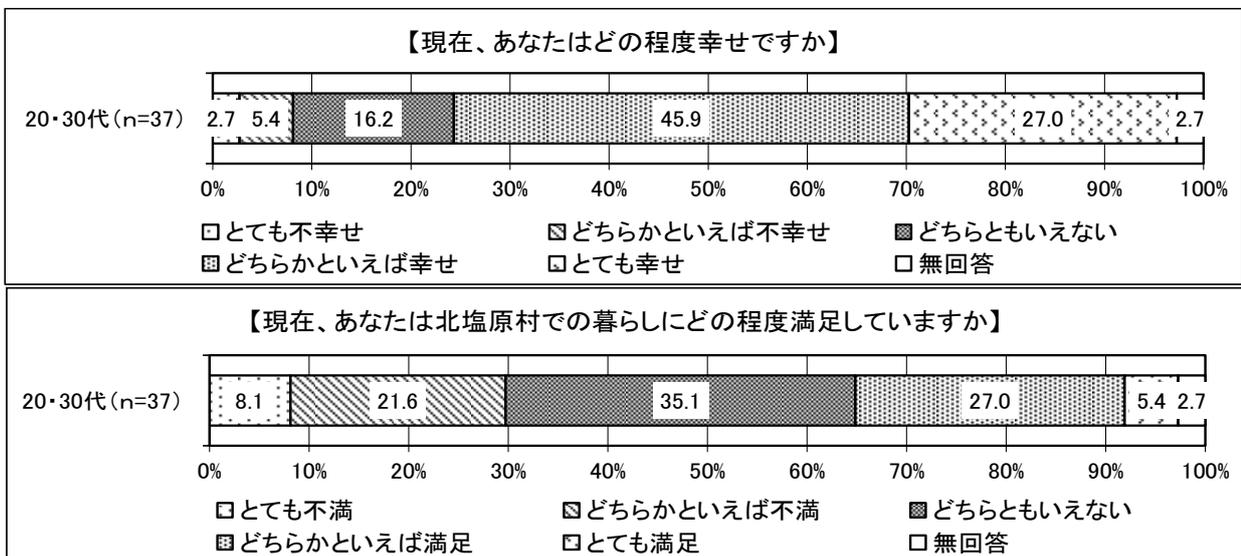


資料：こども・若者の意識調査

⑩20・30代：幸福度72.9%、村内での暮らしの満足度32.4%

現在、あなたはどの程度幸せですかについて、「とても幸せ」と「どちらかといえば幸せ」を合計した“幸せ”の比率は、72.9%（27.0%+45.9%）と高い幸福度となっています。

現在、あなたは北塩原村での暮らしにどの程度満足していますかについて、「とても満足」と「どちらかといえば満足」を合計した“満足”の比率は、32.4%（5.4%+27.0%）となっています。



資料：こども・若者の意識調査

5 第2期子ども・子育て支援事業計画の状況

(1) 子ども・子育て施策

第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）における子ども・子育て施策の今後の方向性は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 安心な妊娠・出産と健やかな子どもの成長

基本施策1 心豊かな子どもを育むための支援

①豊かな心を育む体験活動等の提供

	施策	事業	方向性
1	校外活動やスポーツ活動の充実	○ふくしま駅伝への参加 ○教育課程に基づく校外活動の実施、中体連大会への参加	継続
2	体験やボランティア活動の推進	○保育所での季節に合わせた遊び・体験 ○幼稚園での季節に合わせた体験、慰問 ○子ども体験活動 ○中学生による職場体験、除雪ボランティア	継続
3	子ども向けイベント等の情報提供	○広報やインターネット等を通じた情報提供 ○子育てガイドブックの作成 ○子育て支援ダイジェストの作成 ○子ども体験活動事業の周知 ○各学校のWEB掲載、学校だよりの発行	継続

②乳幼児等異年齢交流の推進

	施策	事業	方向性
1	学校や職場体験での乳幼児とふれあう機会の提供	○中学生による幼稚園訪問（職場体験） ○幼稚園児と小学生の交流	継続
2	正しい性知識を醸成する教育の充実	○幼小中連携による乳幼児との触れ合いを通じた意識向上 ○家庭教育支援事業（保健講座）	継続

③他地域文化等との交流の推進

	施策	事業	方向性
1	国内・国際交流の推進	○小学生沖縄県東村派遣事業 ○中学生台湾派遣事業	継続

基本施策2 子どもの健康教育の推進

①食育の推進

	施策	事業	方向性
1	各年齢に応じた食育の推進	○給食提供、お弁当の日実施（月1回）（保育所） ○保護者向け食育講演会（幼稚園） ○季節行事に合わせた給食献立の実施	継続
2	食育の推進	○野菜栽培収穫体験・給食への提供（保育所） ○栽培活動体験（幼稚園） ○食の講話（小学校） ○学校給食週間（中学校） ○食育指導（幼小中） ○自家消費野菜等の放射性物質検査 ○農産物庭先集荷・直売所販売	継続

②思春期における健康教育の推進

	施策	事業	方向性
1	薬物使用防止教育の充実	○外部専門家を招いた薬物使用防止教室（中学校）	継続
2	思春期の子どもの健全育成事業	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 ○地域学校保健委員会による情報共有 ○家庭教育支援事業（保健講座）	継続

基本施策3 妊産婦と子どもの健康の向上

①妊産婦・乳幼児等への切れ目のない支援

	施策	事業	方向性
1	子育て世代包括支援センター	○妊娠届時の保健師による面談等 ○面談の状況に応じた支援	継続

②妊婦及び乳幼児健診の充実

	施策	事業	方向性
1	妊婦一般健康診査助成	○妊産婦健康診査費用の助成	継続
2	乳児家庭全戸訪問事業	○生後2か月前後の乳児がいる家庭への保健師の訪問	継続
3	乳幼児健康診査事業	○4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の健康診査	継続
4	妊産婦及び乳幼児訪問指導の実施	○妊娠後期前後の妊婦に対する訪問、電話による相談、指導	継続
5	乳幼児の健康相談事業の充実	○乳幼児の発達に関する相談会。年12回開催 ※喜多方市と合同実施	継続

③救急医療体制の充実

	施策	事業	方向性
1	救急医療体制（小児）	○休日当番医・第二次救急当番医による医療体制（※）の整備、広報 ※喜多方広域事業	継続
2	福島県こども救急電話相談	○福島県こども緊急電話相談（#8000）の運営（※）及び広報 ※福島県事業	継続

基本目標Ⅱ 幸せな暮らしを支える子育て支援サービスの充実

基本施策1 子育て支援サービスの充実

①子育て中の親への支援

	施策	事業	方向性
1	地域子育て支援拠点事業等の拡充	○子育て世代包括支援センターによる親子参加型イベントの実施	継続
2	親への子どもを育てる力の育成	○子育て世代包括支援センターによる親子参加型イベント、ペアレント・プログラムの実施	継続
3	ファミリー・サポート・センター事業	●喜多方地方定住自立圏共生ビジョンに基づき、共同利用に向けた検討（事業：未実施）	実施に向け検討
4	ホームスタート事業	●喜多方地方定住自立圏共生ビジョンに基づき、共同利用に向けた検討（事業：未実施）	実施に向け検討

②教育・保育サービスの充実

	施策	事業	方向性
1	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の充実	○保育士等の研修等に関する情報提供（保育園） ○ニーズに応じた改善、研修への参加（幼稚園）	継続
2	延長保育・一時預かり事業等の検討・実施	○延長保育の実施	継続
		●一時預かり事業は未実施 ●他事業との調整も含め検討（事業：未実施）	継続

③放課後児童健全育成事業の充実

	施策	事業	方向性
1	放課後学童保育事業（放課後児童クラブ）	○放課後学童保育事業の実施	継続

基本施策2 子どもの健やかな成長のための環境の整備

①保育園・幼稚園・小学校の連携推進

	施策	事業	方向性
1	保育園・幼稚園・小学校の交流推進	●保育所と幼稚園との交流事業 ※感染症の影響により中止 ○親子ふれあい広場の開催を通じた交流、幼稚園と小学校の交流活動	継続

②子どもの悩みへの相談支援体制の充実

	施策	事業	方向性
1	問題行動の早期発見・未然防止	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	継続

基本施策3 子育て家庭への経済的支援

①教育・保育費等への支援

	施策	事業	方向性
1	結婚祝金・出産祝金・子育て祝金	○結婚祝金	見直し
		○出産祝金	継続
		○子育て祝金	見直し
		○学校給食費無償化	継続
2	児童手当	○児童手当	継続
3	乳幼児及び児童医療費の助成	○乳幼児及び児童医療費の助成	継続
4	保育料等の減免	○保育料軽減事業（認可外施設）	継続
		○多子世帯保育料軽減事業	
		○村保育料（国基準額より低い額）	

基本目標Ⅲ 子ども・子育てを支える地域環境の充実

基本施策1 地域全体で子育てを支援する環境整備の推進

①子育てに関する意識の醸成

	施策	事業	方向性
1	男女共同参画事業の推進	○啓発チラシ等による広報 ○庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査	継続
2	子どもの権利の尊重	○ひきこもり相談窓口の設置 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、不登校生徒や家庭への支援	継続

②住民参加の子育て支援

	施策	事業	方向性
1	民生委員・児童委員活動	○民生児童委員協議会定例会（毎月）等	継続
2	学校支援地域本部事業の推進	○コーディネーター、登録ボランティアの増員 ○小中学校からの要望に応じた講師派遣	継続
3	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	●喜多方地方定住自立圏共生ビジョンに基づき、 共同利用に向けた検討（事業：未実施）	実施に 向け検討
4	ホームスタート事業 （再掲）	●喜多方地方定住自立圏共生ビジョンに基づき、 共同利用に向けた検討（事業：未実施）	実施に 向け検討

基本施策2 安心安全な子育て環境の整備

①子育てしやすい居住環境の整備

	施策	事業	方向性
1	利用しやすい施設の整備	●妊婦や幼児連れ家庭に配慮した施設整備 （未実施）	計画の 見直し
		○道路舗装・橋梁の修繕	継続
		○体育施設等の維持管理	継続
2	移住促進住宅取得支援事業	○移住希望者への情報提供・広報活動	継続
3	村営住宅の整備	○若者定住住宅の整備	継続
4	公園や広場の整備	●未実施	計画の 見直し
5	自然を活かした子育て環境 の推進	○子ども体験事業	継続

②道路交通の安全確保の推進

	施策	事業	方向性
1	安全な道路環境の整備	○道路舗装・橋梁の修繕	継続
2	交通安全教育の推進	○交通安全関係団体との連携による啓発活動	継続
		○交通安全鼓笛パレード	
		○警察官を講師に招いた交通安全教室（小学校）	
3	冬期間の雪対策	○村道等の除雪対策	継続

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

③犯罪等被害防止活動の推進

	施策	事業	方向性
1	防犯活動の推進	○防犯関係団体との連携による啓発活動 ○地域の見守り隊との連携による啓発活動	継続
2	防犯に関する情報提供	○区長便を活用した警察署等の情報の周知 ○学校・保護者等への管内での事件事故等の情報提供	継続
3	情報活用能力（リテラシー）の向上	○インターネット利用に関する教育・指導	継続

基本施策3 仕事と生活の両立への支援

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援

	施策	事業	方向性
1	男女共同参画推進事業の推進	○庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査	継続
2	仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	○国・県等から提供された啓発チラシ等による広報	継続
3	病児保育一時預かり事業	●未実施	実施に向け検討

基本施策4 援助を必要とする子どもや家庭への支援

①子どもへの虐待防止体制の拡充

	施策	事業	方向性
1	養育支援訪問事業	○要支援児童・保護者への訪問による助言・指導	継続

②ひとり親家庭への支援

	施策	事業	方向性
1	ひとり親家庭福祉相談	○支援制度の周知広報 ○実情に応じた相談、助言、指導等	継続
2	児童扶養手当	○児童扶養手当（給付：県）の周知	継続
3	ひとり親家庭医療費助成事業	○医療費の助成	継続

③障がいのある子どもと家庭への支援

	施策	事業	方向性
1	妊婦及び乳幼児への健康診査の実施	○健康診査（障がいの早期発見・適切治療）	継続
2	障がい児を持つ家庭への支援	○保健センターと教育委員会との連携による状況把握、相談支援	継続

④生活困窮家庭への支援

	施策	事業	方向性
1	教育・学習の支援	○奨学金の実施 ○学校給食費の無償化 ○準要保護世帯への就学援助	継続
2	地域で支える仕組みづくり	○子どもの居場所づくり ○喜多方市屋内遊び場の広域利用	継続
3	就学援助（要保護・準要保護家庭への援助）	○準要保護世帯への就学援助	継続
4	育英事業	○奨学金の実施	継続
5	生活福祉資金貸付制度	○生活福祉金の貸与（社会福祉協議会）	継続

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

(2) 子ども・子育て支援給付

【施設の状況】

①教育施設

区分	さくら小学校区		裏磐梯小学校区	
対象地区	北山	大塩	桧原	裏磐梯
名称	さくら幼稚園		裏磐梯幼稚園	
定員（人）	60		60	
園児数（人）※	23		10	
保育料	無料		無料	
教育時間	8:30 ~ 15:30		8:30 ~ 15:30	
預かり保育時間	7:30 ~ 8:30		7:30 ~ 8:30	
	15:30 ~ 18:00		15:30 ~ 18:00	

※園児数は令和6年5月1日現在

②保育施設

区分	村内		村外（広域入所）
名称	社会福祉法人芙蓉会 芙蓉保育園		—
定員（人）	20		各施設において規定
園児数（人）※	9		—
保育料	村規則に規定		各自治体等において規定
保育時間	標準	7:30~18:30	各施設
	短時間	8:00~16:00	
延長保育	標準	7:00~ 7:30 18:30~19:00	各施設
	短時間	7:00~ 8:00 16:00~19:00	

※園児数は令和6年5月1日現在

【認定の状況】

① 1号認定（3歳～5歳・教育のみ）

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績								
さくら 小学校区	人	5	8	7	7	7	5	7	1	6	1
裏磐梯 小学校区	人	3	4	1	7	1	4	1	4	1	0
計	人	8	12	8	14	8	9	8	5	7	1

令和6年度は9月末

② 2号認定（3歳～5歳・保育の必要性あり）

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績								
さくら 小学校区	人	35	23	44	27	41	19	41	25	38	22
裏磐梯 小学校区	人	8	9	11	6	11	6	11	4	9	10
計	人	43	32	55	33	52	25	52	29	47	22

令和6年度は9月末

③ 3号認定（0歳～2歳・保育の必要性あり）

区分	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績								
さくら 小学校区	人	25	20	23	17	23	19	23	9	23	10
裏磐梯 小学校区	人	13	1	6	2	6	3	6	1	6	0
計	人	38	21	29	19	29	22	29	10	29	10

令和6年度は9月末

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		方向性	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績		
①利用者支援	人	1	8	1	7	1	5	1	1	1	0	継続	
②時間 外保育 (延長 保育)	A	人	21	10	23	10	22	8	22	5	20	1	継続
	B	人	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	
	計	人	22	11	25	12	24	10	24	6	22	2	
③放課 後健全 育成	A	人	48	29	41	21	42	27	45	29	51	28	継続
	B	人	21	7	18	7	17	7	17	11	20	13	
	計	人	69	36	59	28	59	34	62	40	71	41	
④子育て 短期支援	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未実施 → 検討	
⑤地域 子育て 支援	A	人	144	0	120	60	120	14	120	19	120	8	継続
	B	人	108	25	96	12	96	19	96	5	96	4	
	計	人	252	25	216	72	216	33	216	24	216	12	
⑥一時 預かり (幼稚 園型)	A	人	8,257	4,403	10,269	5,568	9,554	6,650	9,514	6,500	8,794	3,712	継続
	B	人	1,503	1,241	1,974	1,178	1,802	1,560	1,842	1,265	1,675	765	
	計	人	9,760	5,644	12,243	6,746	11,356	8,210	11,356	7,765	10,469	4,477	
⑦一時 預かり (一般)	A	人	342	0	373	0	356	0	355	0	335	0	未実施 → 検討
	B	人	101	0	98	0	94	0	95	0	88	0	
	計	人	443	0	471	0	450	0	450	0	423	0	
⑧病児 病後児 保育	A	人	304	0	331	0	316	0	315	0	298	0	未実施 → 検討
	B	人	72	0	79	0	75	0	76	0	71	0	
	計	人	376	0	410	0	391	0	391	0	369	0	
⑨子育て援助 活動支援	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	未実施 → 検討	
⑩妊婦一般 健康診査	人	165	112	165	111	165	51	165	44	150	3	継続	
⑪乳児家庭 全戸訪問	人	11	13	11	10	11	2	11	7	10	1	継続	
⑫養育支援 訪問	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	継続	
⑬物品購入等 に係る援助	人	10	17	9	8	9	6	9	10	9	7	継続	
⑭多様な主体 の参入促進	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状況に より 検討	

※A：さくら小学校区、B：裏磐梯小学校区

①利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や相談、助言のほか、関係機関との連絡、調整を行う事業です。

本村では令和元年10月1日に、北塩原村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師により対応しています。

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援者数	0	8	7	5	1	0

資料：保健福祉課調べ（令和6年度は9月末）

②時間外保育事業（延長保育）

3号認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外に保育を行う事業です。

本村の認可保育所芙蓉保育園において、通常利用日の時間外に延長保育を実施しています。

・利用時間 7時00分及び19時00分まで

単位：人

区分	実施箇所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校区	芙蓉保育園	11	10	10	8	5	1
裏磐梯 小学校区	芙蓉保育園	2	1	2	2	1	1
計		13	11	12	10	6	2

資料：保健福祉課調べ（各年度3月31日現在、令和6年度は9月末）

③放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

・利用時間 放課後 ～ 18時00分（小学校授業日）

8時00分 ～ 18時00分（土曜日及び長期休業期間）

単位：人

区分	実施箇所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら 小学校区	さくら 児童クラブ	32	29	21	27	29	28
裏磐梯 小学校区	裏磐梯 児童クラブ	6	7	7	7	11	13
計		38	36	28	34	40	41

資料：教育課調べ（各年度3月31日現在、令和6年度は9月末）

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

④子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本村においては、実施しておりません。

⑤地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

本村では令和元年度、村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を設置し、親子が参加できるイベント等を実施しています。

◇支援者数（イベント参加人数）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら小学校区	2	0	60	14	19	8
裏磐梯小学校区	4	25	12	19	5	4
計	6	25	72	33	24	12

資料：保健福祉課調べ（各年度3月31日現在、令和6年度は9月末）

⑥一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園児の保護者が就労等により昼間家庭にいない在園児を対象に、幼稚園において行う預かり保育事業です。

・利用時間 通常保育終了後 ～ 18時00分

◇利用者数（実人数）

単位：人

区分	実施箇所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら小学校区	さくら幼稚園	36	23	29	23	25	22
裏磐梯小学校区	裏磐梯幼稚園	7	10	8	6	6	10
計		43	33	37	29	31	32

資料：教育課調べ（各年度3月31日現在、令和6年度は9月末）

◇利用者数（延人数）

単位：人

区分	実施箇所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さくら小学校区	さくら幼稚園	6,912	4,403	5,568	6,650	6,500	3,712
裏磐梯小学校区	裏磐梯幼稚園	1,029	1,241	1,178	1,560	1,265	765
計		7,941	5,644	6,746	8,210	7,765	4,477

資料：教育課調べ（各年度3月31日現在、令和6年度は9月末）

⑦一時預かり事業（一般型※幼稚園型を除く）

就労等により断続的に家庭で保育ができない場合、又は、緊急・一時的に保育ができない場合などに、一時的に児童を預かる事業です。

本村においては、実施しておりません。

⑧病児病後児保育事業

病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かる事業です。

本村においては、実施しておりません。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者や子育てに関心のある者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村においては、実施しておりませんが、喜多方市と締結する「喜多方地方定住自立圏共生ビジョン」に基づき、喜多方市との共同設置に向けて検討中です。

※検討においては西会津町を含めた3市町村で協議。

⑩妊婦一般健康診査

全ての妊婦を対象に、公費負担により妊婦健康診査を15回、産後健康診査を2回実施しています。ハイリスク妊産婦に対しては訪問指導等を行うなど、妊娠から出産まで妊産婦の健康管理を行う事業です。

◇受診者数（延人数）

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	128	112	111	51	44	3

資料：保健福祉課調べ（令和6年度は9月末）

⑪乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、居宅での相談、支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付けることにより、健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

生後2か月を目安に保健師による訪問を実施しています。なお、長期的に里帰りする場合は、里帰り市区町村に訪問を依頼するなどの対応を行っています。

単位：世帯

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	15	13	10	2	7	1

保健福祉課調べ（令和6年度は9月末）

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

⑫養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業により養育支援が必要と認められる家庭や、特定妊婦（支援が必要と認められる妊婦）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、関係機関との連携により、当該家庭及び児童への支援を行う事業です。

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援者数	0	0	0	0	0	0

資料：保健福祉課調べ（令和6年度は9月末）

⑬物品の購入等に係る助成事業

要保護・準要保護家庭への一部費用の助成を行う事業です。教育・保育の利用における日用品や文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加等に要する費用について助成を行います。

単位：人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成人数	17	17	8	6	10	7

資料：教育課調べ（令和6年度は9月末）

⑭多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本村においては、民間参入の動きはありませんでした。

6 こども・子育てを取り巻く課題

(1) 家庭・地域・職場における性別役割分担意識等の払拭

【状況】

- 保護者を対象としたアンケートにおいて、高い割合(就学前児童保護者の92.5%、小学生児童保護者の83.1%)で「母親」が回答しているほか、育児の関わりにおいて、「もっぱら妻が行う」と答えた割合は、就学前児童保護者では27.5%、小学生児童保護者では33.8%となっています。
- 母親の就労状況を見ると、就学前児童保護者で62.5%、小学生児童保護者で81.5%の母親が「フルタイム」で就労しており、就労による負担も父親と同様に認められる状況にあります。現在、「パート・アルバイト」による就労者の多くが、「フルタイム」ではなく、「パート・アルバイト」による就労を希望しており、就労時間や家庭での育児負担などを考慮した上での意向となっていることが想定されます。
- 育児休業を取得しなかった方の理由をみると、父親の場合、最も多い回答は「配偶者が育休利用」となっており、このほか、「取りにくい雰囲気」、「仕事が忙しい」、「収入減」、「昇給等が遅れる」などとなっています。母親の場合、理由は様々であり、「取得要件に満たなかった」「取りにくい雰囲気」、「制度がなかった」と答えた方のほか、「子育てに専念するために退職」とした方もいます。
- 就労先については、村外の事業所に就労する子育て世帯も多いとみられ、就学前児童保護者(母)及び小学生児童保護者(母)の家を出る時間で最も多いのが7時台、帰宅では18時台となっています。また、父親の勤務時間をみると、就学前児童保護者で9時間以上と答えた方も26.5%いるほか、小学生保護者では31.4%となっています。

【課題】

- 家庭内における性による役割分担意識の解消につながる施策や取組を通じ、女性への負担感の解消を図る必要があります。
- 職場においても、男女を問わず、育児休業の取りやすい雰囲気や体制の整備のほか、日常の労働環境について見直す必要があります。

(2) こども・若者、子育て当事者の居場所、交流の場の整備・充実

【状況】

- 平成31年から令和6年までの5年間で小学生の年代においては、128人から74人と54人の減、就学前児童の年代は83人から50人と33人の減となっていることから、隣近所でのこどもの交流の機会は少なくなっていると思われます。
- こどもの成長において、様々な学びや多様な体験は必要なものです。
- アンケート調査において、多くの保護者が「こどもの遊び場」、「遊具の充実」、「土日祝日も含めた公共施設などの自由な利用」を求めているほか、「子育て中の親同士の情報交換の場」、「図書スペース」等のニーズが高まっています。

【課題】

- こども・若者、子育て当事者が自由に集うことができる交流の場をつくり出す必要があります。
- 人口減少化にあり、人材や資源に限られる中、同世代や多世代による多様な交流は、子育て世代のみならず、多様な支え合いを生み出すことにもつながると思われます。

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

(3) 子ども・子育て支援事業の充実

【状況】

- 共働き世帯が多く、さらには一定数のひとり親世帯もいる中、こどもの病気、自身の体調不良などの際における保育サービスのニーズは、就学前児童保護者で45%いるなど、引き続き高いものとなっています。
- 社会情勢の変化とともに、祖父母世代における子育ての概念から、現在の子育て世代の価値観にあった多様な子育て・子育て環境を整えていく必要があります。
- 保護者が日頃悩んでいることについて、就学前児童保護者では、「こどもの健康(55.0%)」、「こどもと過ごす時間が十分にとれない(35.0%)」といった回答のほか、「自分にやりたいことが十分にできない(25.0%)」、「子育てへのストレス(20.0%)」、「子育てによる身体的・精神的疲労(15.0%)」と答える方も一定数みられます。小学生児童保護者においては、「出費(60.0%)」、「病気(36.9%)」のほか、「自由な時間が持てない(46.2%)」、「身体の疲れ(29.2%)」、「精神的疲れ(27.7%)」、「夫婦で楽しむ時間がない(12.3%)」と答える方がいます。

【課題】

- 児童福祉の対策の面のみならず、少子化対策の面からも、親の負担感を軽減する取組が必要となっています。
- 病気や冠婚葬祭といった事由のみならず、買い物や趣味など、子育て当事者も自分の時間を確保することへの支援が必要であり、その上でも、村において未実施となっているこども・子育て支援事業の充実が急がれます。

(4) 多様な主体の参画による子育て環境の整備

【状況】

- 村においては、村(保健福祉課)及び村教育委員会、子育て世代包括支援センター(保健センター)、認可保育所、幼稚園、小中学校が保育・教育等の実施機関であり、子育て環境や教育環境整備は行政が担っています。
- 人口減少化における女性の社会進出は、今後、さらに必要とされていく中、働き方も多様になってきており、行政が担う従来の保育・教育施策では対応することができない状況が生じているものと思われます。

【課題】

- ニーズは少なくとも、誰一人取り残されることのない地域社会をつくり出す必要があります。
- どの家庭のこどもも村の宝として、多様な主体がそれぞれ自分事として捉えた取組が求められており、行政のほか、多様な主体の参画による取組、村民一人ひとりが子育てに関心を寄せ、担い手となる仕組みづくりを進める必要があります。
- 民間事業所においても、従業員への対策のほか、当該事業所が管理する施設に出入りするこどもや若者、子育て当事者にとって利用しやすい環境整備が推進される仕組みづくりが必要です。

(5) こども・若者の希望をかなえる施策の充実

【状況】

- 中学生や高校生などへのアンケートにおいて、自身の幸福度や将来に対する展望について、前向きに捉えている者の割合が高い一方、北塩原村が夢や希望をかなえる場所になっていると感じている者の割合は低いものとなっています。
- 将来の希望する職業に対しても、村の基幹産業である「農業」、「観光」と答える割合はかなり低いものとなっています。
- さらには、就学前児童保護者の52.5%が子育てに不安や負担感を感じている状況にあります。

【課題】

- こども・若者がどのような環境にあっても、自分の将来に夢や希望を持ち続け、一人ひとりが主体的に自分の可能性を広げていく支援策のほか、サポートを必要とする者に対する適切な支援策など、それぞれの個性・特性に応じた選択肢や支援策を講じる必要があります。
- 村の資源、強みを活かした取組・多様な体験活動により、こども・若者の創造性を育むほか、時代に求められるスキルを学ぶことができる環境を整え、北塩原村が夢や希望をかなえることができる場であることを、こども・若者、子育て当事者に実感いただく必要があります。

(6) 時代のニーズに即した情報発信、丁寧な情報公開

【状況】

- こどもも含め情報端末所持率は高まり、自由に情報を収集、発信できる時代となっています。
- 就学前児童保護者の82.5%がインターネットから子育て情報を得ているが、必要とする情報を適切に得るためには、膨大な情報から分かりやすく誘導する仕組みが必要です。
- 村においても、各課が実施する様々な施策においても、こども・若者、子育て当事者に伝えるべき情報、必要とされる情報があっても、一元的に発信できているとは言い難い状況です。
- 村における取組がきちんと伝えきれず、受け手としては、取組が不十分、分かりにくいなどと受け取られ、結果、満足度が得られにくくなっている可能性もあります。
- 村における取組状況等の情報発信について不十分と考える保護者の意見が寄せられていることから、これらの対策により住民の満足度が高まるものと思われます。

【課題】

- こども・若者、子育て当事者の視点を当事者の意見として重視するため、丁寧かつ分かりやすい情報発信に努めるほか、情報化に対応した情報発信・収集の仕組みを整えていく必要があります。
- 村民目線で情報を整理し、多様な媒体による広報、分かりやすい情報提供が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

村はこれまで、北塩原村第五次総合振興計画において示す本村の強みでもある多様性（気候、産業、生活文化）や美しい農村・自然景観、さらには地域住民とのつながりの深さなどを地域の宝と捉え、第2期北塩原村子ども・子育て支援事業計画において、「人の温かさと自然の豊かさのもと、笑顔あふれる子ども・子育てのむら・北塩原村」を基本理念に掲げ、こどもの健全な発達と子育て環境の一層の充実を図ってきました。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法は、どのような環境にもかかわらず、一人ひとりの権利が守られ、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現、そして、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的としています。

令和7年度からスタートする北塩原村子ども・子育て計画においては、地域の皆さんの力により築き上げてきた子育て環境がさらに光り輝くものとするとともに、村内における全ての活動主体が、本村の自然景観・環境、思いやりなどの温かな思いによる様々な取組により、村民の結びつきがより強まり、しなやかな環（わ）となることを目指すものとします。

そして、家庭や子育てが、人生に夢や希望を与え、喜びが実感できる前向きでかけがえのないライフイベントであることを、より多くの皆さんに届け、そのような社会を実現するため、以下の基本理念を掲げます。

【基本理念】

◇北塩原村子ども・子育て計画【令和7年度～令和11年度】

こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環（わ）

子育てプラス きたしおばら

2 基本方針

村こども・子育て計画の基本理念の実現に向けては、国が定めた「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画 2024」、福島県が定める「福島県こども計画（こどもまんなかプラン）」などとの整合性を図りながら、施策の展開を図るものとし、施策の展開においては、以下の6つの基本方針により、取組を進めていきます。

【基本方針①】

こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります

こどもは生まれながらに権利の主体です。こども・若者の権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。また、こども・若者が、夢や希望に応じて将来を切り開いていけるよう、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

【基本方針②】

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます

こども・若者と対等な目線で対話を重ね、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、地域の課題や未来について広く意見を求め、自分たちも共に支え合う社会の一員であるという意識を醸成します。また、こども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達に応じて尊重し、こども施策に反映させることで、こども施策の質を向上させていきます。

【基本方針③】

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます

こどもは、成長過程に訪れる各ライフステージにおける様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。個人差があることに留意し、それぞれの発達等の状況に応じて、健やかな成長が図られるよう良好な社会環境を整備します。また、子育ては、こどもの誕生前から大人になるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて安心してこどもを生子、育てることができる環境の整備を進めていきます。

【基本方針④】

良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます

貧困と格差は、こども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ること、良好な成育環境を確保するための前提とし、全てのこども施策の基盤とします。困難な状況は、様々な要因が複合的に重なり合っているとの認識の下、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく包括的に支援するとともに、未然防止にも積極的に取り組みます。

【基本方針⑤】

それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組めます

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであること、多様な価値観を尊重することを前提に、それぞれの希望に応じて社会全体で、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を支援することを少子化対策の基本とします。また、固定的な性別役割分担意識等の払拭や働きながら子育てしやすい環境づくりなど、各家庭のほか、地域社会全体で子育て世帯を支えていけるように取り組めます。

【基本方針⑥】

村の特色（美しい景観・環境、地域住民のつながり）を生かし、誰もが子育てしたくなる北塩原村を実感できるよう、地域社会全体で取り組めます

社会資源が豊富な自治体と同じ環境をつくり出すことは困難です。しかなしながら本村においては、他自治体より豊かな自然や里山などの資源が豊富にあり、思いやりにあふれた村民、さらには年間200万人を超える交流人口など、他自治体にはない地域の宝があります。子育てに直接関わっていない方々も含め地域社会全体において、こどもを取り巻く世界や子育ての現状に理解を深めながら、村の資源を生かした子育てに取り組む、子育てに伴う喜びが実感できる北塩原村、誰もが子育てしたくなる北塩原村の実現を目指します。

3 施策体系

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こどもの夢を育み みんなの笑顔きらめく 希望の環(わ) 子育てプラス きたしおぼらう	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	(1) 子ども・若者の権利保障の促進	① 子どもの権利の尊重と普及啓発、人権教育の推進 ② 子ども・若者の意見表明と社会参画の推進
		(2) 子ども・若者の健やかな成長のための環境づくり	① 多様な遊びや体験活動の推進(遊びの質の向上、体験活動の推進、運動習慣・体力向上、文化芸術体験機会の提供、読書活動の推進) ② 青少年健全育成の推進
		(3) 子どもまんなかまちづくり	① 全ての人にとって生活しやすい環境の整備 ② 通学路等の安全性の確保 ③ こどもの遊び場づくり ④ 子どもと楽しく外出できる環境づくり ⑤ 子育て世帯への住宅支援
		(4) 子ども・若者が活躍できる機会づくり	① 次世代を担う人材の育成 ② スポーツ競技力の向上 ③ 国際理解・国際交流の推進
		(5) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の払拭
		(6) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	① プレコンセプションケア(将来の妊娠を考え男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと)の推進、普及・啓発、相談支援 ② 性と健康に関する相談支援 ③ 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援
		(7) こどもの貧困対策	① 幼児教育・保育の無償化 ② 教育費負担の軽減 ③ 低所得子育て世帯の子どもへの学習支援 ④ 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援 ⑤ スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築
		(8) 援助を必要とする子どもや家庭への支援	① 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ② 児童虐待防止対策の強化 ③ 社会的擁護を必要とする子ども・若者に対する支援 ④ ヤングケアラーへの支援
		(9) 犯罪などの危険から子どもを守る取組	① 子ども・若者の自殺対策 ② 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 ③ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援
	Ⅱ ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期における施策	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ② こどもの育ちの保障と遊びの充実(幼児教育・保育の質の向上、人材育成、子育て支援の拠点づくり)
		(2) 学童期・思春期における施策	① 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実 ② こどもの居場所づくり ③ 小児医療体制やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ⑤ いじめ防止と不登校の子どもへの支援
		(3) 青年期における施策	① 高等教育の修学支援やキャリア形成支援 ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ③ 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	① 幼児教育・保育の無償化 ② 医療費の無償化 ③ 児童手当等の支給 ④ 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等
		(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	① 子育てについての相談や情報提供 ② 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進 ③ 子育て応援の気運醸成 ④ 家庭教育支援の推進
		(3) 共働き・共育での推進	① 男性の家事・子育てへの参画促進 ② ワーク・ライフ・バランスの促進
		(4) ひとり親家庭への支援	① 経済的支援 ② 子育て・生活支援 ③ 相談支援

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

【Ⅰ ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(1) こども・若者の権利保障の促進

現状と課題

これまで、こども・若者が自身の思いや考えを表現、発信する機会は、学校内における教育活動や文化祭、子どもの主張大会などに限られており、それらの活動を施策に反映する仕組みはありません。

また、権利侵害時の救済手段や相談窓口については、村広報など既存の広報媒体や学校を通じて広く周知していますが、こども・若者当事者へのアンケートにおいて、インターネット空間が「ほっとできる居場所」となっていると思う（どちらかといえばそう思う含む）と答えた者は中学生で 68.6%、高校生で 57.1%、18歳から20歳で 64.0%いることから、こども・若者世代にきちんと情報が伝わっているかが課題です。

方針

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こども・若者が権利の主体であることの周知を図り、こども・若者の権利保障を推進します。

こども・若者の思い、考えが地域社会として受け止められ、それらの思いにこども・若者施策として、反映できる仕組みを整えていきます。

悩みや困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こども・若者当事者のみならず、大人も対象とした、こどもの権利に関する理解促進や人権教育、人権尊重の意識を高める取組を推進します。

指標

項目	現状値	目標値	備考
人権の花運動を実施する小学校数	小学校2校(R6)	小学校2校(R10)	交互(隔年)実施
人権教室を実施する中学校数	中学校2校(R5)	中学校2校(R9)	

【基本施策】

①こどもの権利の尊重と普及啓発、人権教育の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
人権啓発活動の推進	こども・若者を含む全ての村民に対して、こども・若者自身が権利の主体であるとの理解を深める取組を行うとともに、悩みを抱えるこども・若者が取り残されることのないよう、そのSOSの発信の仕方、対応窓口等の情報を多様な手法、広報媒体により周知します。	保健福祉課 福祉係
人権の花運動、人権教室等の実施	人権擁護委員が各小中学校を訪問。小学校での人権の花運動や中学校での人権教室を通し、思いやりの心や命の大切さの理解を深める活動を行います。基本的な人権の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうため、中学生人権作文コンテストの応募を呼びかけます。	保健福祉課 福祉係

第4章 施策の展開

②子ども・若者の意見表明と社会参画の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
中高生に対する若者意識調査	次代を担う、子ども・若者の権利擁護の実態を把握するとともに、子ども・若者の意見を表明する機会を設け、それらの意見を施策に反映する仕組みとするため、中高生の生活実態や将来設計に関する意識調査を行います。	保健福祉課 福祉係
青少年健全育成会議	「子どもの主張大会」や標語募集等、子どもたちが自らの意見や思いを表現する場、機会を創出します。自己の意見等の発表を通じ、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育委員会 公民館
二十歳を祝う会	若者たちが集い、皆で将来を語り合う場となるよう開催します。また、互いのコミュニケーションを図ることで、そのつながりが若者の居場所となるよう地域全体の一体感を育みます。	教育委員会 公民館

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(2) こども・若者の健やかな成長のための環境づくり

現状と課題

こどもを対象とした取組は、主に教育・保育機関と連携しながら取り組まれているほか、公民館事業として展開しています。

こども・若者へのアンケート調査において、北塩原村が自然環境の中で気持ちよく過ごせる場所や機会がある（どちらかといえばそう思う含む）と答えた方の割合は高い一方、将来の夢をかなえられる場所だと思える（どちらかといえばそう思う含む）と答えた方の割合は低い状況となっています。

また、近年は市街地や郊外などに大型遊具を備えた運動公園や屋内施設が立地されていることもあり、同様の遊具を備えたこどもの遊び場を求める意見が寄せられています。

村内においては、大型遊具を備えた遊び場はありませんが、自然の中で親子がともに身体をいっぱい使って遊ぶことができるフィールドに包まれています。

「遊び」の持つ本質をきちんと理解し、地域の中で実践できる仕組みを整えていく必要があります。

就学前児童保護者へのアンケートにおいて、子育て情報はインターネットから得ていると答えた方が82.5%あり、村の広報、ホームページは35.0%となっています。村内におけるこども・若者向けに行われている取組については、それぞれに情報を区長便やホームページ等で発信していますが、様々な情報がある中で、村の子育て関係の情報が、対象者にきちんと届けられていない可能性があります。

方針

安心感をベースとした遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、人格形成や自己実現を図る上で重要な想像力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルや、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを育むとともに、健康の維持、生涯にわたる幸せにつながるものです。

各活動主体が連携し、こども・若者に全てのライフステージにおいて、多様な遊びや体験ができるよう、自然環境など地域資源を生かした体験学習や地域活動の場を意図的、計画的に創出します。

また、高齢者を含む地域住民が子育てに関与できる仕組みにより、世代間交流を促進するなど、他の地域課題にも対応した基盤を築きながら、こどもの成長を支える環境を整備します。

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものです。家庭や地域、教育・保育の場において、本に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

こども・若者が基本的な生活習慣を身に付けることができるようにするため、食育を推進します。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
自然環境の中で気持ちよく過ごせる場所や機会があると答えた方の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査、 18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：76.5% 高校生：81.0% 18歳から20歳： 84.0% 20代～30代： 75.6%	中学生：90.0% 高校生：90.0% 18歳から20歳： 90.0% 20代～30代： 90.0%	

第4章 施策の展開

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
文化的な活動に触れる場所や機会があると答えた方の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査、 18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：64.7% 高校生：57.1% 18歳から20歳：72.0% 20代～30代：32.4%	中学生：80.0% 高校生：70.0% 18歳から20歳：90.0% 20代～30代：50.0%	

【基本施策】

①多様な遊びや体験活動の推進

（遊びの質の向上、体験活動の推進、運動習慣・体力向上、文化芸術体験機会の提供、読書活動の推進）

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
子育て支援施策、こども向けイベント等の情報一元化	子育て施策をとりまとめた子育て支援ダイジェストを作成します。多様な広報媒体により、こども向けイベント等の情報を発信します。近隣自治体との連携により、子育てガイドブックを作成します。	保健福祉課 福祉係
自然と触れ合う体験活動の推進	認可保育所において、四季それぞれの特性を生かした体験活動に取り組めます。自然との触れ合い、発見や学びにより、こどもたちの想像力や好奇心を育みます。	保健福祉課 福祉係
屋内遊び場の広域利用	こどもの成長に応じた豊富な遊具を整えた喜多方市の「屋内遊び場」の共同利用を通じ、こどもの知的好奇心を育みます。	保健福祉課 福祉係
地域の遊び場確保・子育て家庭に対する育児支援	こどもたちの遊びの場を確保するため、村内の幼稚園・小学校に設置されている遊具を更新し、引き続き園庭・校庭を解放します。	教育委員会 教育課
異世代との交流の推進	幼稚園において、地域の方と季節の行事等を通じた異世代交流を行います。	教育委員会 教育課
子ども体験活動の推進	キャンプ体験や親子によるクッキングなど、こどもたちが様々な体験を通じて自らの可能性を広げ、成長する機会とします。こどもの自立性や協調性、社会性の向上を図ります。	教育委員会 公民館
環境学習・自然体験等の推進	農業体験を通して、地域の農産物や文化など、地域の魅力を再発見し、農業への理解深めます。また、森林環境学習に取り組むことで、森林の役割等の理解を深め、森林の恵みを学び、森林を守り育てる意識の醸成を図ります。	産業課 農林係
芸術鑑賞・親子レクリエーション環境の提供	こどもたちが健やかに成長できるよう、芸術鑑賞や親子レクリエーション教室等、感性を育む豊かな学びの環境を提供します。	教育委員会 公民館
職場体験やボランティア活動の推進	中学生による職場体験や除雪ボランティア活動に取り組み、勤労観、職業観を育成するとともに、乳幼児や高齢者などとの世代間交流を通して、思いやりの心を醸成します。	教育委員会 教育課
保育所・幼稚園・小学校の交流推進	村内の保育所と幼稚園との交流、親子ふれあい広場の開催を通じた未就園児との交流、幼稚園と小学校との交流活動を行い、同世代の交流と保護者同士の交流の場をつくります。また、小学校へのスムーズな就学を目的とした幼稚園と小学校の交流事業にも取り組めます。	教育委員会 教育課

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
国内交流の推進	沖縄県東村に小学生を派遣し、異文化体験、現地の方との交流等を通じて様々な見聞を広げるとともに、郷土愛の醸成・人間形成を図ります。	教育委員会 教育課
国際交流の推進	台湾に中学生を派遣し、日本とは異なる歴史文化や生活習慣に触れることで、幅広い視野と国際感覚を持った人材を育成します。	総務企画課 企画室
校外活動やスポーツ活動の推進	幼稚園での季節に合わせた体験活動のほか、小中学校での教育課程に基づく校外活動の実施及び中体連大会への参加を通して、人間関係の構築、自己肯定感や責任感をかん養するほか、体力向上を図ります。	教育委員会 教育課
スポーツ体験活動の推進	様々なスポーツ体験の機会を設け、こども・若者が自らの可能性を広げる機会とするほか、地域社会とのつながりを深めるように取り組むことで、青少年の健全育成や地域の活性化を図ります。	教育委員会 公民館
文化芸術体験機会の提供	文化団体等と連携し、様々な参加・体験の機会の提供に取り組み、こども・若者の感性や創造性を育みます。	教育委員会 公民館
読書活動の推進	赤ちゃんとその保護者を対象としたブックスタート事業により、早期から本に親しむきっかけをつくとともに、絵本を介した心ふれあう時間を持つことにより、親子の絆を育みます。	教育委員会 公民館
食育の推進	保育所における野菜栽培収穫体験・給食への提供を通して、食に対する興味を醸成するとともに、地域の食材に対する認識を深め、「郷土食」や「伝統食」などの地域の食文化への理解を深めます。	保健福祉課 福祉係
	保育所において、年齢に応じたバランスの良い給食を提供するほか、家庭での食育の理解醸成を目的としたお弁当の日の実施を通して、こどもたちの「こころ」と「からだ」を育みます。	保健福祉課 福祉係
	小学校、中学校での給食を通し、健全な食生活を営むことができる食習慣を養います。また、学校菜園等での栽培・収穫を通して、食の大切さを学びます。幼稚園での給食化について検討します。	教育委員会 教育課
正しい性知識の醸成	幼小中連携による乳幼児との触れ合いを通し、命に対する意識の向上を図るほか、教育課程に基づく性教育を行います。	教育委員会 教育課

②青少年健全育成の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
青少年健全育成会議 (再掲)	「子どもの主張大会」や標語募集等、こどもたちが自らの意見や思いを表現する場、機会を創出します。自己の意見等の発表を通じ、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育委員会 公民館
二十歳を祝う会(再掲)	若者たちが集い、皆で将来を語り合う場となるよう開催します。また、互いのコミュニケーションを図ることで、そのつながりが若者の居場所となるよう地域全体の一体感を育みます。	教育委員会 公民館

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(3) こどもまんなかまちづくり

現状と課題

就学前児童保護者へのアンケートにおいて、村の子育て環境、支援への満足度において、どちらかといえば低いと答えた方は22.5%（どちらかといえば低い20.0%、低い2.5%）、小学生保護者においては、15.4%の方が低い（どちらかといえば低い9.2%、低い6.2%）と答えています。こども・若者へのアンケートにおいて、将来の居留意向は、中学生23.1%、高校生14.3%、18歳から20歳で44.0%となっており、こども・若者、子育て当事者目線によるまちづくりが求められています。

また、村内のアパート等の賃貸住宅は不足しており、若者の定住対策が課題となっています。特に裏磐梯地区は、大型ホテルの従業員など若い世代村民が居住しているにも関わらず、村外のアパート等で生活しているケースも見られます。

本村は豪雪地帯であり、雪は観光資源である一方で、生活者や観光客の通行においては、支障を来たす要因となるため、万全の除雪体制により、通行者の安全を確保しています。

方針

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進します。地域住民の参画を得ながら、多様な活動主体の連携の下、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

こどもや子育て当事者のみならず、全ての村民が安心して生活できる環境づくりを進めます。

子育てにやさしい住まいの拡充、住宅支援を強化します。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
楽しんだり遊んだりする場所や機会があると答えた方の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査、 18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：37.3% 高校生：19.1% 18歳から20歳：56.0% 20代～30代：21.6%	中学生：50.0% 高校生：30.0% 18歳から20歳：70.0% 20代～30代：30.0%	
地域の中で、地域の方と一緒に活動する機会があると答えた方の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査、 18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：60.8% 高校生：57.1% 18歳から20歳：72.0% 20代～30代：37.8%	中学生：80.0% 高校生：70.0% 18歳から20歳：90.0% 20代～30代：50.0%	

【基本施策】

①全ての人にとって生活しやすい環境の整備

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
利用しやすい施設環境の整備	高齢者や障がい者、こども連れの家族など、全ての人にとって利用しやすい施設環境を整備します。 また、生活圏域における利用可能な公共施設等の情報についても集約し、村民の利便性向上を図ります。	総務企画課 総務係
地域コミュニティの強化	地域内でのつながりを強化し、こどもたちを育てるための地域環境をつくることを目指すプロジェクトを展開します。住民参加型の「地域づくり講演会」や「ワークショップ」を通じて、教育や観光など関心の高いテーマを議論し、地域全体で未来を考える場を提供します。	総務企画課 企画室

②通学路等の安全性の確保

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
交通安全教育の推進	毎年、幼稚園及び小学校において、警察官を講師に招いた交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学び事故のない地域づくりを推進します。また、地域の方によるこども見守り隊の活動を通して、交通ルールの理解促進、地域住民との連携強化等を図ります。	教育委員会 教育課
安全な道路環境の整備	歩道の整備や交差点・道路橋梁の改良を行い、交通事故の防止や交通の円滑化を図ります。特に、歩道がない場所や狭い場所では、こどもたちが安全に通行できるようにするための整備を進めます。また、信号機や横断歩道の設置など、こどもたちが安全に道路を渡る環境を整えます。	建設課
冬期間の安全性の確保	通学路の優先順位を設定し、こどもたちが利用する主要な通学路を中心に除雪を行うことで、通行の安全を確保します。また、除雪作業の際には、周囲の歩道や横断歩道の通行状況にも配慮します。	建設課

③こどもの遊び場づくり

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
屋内遊び場の広域利用（再掲）	こどもの発達に応じた豊富な遊具を整えた喜多方市の「屋内遊び場」の共同利用を通じ、こどもの知的好奇心を育みます。	保健福祉課 福祉係
地域の遊び場確保・子育て家庭に対する育児支援（再掲）	こどもたちの遊びの場を確保するため、村内の幼稚園・小学校に設置されている遊具を更新し、引き続き園庭・校庭を解放します。	教育委員会 教育課
親子参加型イベントの実施	親子ふれあい広場等、村内の保育園や幼稚園と連携し、親子が利用できる交流スペースの確保やイベント等を実施します。また、親同士のつながりを創出するほか、親子が地域で孤立しないための交流機会確保や相談支援の充実を図ります。	保健福祉課 保健係

第4章 施策の展開

④こどもと楽しく外出できる環境づくり

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
妊婦や乳幼児連れ家庭に配慮した施設環境の整備	福島県が実施する赤ちゃんほっとステーションへの登録等を推進するほか、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるなど、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。	保健福祉課 保健係
自由に集い交流できる空間の創出	こども・若者、子育て当事者が自由に集い、多様な世代とも交流できる空間の創出を図ります。	保健福祉課 福祉係

⑤子育て世帯への住宅支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
若者定住住宅の整備	賃貸住宅が不足する裏磐梯地区に、U・I・J ターン者や大型ホテル従業員等の居住対策として若者定住住宅を整備し、人口の増加、地域の活性化を図ります。	建設課

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(4) こども・若者が活躍できる機会づくり

現状と課題

幼小中学校においては、地域の産業、環境、資源を生かした多様な体験に取り組んでいます。また、小中学校においては、情報機器環境も整え、時代に対応した技能の向上にも取り組んでいます。

こども・若者を対象としたアンケート調査において、自らの将来に明るい希望を持っていると答えた者の割合は高いものの、北塩原村が将来の夢をかなえられる場所だと思うと答えた者の割合は低く、さらには、将来に就きたい仕事として、村内にも立地する製造業、建設業と答えた者は一定数いたものの、本村の基幹産業である「農業」、「観光」と答えた者はかなり少ない状況です。村内の事業所の情報を知る機会は限られており、こども・若者、子育て当事者に村及び地域の産業、事業者の取組の認知度を高めていく必要があります。

方針

こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、伝統文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育等を通じた交流事業を推進します。

こども・若者が主体的に活躍できる場を増やし、社会的視野を広げる機会のほか、自然体験や文化交流、キャリア形成につながる場を設けます。さらに、こどもや若者の意見を吸い上げ、施策に反映する仕組みを構築するなど、地域社会の中でこども・若者が役割を果たし、成長できる環境を整えていきます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
小学校（4年、5年、6年）における漢字検定受験者の割合	100.0%	100.0%	
中学校（全学年）における英語検定受験者の割合	100.0%	100.0%	

【基本施策】

①次世代を担う人材の育成

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
学力の向上	学力向上を図るとともに、課題に取り組む意欲を育むため、小中学校における漢字検定・英語検定等の検定料を助成します。 また、複式学級補正のための講師の配置や中学校における放課後学習会の開催により、学力の向上を図ります。	教育委員会 教育課
情報教育（情報活用能力）の推進	小中学校における各教科の学習において、多くの情報から自分にとって必要な情報を選択する力を養います。また、ICT機器の効果的な活用の仕方を身に付けます。	教育委員会 教育課
探求的な学びの推進	小中学校における各教科の学習において「自分で課題を設定し、解決への道筋をつけ、実践し、その結果どうだったかをまとめる」といった探求的な学びを推進し、問題解決の能力を養います。	教育委員会 教育課

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
国内交流の推進(再掲)	沖縄県東村に小学生を派遣し、異文化体験、現地の方との交流等を通じて様々な見聞を広げるとともに、郷土愛の醸成・人間形成を図ります。	教育委員会 教育課
国際交流の推進(再掲)	台湾に中学生を派遣し、日本とは異なる歴史文化や生活習慣に触れることで、幅広い視野と国際感覚を持った人材を育成します。	総務企画課 企画室
職場体験やボランティア活動の推進(再掲)	中学生による職場体験や除雪ボランティア活動に取り組み、勤労観、職業観を育成するとともに、乳幼児や高齢者などとの世代間交流を通して、思いやりの心を醸成します。	教育委員会 教育課
キャリア教育・職場見学の推進	小学生等を対象とした地域の職場見学(キャリア教育)を実施します。若者が地域に根付き、地域社会の持続可能な発展につながるよう、将来の産業人材の育成を図ります。	総務企画課 企画室
キャリア教育・職場体験の推進	村内企業の情報を紹介し、企業の魅力発信や地元就職を考える機会を提供します。若者が地域に根付き、地域社会の持続可能な発展につながるよう、将来の産業人材の育成を図ります。	産業課 商工係
中高生に対する若者意識調査(再掲)	次代を担う、こども・若者の権利擁護の実態を把握するとともに、こども・若者の意見を表明する機会を設け、それらの意見を施策に反映する仕組みとするため、中高生の生活実態や将来設計に関する意識調査を行います。	保健福祉課 福祉係

②スポーツ競技力の向上

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
スポーツ体験活動の推進(再掲)	様々なスポーツ体験の機会を設け、こども・若者が自らの可能性を広げる機会とするほか、地域社会とのつながりを深めるように取り組むことで、青少年の健全育成や地域の活性化を図ります。	教育委員会 公民館

③国際理解・国際交流の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
国際交流の推進(再掲)	台湾に中学生を派遣し、日本とは異なる歴史文化や生活習慣に触れることで、幅広い視野と国際感覚を持った人材を育成します。	総務企画課 企画室

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(5) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

現状と課題

就学前児童保護者及び小学生保護者に対するアンケートにおいて、育児の関わりにおいて、依然として専ら妻が行うという家庭があるほか、アンケート調査においては多くの家庭で妻が回答している状況です。

また、こども・若者のアンケートにおいては、北塩原村が性別で役割や仕事が決めつけられることなく男女平等と答えた者の割合は、半数程度にとどまっています。

家庭や地域社会、職場などにおける、性別に基づく役割分担意識は一部に根強く、女性に負担が偏る傾向があり、こうした状況は、こども・若者が多様な可能性を追求する妨げとなっている可能性があります。

方針

こども・若者が、性別に関わらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校や地域社会において男女共同参画の理念を推進する教育・学習の充実を図ります。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習、広報活動等を通じた知識の普及、相談体制を講ずるよう努めていきます。全てのこどもや若者が自由に自己実現できる社会を目指していきます。

また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する啓発や情報発信を行います。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
こどもの育児における夫・妻の役割について「もっぱら妻が行う」と答えた方の割合 ※就学前児童の保護者意識調査、小学生の保護者意識調査	就学前児童保護者： 27.5% 小学生保護者： 33.8%	就学前児童保護者： 20.0% 小学生保護者： 20.0%	
性別で役割や仕事が決めつけられることなく、男女が平等に扱われていると答えた方の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査、18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：64.8% 高校生：57.1% 18歳から20歳： 68.0% 20代～30代： 29.7%	中学生：80.0% 高校生：80.0% 18歳から20歳： 80.0% 20代～30代： 40.0%	

【基本施策】

① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の払拭

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
男女共同参画社会の推進	社会全体での意識改革を進めるため、多様な媒体を通じた効果的な広報活動を展開するとともに、庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査等の実施・公表を通して、多様で平等な社会の実現を目指します。 なお、広報物は、福島県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」に沿って作成するものとします。	保健福祉課 福祉係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
人権啓発活動の推進 (再掲)	<p>こども・若者を含む全ての村民に対して、こども・若者自身が権利の主体であるとの理解を深める取組を行うとともに、悩みを抱えるこども・若者が取り残されることのないよう、そのSOSの発信の仕方、対応窓口等の情報を多様な手法、広報媒体により周知します。</p>	保健福祉課 福祉係
人権の花運動、人権教室等の実施 (再掲)	<p>人権擁護委員が各小中学校を訪問。小学校での人権の花運動や中学校での人権教室を通し、思いやりの心や命の大切さの理解を深める活動を行います。基本的人権の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうため、中学生人権作文コンテストの応募を呼びかけます。</p>	保健福祉課 福祉係

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(6)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

現状と課題

会津管内において、出産が可能な医療機関は会津若松市内に立地する2医療機関となっており、健診や出産時における身体的負担や精神的負担、経済的負担などが課題となっています。

村では、子育て世代包括支援センター（保健センター）において、妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に対応しているほか、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供しています。令和6年度からは、将来の妊娠を考える女性又はカップルが自己の生活や健康に向き合うプレコンセプションケアの考えに基づく相談支援に対応しているほか、不妊・不育症などの支援策も強化したところです。

子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨に取り組んでいますが、接種率は低く（令和5年度 5.4%）、さらなる普及啓発が必要な状況です。

方針

切れ目のない相談体制と村内外の医療機関との連携、さらには、手厚い支援策等により、こども・若者の健康管理をサポートします。

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る適切な支援を行うために、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で、親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、普及啓発に取り組めます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
子育てをする上で、気軽に相談できる人が「いない」と答えた方の割合	就学前児童保護者： 0.0%	就学前児童保護者： 0.0%	
※就学前児童の保護者意識調査、小学生の保護者意識調査	小学生保護者： 6.2%	小学生保護者： 0.0%	

【基本施策】

①プレコンセプションケア（将来の妊娠を考え男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと）の推進、普及・啓発、相談支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
希望する妊娠・出産に向けた支援体制の充実	妊娠前から相談を行う妊娠応援サポート事業を実施するほか、不妊・不育症治療費の助成など、希望する妊娠・出産に向けた相談支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 保健係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
子宮頸がん等女性特有のがんの予防対策の推進	子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨や、20歳以上の女性を対象とした子宮頸がん検診等の実施を行い、若い世代で発症することが多い女性特有のがんの予防や定期検診の必要性等について普及啓発を図ります。	保健福祉課 保健係
プレコンセプションケアの推進	将来を見据え、適性体重の維持、適正飲酒や喫煙対策等、若年期から、適切な生活習慣や性や妊娠に対する正しい知識を身に付け、自らの健康管理（プレコンセプションケア）を行えるよう、関係機関と連携し普及啓発に努めます。	保健福祉課 保健係

②性と健康に関する相談支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
家庭教育の支援	保護者を対象とした家庭における教育力の向上に資する講座を開催します。学習機会や情報の提供、相談に対応します。	教育委員会 公民館

③慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
医療的ケア児の通所支援	医療的ケアを日常的に受けることが不可欠である児童の通所等において、保護者の送迎が必要となる場合の交通費を助成し、当該児童に対する適切なサポート体制を支援するとともに、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 福祉係

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(7)こどもの貧困対策

現状と課題

法令に基づく保育・教育の無償化に取り組んでいるほか、村独自施策として給食費の無償化に取り組むなど、こどもの成長において切れ目のない負担軽減策に取り組んでいます。

生活資金や教育資金に不安を抱える家庭に対しては、関係機関連携の下、当該の子育て世帯に対する支援策を講じています。

一方、就学前児童保護者へのアンケートにおいて、日頃悩んでいることで「経済的な負担」と答えた方は25.0%、小学生の保護者へのアンケートにおいて、「子育てへの出費」を負担と捉えている方は60.0%おり、こどもの成長とともに、経済的な負担が高まっている状況にあります。

方針

こどもの貧困を解消し、全てのこどもが日々の食事や学習、部活動のほか、地域活動への参加機会が十分に与えられた社会を目指します。

こども一人ひとりの豊かな人生を実現するため、教育・保育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援に取り組めます。

学校や福祉機関、関係団体との連携により、生活困窮等の家庭を早期に発見し、支援につなげる仕組みを整えます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
子育てに関して日頃悩んでいることや気になることにおいて「経済的負担が大きいこと」と答えた方の割合 ※就学前児童の保護者意識調査	就学前児童保護者： 25.0%	就学前児童保護者： 10.0%	
子育てをしていて負担に思うことにおいて「子育てに出費がかさむ」と答えた方の割合 ※小学生の保護者意識調査	小学生保護者： 60.0%	小学生保護者： 50.0%	
暮らし向き（衣・食・住・レジャー）は、世間一般と比べて「低い」と答えた方の割合 ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査 18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	中学生：7.9% 高校生：23.8% 18歳から20歳： 16.0% 20代～30代： 21.6%	中学生：0.0% 高校生：10.0% 18歳から20歳： 10.0% 20代～30代： 10.0%	

【基本施策】

①幼児教育・保育の無償化

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
保育の無償化（3歳児以降、低所得世帯）	保育の無償化により経済的な負担を軽減します。全てのこどもに平等な幼児教育・保育の機会を提供し、こどもの健やかな成長を育みます。	保健福祉課 福祉係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
保育所保育料の減免	認可保育所の保育料を国基準より安価に設定するほか、多子世帯への保育料軽減、さらには、認可外保育施設の保育料軽減等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 福祉係
幼稚園保育料の無償化	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
幼稚園給食の実施検討	健全な食生活を営むことができる食習慣を養い、食の大切さを学ぶ機会とするため、幼稚園での給食化を検討します。併せて、食育、子育て世帯の負担軽減を図るため、その給食費の無償化も検討します。	教育委員会 教育課
幼稚園預かり保育の無償化	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の預かり保育料を無償化します。	教育委員会 教育課

②教育費負担の軽減

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
教育・学習の支援	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課

③低所得子育て世帯のこどもへの学習支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
教育・学習の支援 (再掲)	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課

④生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
生活資金の貸付	社会福祉協議会において、低所得者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進、生活の安定化を目的に生活福祉資金の貸付を行います。	社会福祉 協議会

⑤スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
学校における教育相談体制の充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、思春期のこどもたちの心に寄り添います。	教育委員会 教育課

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(8) 援助を必要とする子どもや家庭への支援

現状と課題

関係機関連携の下、発達や成長に特性のある子どもの早期発見・把握に努めています。

就園・就学においては、援助を必要とする子どもに対応した適切な教育機会の提供、環境整備に努め、必要性を判断の上、支援員を配置しています。

一方で、障がい児への支援に特化した施設は遠方に立地しており、保護者や子どもの身体的負担が課題となっています。

方針

子ども基本法等を踏まえ、障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援と関連を持たせながら、その発達や成長、社会参加を支援します。

関係機関の連携により、援助を必要とする子どもや家庭の早期発見に努めるとともに、障がいや発達の特性の把握に努め、適切な支援・サービスにつなげていきます。

乳幼児期・学童期・思春期の支援からその後の支援への円滑な移行に向けた対策を各関係者の連携の下で早期から行っていきます。

地域全体で障がいに対する理解を深める啓発活動を展開し、子どもと家庭が安全で安心できる生活基盤を確保していきます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
子ども家庭センターの設置	未設置	設置 (令和8年度)	

【基本施策】

①障がい児支援・医療的ケア児等への支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
障がいや発達の特性の早期発見・早期療育	新生児聴覚検査やスクリーニング検査、乳幼児健康診査の実施等、障がいや発達の特性等の早期発見を図るとともに、乳幼児発達観察相談会の実施や関係機関との連携等により、早期療育や相談支援につなげられるよう、体制の確保に努めます。	保健福祉課 保健係
教育・学習の支援 (再掲)	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課
支援員の配置	幼稚園生活・学校生活の円滑化を図るため、支援員を配置します。	教育委員会 教育課
障がい児を持つ家庭への支援	保健・医療・福祉の連携を強化し、障がいのある子どもたちが健やかに成長し、社会で自立できるようにするため、必要なサービスを提供し、支援します。	保健福祉課 福祉係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
自立支援協議会等による課題の共有・支援体制の構築	関係機関等の相互連携により、地域における障がい者等の課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議する「北塩原村障がい者自立支援協議会」を設置しています。障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格や個性を尊重し、多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく輝くむら」を目指します。	保健福祉課 福祉係
医療的ケア児の通所支援（再掲）	医療的ケアを日常的に受けることが不可欠である児童の通所等において、保護者の送迎が必要となる場合の交通費を助成し、当該児童に対する適切なサポート体制を支援するとともに、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 福祉係

②児童虐待防止対策の強化

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
児童虐待の防止、こども見守り体制の推進	地域住民に対し、体罰によらない子育ての必要性や児童虐待の防止について、普及啓発を行うとともに、子育て世代包括支援センター等において、乳幼児全戸訪問や相談支援等を行い、虐待の防止に努めます。	保健福祉課 保健係
児童虐待への対応強化	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行うとともに、要保護児童対策協議会の設置や地域の関係機関との連携を図ります。	保健福祉課 保健係
相談支援体制の充実	保健センターに設置している子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付から乳幼児全戸訪問や健康診査等、育児相談や情報提供等、妊娠期から子育て期の母子を切れ目なく支援します。	保健福祉課 保健係
学校における教育相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、思春期のこどもの健全育成、こどもの権利の尊重につなげます。	教育委員会 教育課

③社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
里親制度の推進・普及啓発	里親支援センター等と連携し、住民に対して里親制度の意義や必要性を伝えるために情報発信等、地域社会への啓発活動を行います。	保健福祉課 福祉係
要保護児童への支援	子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行うとともに、要保護児童対策協議会の設置や地域の関係機関との連携を図ります。	保健福祉課 保健係

④ヤングケアラーへの支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
こども家庭センターの体制整備	母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を実施できるよう、人員（統括支援員）等の配置の検討など、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行い、相談体制や対応力の強化を図ります。	保健福祉課 保健係
学校における教育相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、思春期のこどもの健全育成、こどもの権利の尊重につなげます。	教育委員会 教育課

【I ライフステージを通じた重要事項】

【基本目標】

(9)犯罪などの危険から子どもを守る取組

現状と課題

村内においては、家庭、地域、関係団体による取組等により、子どもが犯罪、事件に巻き込まれた事案は幸いにも発生していませんが、全国的に、子どもが巻き込まれる事件、事故は連日のように発生しているほか、自殺をする若者も増加傾向にあります。

村が行ったアンケートにおいて、インターネット空間をほっとできる居場所と捉えている中学生は68.6%、高校生は57.1%、18歳から20歳で64.0%となっており、インターネット空間は、子ども・若者の生活において密接となっている状況にあります。インターネットの利用によっては、極めて深刻な被害を受けるおそれがあることから、適切な利用方法を学ぶ必要があります。

方針

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための基本であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策等を進めます。

地域住民や学校、関係機関等との連携により、防犯体制を強化し、地域全体での見守り活動に取り組めます。

SNSやインターネット利用に関するデジタルリテラシー教育を充実させ、インターネット空間における犯罪リスクを軽減します。子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らの命と他者の安全を守ることができるよう、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

社会全体で非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R9)	備考
村内における子どもの被害件数	0件	0件	

【基本施策】

①子ども・若者の自殺対策

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
いのちを守る対策の推進	いのちを守る対策連絡部会等を通じ、地域の関係機関とのネットワークの強化を図ります。教育委員会や学校と連携し、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等を推進するなど、必要な支援の強化に努めます。	保健福祉課 保健係

②子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
青少年健全育成会議(再掲)	「子どもの主張大会」や標語募集等、子どもたちが自らの意見や思いを表現する場、機会を創出します。自己の意見等の発表を通じ、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育委員会 公民館

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
犯罪等被害防止活動の推進	夏休みにおける事件事故の防止を目的とした防犯運動や防犯パトロールの実施により、犯罪などの危険から子ども・若者を守ります。	総務企画課 防災係
学校における教育相談体制の充実（再掲）	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、思春期のこどもの健全育成、こどもの権利の尊重につなげます。	教育委員会 教育課

③犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
青少年健全育成会議（再掲）	「子どもの主張大会」や標語募集等、子どもたちが自らの意見や思いを表現する場、機会を創出します。自己の意見等の発表を通じ、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育委員会 公民館
犯罪等被害防止活動の推進（再掲）	夏休みにおける事件事故の防止を目的とした防犯運動や防犯パトロールの実施により、犯罪などの危険から子ども・若者を守ります。	総務企画課 防災係
教職員の危機管理能力の向上	教職員一人ひとりの危機管理能力を向上させることにより、学校全体で児童生徒のいのちを守る防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努めます。	教育委員会 教育課
交通安全教育の推進（再掲）	毎年、幼稚園及び小学校において、警察官を講師に招いた交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学び事故のない地域づくりを推進します。また、地域の方による子ども見守り隊の活動を通して、交通ルールの理解促進、地域住民との連携強化等を図ります。	教育委員会 教育課
情報教育（情報活用能力）活動（再掲）	小中学校において、各教科の学習を通じ、多くの情報から1つの情報を見抜く力、自分にとって必要な情報を選択する力を養います。	教育委員会 教育課
安全な道路環境の整備（再掲）	歩道の整備や交差点・道路橋梁の改良を行い、交通事故の防止や交通の円滑化を図ります。特に、歩道がない場所や狭い場所では、子どもたちが安全に通行できるようにするための整備を進めます。また、信号機や横断歩道の設置など、子どもたちが安全に道路を渡る環境を整えます。	建設課
冬期間の安全性の確保（再掲）	通学路の優先順位を設定し、子どもたちが利用する主要な通学路を中心に除雪を行うことで、通行の安全を確保します。また、除雪作業の際には、周囲の歩道や横断歩道の通行状況にも配慮します。	建設課

④非行防止と自立支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
青少年健全育成会議（再掲）	「子どもの主張大会」や標語募集等、子どもたちが自らの意見や思いを表現する場、機会を創出します。自己の意見等の発表を通じ、自己表現力やコミュニケーション能力を育みます。	教育委員会 公民館
社会を明るくする運動の推進	関係機関が連携し、こどもの犯罪や非行防止に取り組むとともに、非行や犯罪に及んだ子ども・若者等の再犯防止、更正等についての関心と理解を深める啓発活動を通じ、安全で安心な明るい地域社会を目指します。	保健福祉課 福祉係

【Ⅱ ライフステージ別の重要事項】

【基本目標】

(1) こどもの誕生前から幼児期における施策

現状と課題

保健センター（保健福祉課保健係）に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から乳幼児期における母子保健事業を実施しているほか、関係機関との連携により、子育てに悩みを抱えているご家庭の状況把握や相談・支援などの対応に取り組んでいます。

また、妊産婦への全戸訪問や産後ケアの取組などにより、孤立しがちな母親への支援体制を強化するとともに、保育所や幼稚園における親子交流の機会を設けるなど、身近な場所を通じての子育て支援に取り組んでいます。

一方で、就学前児童保護者へのアンケートにおいて、子育てに不安・負担感を感じるの答えた方（非常に感じる・なんとなく感じる）は 52.5%もあり、早期から支援の仕組みにつなげる環境が求められています。

方針

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援と乳幼児期の健全な成長を切れ目なく支援するため、母子保健及び幼児期における教育・保育の充実を図ります。

子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や成育上の不安や障がいなどの早期発見に資するため、保育所、幼稚園など地域の身近な場を通じた支援のほか、保育所・幼稚園を利用していないこどもの状況把握に努めるとともに、乳幼児健診や妊産婦家庭への全戸訪問、在宅育児への支援など、母子とつながる取組のほか、多様な子育て支援策を充実していきます。

不妊症や不育症、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
子育てをする上で、気軽に相談できる人が「いない」と答えた方の割合(再掲：I(6)) ※就学前児童の保護者意識調査、小学生の保護者意識調査	就学前児童保護者： 0.0% 小学生保護者： 6.2%	就学前児童保護者： 0.0% 小学生保護者： 0.0%	
こども家庭センターの設置（再掲：I(8)）	未設置	設置 (令和8年度)	

【基本施策】

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援（こども家庭センターの体制整備）（再掲）	母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を実施できるよう、人員（統括支援員）等の配置の検討など、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行い、相談体制や対応力の強化を図ります。	保健福祉課 保健係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援 (不妊・不育症治療費の助成) (再掲)	適切な時期に必要な治療を受けられる環境を整えるため、相談体制の整備や情報提供に努めるとともに、不妊・不育症検査及び治療に関する費用の一部を助成するなど、不妊治療等に係る経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 保健係
妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、思春期講座の実施	妊娠前からの相談体制を整え、妊活用品の配布及び相談を行い、正しい知識の普及啓発や相談体制の充実を図ります(妊娠応援サポート事業※再掲)。教育委員会と連携し、思春期講座等を通して将来を見据えた知識の普及啓発に努めます。	保健福祉課 保健係
周産期医療体制の整備	安心な受診・出産体制とするため、妊娠37週以降の妊婦健康診査受診時及び分娩時に係る分娩施設までの交通費・宿泊費の助成(妊婦にやさしい出産時交通費支援事業)を行います。	保健福祉課 保健係
	妊産婦に対し、妊娠、出産又は育児に関する必要な保健指導を行うため、母子健康手帳を交付するとともに、適宜、父親手帳の交付を行います。初回産科受診料の助成、妊産婦健康診査の実施(無償)、さらには、妊産婦医療費の助成により、適切な医療機関の受診を促し、安心な出産を支援します。	保健福祉課 保健係 福祉係
産前産後の支援の充実と体制強化	安心安全な妊娠・出産を支援するため、妊産婦への面談・相談を行い、必要に応じて支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、交付金の給付を通じ、母体の健康管理やこどもの健やかな発達を切れ目なく支援します(出産・子育て応援交付金事業)。加えて、お子様の誕生を祝し、健やかな成長を願うため、出産時において出産祝金を贈呈します。	保健福祉課 福祉係
	産後1年未満の母子に対して、助産師による心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施します。利用に係る自己負担額の軽減を行うなど、相談しやすい環境を整え、孤立感や育児の不安を軽減します。	保健福祉課 保健係
妊産婦・乳幼児への保健対策	乳幼児健診の他、妊婦・乳児全戸訪問事業にて各種情報提供や相談支援を行います。継続支援が必要な母子に対しては、養育支援訪問事業での訪問を行うなど、事後フォロー体制の整備を図ります。	保健福祉課 保健係
	感染拡大及び重症化予防を図るため、定期予防接種を実施するほか、インフルエンザ及び新型コロナの接種費用を助成します(中学生以下、妊婦への任意接種)。また、妊娠を望む夫婦に対し、風しん抗体検査及び風しん予防接種助成事業を実施し、新生児風しん症候群の予防に努めます。	保健福祉課 保健係
子育て当事者の孤立防止、多様な子育ての支援	家庭の事情や居住地域の事情により、保育施設等を利用せず、在宅で育児を行う保護者に対し、子育て応援在宅育児支援金を給付します。保育所を利用しない家庭の孤立を防ぐとともに、多様な子育てを支援します。	保健福祉課 福祉係

②こどもの育ちの保障と遊びの充実（幼児教育・保育の質の向上、人材育成、子育て支援の拠点づくり）

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
保育の受け皿の整備	保護者の就労等により、通常保育の前後に家庭で保育が難しい園児を対象に幼稚園において預かり保育を行います。	教育委員会 教育課
	裏磐梯小学校区（桧原・裏磐梯地区）には0～2歳児を保育する施設がなく、村内の保育所（芙蓉保育園）を利用する場合、車で片道30分から40分程度かかるため、保護者や乳幼児の負担となっています。子育て世帯に暮らしやすい環境づくり、支援体制を検討していきます。	保健福祉課 福祉係
保育・幼児教育の質の向上	こどもたちにとってより良い保育環境を提供することを目的に、定期的な研修や講習会の情報提供を行い、保育士の専門性向上を図ります。	保健福祉課 福祉係
	保育所への定期訪問（月1回以上）を実施します。現場の声を直接聞くことで、実際のニーズや課題を把握し、保育の質の向上を図ります。保育士やこどもたちとのコミュニケーション、地域社会とのつながりを促進し、地域全体でこどもたちを育てる環境を整えます。保育所においてより良い保育を提供できるよう支援し、こどもたちの健やかな成長を促進していきます。	保健福祉課 福祉係
	幼稚園での季節に合わせた体験活動を通して創造力や感性をかん養するほか、体力向上を図ります（校外活動やスポーツ活動の推進・再掲）。	教育委員会 教育課
保育・幼児教育の質の向上	幼稚園と小学校の交流を行い、スムーズな就学につなげます。 （職場体験での乳幼児とふれあう機会の提供・再掲）	教育委員会 教育課
	幼小中連携による乳幼児との触れ合いを通し、命に対する意識の向上を図るほか、教育課程に基づく性教育を行います。 （正しい性知識の醸成・再掲）	教育委員会 教育課
	菜園での栽培活動や地域住民の協力による稲作体験等を通じた食育により、食の大切さを学びます。	教育委員会 教育課
幼児教育・保育の一体的提供の推進	村内の保育所と幼稚園との交流、親子ふれあい広場の開催を通じた未就園児との交流、幼稚園と小学校の交流活動を行い、同世代の交流と保護者同士の交流の場をつくります。 また、小学校へのスムーズな就学を目的とした幼稚園と小学校の交流事業にも取り組みます。 （保育所・幼稚園・小学校の交流推進・再掲）	教育委員会 教育課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進	幼稚園と小学校の交流を行い、スムーズな就学につなげます。 （職場体験での乳幼児とふれあう機会の提供・再掲）	教育委員会 教育課
	幼小中連携による乳幼児との触れ合いを通し、命に対する意識の向上を図るほか、教育課程に基づく性教育を行います。 （正しい性知識の醸成・再掲）	教育委員会 教育課
	村内の保育所と幼稚園との交流、親子ふれあい広場の開催を通じた未就園児との交流、幼稚園と小学校の交流活動を行い、同世代の交流と保護者同士の交流の場をつくります。 また、小学校へのスムーズな就学を目的とした幼稚園と小学校の交流事業にも取り組みます。 （保育所・幼稚園・小学校の交流推進・再掲）	教育委員会 教育課

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
特別な配慮を必要とする子どもへの支援	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います（教育・学習の支援・再掲）。	教育委員会 教育課
	園生活・学校生活の円滑化を図るため、支援員を配置します。（支援員の配置・再掲）	教育委員会 教育課
食育活動の推進	自家消費野菜の放射能検査を実施し、地元野菜の安全・安心への理解を深めるとともに、地域農業の振興を図ります。	産業課 農林係
子育て支援の拠点づくり	村内の保育所と幼稚園との交流、親子ふれあい広場の開催を通じた未就園児との交流、幼稚園と小学校の交流活動を行い、同世代の交流と保護者同士の交流の場をつくります。（保育所・幼稚園・小学校の交流推進・再掲）	教育委員会 教育課
	子育て世代包括支援センターの母子保健の機能に加え、今後、児童福祉機能を併せ持った「こども家庭センター」を新たに設置し、複雑化する多様なニーズに対し対応できる体制の強化を図ります。	保健福祉課 保健係
保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保	多様な子育て支援環境を整えるため、地域において子育て支援の担い手となる子育てサポーター等を養成します。知識や技能等の習得、資質の確保に要する受講に係る費用等を助成します。	保健福祉課 福祉係

【Ⅱ ライフステージ別の重要事項】

【基本目標】

(2) 学童期・思春期における施策

現状と課題

各小中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、各学年において少人数による教育体制となつています。裏磐梯小学校は全ての学年において複式学級となつていますが、村は各学級に非常勤講師を配置するなど、こどもの成長や特性に応じた教育環境を整えているほか、幼小中連携による教育活動や地域との交流活動、郷土学習を通じ、多様な価値観、郷土愛を育てています。

一方、少人数での活動となることから、保護者によっては、教育環境や部活動の選択肢、さらには高校進学時の集団生活に対して不安を感じる方もいます。

就学前児童保護者へのアンケートにおいて、日頃悩んでいることとして多かったのが「こどもの健康」(55.0%)や「食事や栄養」(47.5%)であり、こどもの医療機関の受診関係で不安を感じると答えた方もいます。

方針

学童期や思春期の子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、世代間交流など、学校や地域と連携した支援体制を強化し、子どもたちが多様な価値観に触れながら成長できる環境を整えます。

学校は、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、どのような環境、成長にあつても、その格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育及び学校生活の充実を図ります。

また、社会情勢に対応した教育を充実するため、情報教育環境を強化するなど、一人ひとりの可能性を伸ばし、その力が発揮できるようにします。

将来にわたり、子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じた環境整備を進めます。

学校給食の充実を図り、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
小学校(4年、5年、6年)における漢字検定受検者の割合(再掲)	100.0%	100.0%	
中学校(全学年)における英語検定受検者の割合(再掲)	100.0%	100.0%	
朝食で野菜を食べる割合 ※朝食について見直そう週間	幼稚園：69.7% 小学生：79.5% 中学生：63.8%	幼稚園：80.0% 小学生：90.0% 中学生：80.0%	
学校給食における地場産品の利用割合 ※学校給食調査	53.2%	70.0%	
社会のために役立つことをしたいと答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査	中学生：66.7% 高校生：95.2%	中学生：80.0% 高校生：100.0%	
自分の将来に明るい希望を持っていると答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査	中学生：68.6% 高校生：90.5%	中学生：80.0% 高校生：100.0%	
北塩原村は、将来の夢をかなえられる場所と答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※中学生対象意識調査、高校生対象意識調査	中学生：17.7% 高校生：23.8%	中学生：30.0% 高校生：40.0%	

【基本施策】

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
食育活動の推進	小学校・中学校において給食の提供を通じた食育に取り組んでいます。季節行事に合わせた給食献立の実施のほか、保護者向け食育講演会を開催するなど、こどもと保護者に対する食育を推進しています。 幼稚園における給食実施に向けても検討します。	教育委員会 教育課
	農産物の庭先集荷を行い、村農産物直売所での販売を通し、こども及び子育て当事者の地元農産物への理解促進と地産地消の普及啓発を図ります。	産業課 農林係
	食育推進連絡部会等を通じ、農林水産、教育、保健分野のネットワークを強化します。食育推進計画の進捗管理を行いながら、こどもの頃からの食育を地域全体で推進し、健やかな食生活の基盤づくりに努めます。	保健福祉課 保健係
健康教育の推進	中学校において、外部専門家を招いた薬物使用防止教室を行います。	教育委員会 教育課
	地域学校保健委員会において、関係部局間で思春期のこどもの健全育成に関する情報共有を行います。	教育委員会 教育課
	肥満・痩身傾向のあるこどもや家庭等に対し、早期に食生活などの生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。教育委員会や各学校等と連携し、学校・家庭・地域における総合的な生活習慣病予防を図ります。	保健福祉課 保健係
学力の向上（再掲）	学力向上を図るとともに、課題に取り組む意欲を育むため、小中学校における漢字検定・英語検定等の検定料を助成します。 また、複式学級補正のための講師の配置や中学校における放課後学習会の開催により、学力の向上を図ります。	教育委員会 教育課
情報教育（情報活用能力）の推進（再掲）	小中学校における、各教科の学習において、多くの情報から1つの情報を見抜く力、自分にとって必要な情報を選択する力を養います。	教育委員会 教育課
探求的な学びの推進（再掲）	小中学校における、各教科の学習において「自分で課題を設定し、解決への道筋をつけ、実践し、その結果どうだったかをまとめる」といった探求的な学びを推進し、問題解決の能力を養います。	教育委員会 教育課
特別支援教育の充実	幼稚園生活・学校生活を円滑に過ごす環境を整えるため、支援員を配置します。	教育委員会 教育課

②こどもの居場所づくり

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
こどもの居場所づくりの推進	公共施設に、こどもが安全に安心して過ごせるフリースペースや展示スペースの環境を整えます。	総務企画課 総務係
	こども・若者、子育て当事者が自由に集い、多様な世代とも交流できる空間の創出を図ります（自由に集い交流できる空間の創出・再掲）。	保健福祉課 福祉係

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
こどもの居場所づくりの推進	保護者の就労等により、幼稚園の通常保育の前後に家庭で保育が難しい園児の預かり保育を行います。	教育委員会 教育課
	放課後、保護者の就労等により家庭で保育が難しい児童に対し、放課後児童クラブを開所し、居場所の提供と保育を行います。	教育委員会 教育課
放課後児童対策の推進	放課後、保護者の就労等により家庭で保育が難しい児童に対し、放課後児童クラブを開所し、居場所の提供と保育を行います(再掲)。	教育委員会 教育課

③小児医療体制やこころのケアの充実

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
小児医療体制の整備	救急医療体制(休日当番医・第二次救急当番医による医療体制)を整備し、年間を通して安心して医療を受けられる地域の医療の確保に努めます。	保健福祉課 福祉係
	夜間におけるこどもの体調急変時に、家庭でできる対処法や必要な医療機関などの助言を受けられることができる福島県こども救急電話相談体制(#8000)の周知を行い、適切な医療の確保に努めます。	保健福祉課 福祉係
	急な病気やけがをした際に、毎日24時間、救急手当の方法や受診、救急車要請の必要性などについて助言を受けられることができる福島県救急電話(#7119)の周知を行い、適切な医療の確保に努めます。	保健福祉課 福祉係
性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援	中学校において、外部専門家を招いた薬物使用防止教室を行います(健康教育の推進・再掲)。	教育委員会 教育課

④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
職場体験やボランティア活動の推進(再掲)	中学生による職場体験や除雪ボランティア活動に取り組み、勤労観、職業観を育成するとともに、乳幼児や高齢者などとの世代間交流を通して、思いやりの心を醸成します。	教育委員会 教育課

⑤いじめ防止と不登校の子どもへの支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
学校における教育相談体制の充実(再掲)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校に悩む子どもや子育て当事者を支援し、こどもの健全育成を図るとともに、こどもの権利の尊重につなげます。	教育委員会 教育課
人権啓発活動の推進(再掲)	子ども・若者を含む全ての村民に対して、子ども・若者自身が権利の主体であるとの理解を深める取組を行うとともに、悩みを抱える子ども・若者が取り残されることのないよう、そのSOSの発信の仕方、対応窓口等の情報を多様な手法、広報媒体により周知します。	保健福祉課 福祉係
人権の花運動、人権教室等の実施(再掲)	人権擁護委員が各小中学校を訪問。小学校での人権の花運動や中学校での人権教室を通し、思いやりの心や命の大切さの理解を深める活動を行います。基本的な人権の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうため、中学生人権作文コンテストの応募を呼びかけます。	保健福祉課 福祉係

【Ⅱ ライフステージ別の重要事項】

【基本目標】

(3) 青年期における施策

現状と課題

村の子どもたちは、高校進学時から他市町村の環境に触れる機会が格段と多くなり、将来の生活に対してのイメージがより深まっていくものと思われます。

中高生、18歳から20歳へのアンケート調査から、子ども・若者たちは、将来の仕事に対して、様々な希望を持っていることが確認できるほか、自分の夢や希望をかなえるためには、村外に転出することが必要と考える子ども・若者が多い状況にあります。村内の産業や営まれている事業活動に対する理解については課題があるものと思われます。

また、村内の未婚者は30歳から34歳の男性で63.3%、女性で41.7%となっており、増加傾向にあります。

方針

若者が、家庭の経済状況や性別に関わらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、適切な就学支援を行うとともに、地元企業や地域資源を活用した様々な機会、キャリア形成に役立つプログラムを提供するなど、成長段階に応じた職業意識の形成支援を行います。

また、希望する選択の実現は、その後の生活基盤、拠点に大きく影響することから、様々なライフイベントにおいて希望に応じた支援を行います。

青年期は、社会的な役割や責任に対する不安などが生じやすい時期です。若者や家族の悩みや心配ごとにも対応できる体制を整えます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
社会のために役立つことをしたいと答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	18歳から20歳： 68.0% 20代～30代： 70.2%	18歳から20歳： 80.0% 20代～30代： 80.0%	
自分の将来に明るい希望を持っていると答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※18歳から20歳対象意識調査、20代～30代対象意識調査	18歳から20歳： 56.0% 20代～30代： 40.5%	18歳から20歳： 70.0% 20代～30代： 60.0%	
北塩原村は、将来の夢をかなえられる場所と答えた方の割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合) ※18歳から20歳対象意識調査	18歳から20歳： 20.0%	18歳から20歳： 30.0%	

【基本施策】

①高等教育の修学支援やキャリア形成支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
高等教育費の負担軽減	望む進路を諦めることがないよう、奨学金の貸与を行います（教育・学習の支援・再掲）。	教育委員会 教育課
キャリア教育・職場体験の推進（再掲）	村内企業の情報を紹介し、企業の魅力発信や地元就職を考える機会を提供します。若者が地域に根付き、地域社会の持続可能な発展につながるよう、将来の産業人材の育成を図ります。	産業課 商工係

②就労支援、雇用と経済的基盤の安定

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
地域雇用環境の改善	地域おこし協力隊制度の活用による地域雇用の創出、さらには、地域経済活性化により、地域全体の雇用環境を改善します。また、若者が安心して働ける環境を整え、経済基盤の安定を目指します。	総務企画課 企画係
キャリア教育・職場見学の推進（再掲）	小学生等を対象とした地域の職場見学（キャリア教育）を実施します。若者が地域に根付き、地域社会の持続可能な発展につながるよう、将来の産業人材の育成を図ります。	総務企画課 企画係
女性が活躍できる環境づくり（男女共同参画社会の推進・再掲）	社会全体での意識改革を進めるため、多様な媒体を通じた効果的な広報活動を展開するとともに、庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査等の実施・公表を通して、多様で平等な社会の実現を目指します。 なお、広報物は、福島県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」に沿って作成するものとします。	保健福祉課 福祉係

③出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
結婚の希望をかなえる支援	結婚した夫婦を祝福し、安心な新生活がスタートできるよう結婚祝金を支給します。結婚の希望をかなえる支援を通じ、少子化対策や地域全体の活性化を図ります。	保健福祉課 福祉係
	結婚を希望する方の出会いを支援するため、福島県オンライン結婚マッチングシステム登録料を助成し、出会いの場の機会創出を図ります。	保健福祉課 福祉係

④悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
ひきこもり支援、若者の相談支援	全庁的なネットワークの強化により、いのちを守る対策計画の推進を図るとともに、各種相談窓口等の周知に努めます。ニートやひきこもりの状態にある若者や、複雑な悩みやこころの健康問題等を抱える若者、また、その家族に対し、県や地域の関係機関と連携をとりながら、相談窓口の周知や相談・支援体制の充実に努めます。	保健福祉課 保健係

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】

【基本目標】

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

村では、法令等に基づく幼児教育・保育の無償化のほか、こどもの医療費の無償化、小中学校の学校給食費の無償化、さらには、こどもの成長に対するお祝金を贈呈する事業など、経済的負担の軽減に手厚く取り組んできました。

一方で、子育てにおける出費に対して負担と捉える保護者は依然として多い状況にあります。近年の物価高騰や教育費の増加等により、家庭の経済状況が厳しさを増していることが想定されます。

方針

子育てや教育に関する経済的負担感を軽減するため、医療費助成のほか、幼児教育・保育の無償化、高等教育段階の就学支援など保育料の減免や医療費助成のほか、多子世帯に対する支援策を継続します。

村全体で子育て家庭を支える意識を醸成し、全ての家庭が安心して子育てや教育に取り組める環境を整えていきます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
子育てに関して日頃悩んでいることや気になることにおいて「経済的負担が大きいこと」と答えた方の割合(再掲：I(7)) ※就学前児童の保護者意識調査	就学前児童保護者： 25.0%	就学前児童保護者： 10.0%	
子育てをされていて負担に思うことにおいて「子育てに出費がかさむ」と答えた方の割合(再掲：I(7)) ※小学生の保護者意識調査	小学生保護者： 60.0%	小学生保護者： 50.0%	

【基本施策】

①幼児教育・保育の無償化

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
保育の無償化(3歳児以降、低所得世帯) (再掲)	保育の無償化により経済的な負担を軽減します。全てのこどもに平等な教育・保育の機会を提供し、こどもの健やかな成長を育みます。	保健福祉課 福祉係
保育所保育料等の減免 (再掲)	認可保育所の保育料を国基準より安価に設定するほか、多子世帯への保育料軽減、さらには、認可外保育施設の保育料軽減等により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 福祉係
幼稚園保育料の無償化 (再掲)	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
幼稚園給食の実施検討 (再掲)	健全な食生活を営むことができる食習慣を養い、食の大切さを学ぶ機会とするため、幼稚園での給食化を検討します。併せて、食育、子育て世帯の負担軽減を図るため、その給食費の無償化も検討します。	教育委員会 教育課

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
幼稚園預かり保育の無償化（再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の預かり保育料を無償化します。	教育委員会 教育課

②医療費の無償化

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
乳幼児及び児童医療費の助成	乳幼児及び児童医療費の助成により、疾病又は負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな育成を支援します。	保健福祉課 福祉係

③児童手当等の支給

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する父母などに児童手当を支給します。	保健福祉課 福祉係
子育て祝金の贈呈	豊かな子育て・子育てを推進し、次代を担うこどもの健やかな成長を願い、幼稚園就園相当年齢児から中学3年生までのこどもを養育する保護者に対し、「にこにこ子育て祝金」を贈呈します。	保健福祉課 福祉係

④奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
教育・学習の支援（再掲）	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課
子育て当事者の孤立防止、多様な子育ての支援（再掲）	家庭の事情や居住地域の事情により、保育施設等を利用せず、在宅で育児を行う保護者に対し、子育て応援在宅育児支援金を給付します。保育所を利用しないご家庭の孤立を防ぐとともに、多様な子育てを支援します。	保健福祉課 福祉係

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】

【基本目標】

(2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

現状と課題

村における保育・教育は、保育所や幼稚園、小中学校、さらには、保健センターなど、主に行政がその役割を担っています。

人口減少化にあつて、女性の社会進出が一層求められる中、働き方は多様化し、従来の子育て支援体制では、十分とは言えない状況にあります。

地域の支え合い体制を構築し、住民全体で子育てを支える仕組みの構築が求められています。

方針

子育て当事者の気持ちに寄り添った情報提供を行うとともに、適切な相談支援を行います。

地域において、子育て家庭が支えられるよう、全ての子どもと家庭を対象として、一時預かりやファミリー・サポート・センターなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

こどもの養育は、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、こどもの基本的な生活習慣や自立心等について、保護者が情報を得ることができる機会、学ぶことができる機会を提供するなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
こどもの育児における夫・妻の役割について「もっぱら妻が行う」と答えた方の割合(再掲：I(5)) ※就学前児童の保護者意識調査、小学生の保護者意識調査	就学前児童保護者：27.5% 小学生保護者：33.8%	就学前児童保護者：10.0% 小学生保護者：20.0%	
こども家庭センターの設置(再掲：I(8))	未設置	設置 (令和8年度)	
多様な子育て支援事業の実施(未実施事業の解消) ※未実施事業(子育て短期支援事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成拠点支援事業、親子関係形成支援事業、こども誰でも通園制度)	未実施事業 7事業	未実施事業 減少	

【基本施策】

①子育てについての相談や情報提供

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
保育所・幼稚園・小学校の交流推進(再掲)	村内の保育所と幼稚園との交流、親子ふれあい広場の開催を通じた未就園児との交流、幼稚園と小学校との交流活動を行い、同世代の交流と保護者同士の交流の場をつくります。また、小学校へのスムーズな就学を目的とした幼稚園と小学校の交流事業にも取り組みます。	教育委員会 教育課

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
子育て支援施策、こども向けイベント等の情報一元化（再掲）	子育て施策をとりまとめた子育て支援ダイジェストを作成します。多様な広報媒体により、こども向けイベント等の情報を発信します。近隣自治体との連携により、子育てガイドブックを作成します。	保健福祉課 保健係
相談支援体制の充実（再掲）	保健センターに設置している子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、育児相談や情報提供等、妊娠期から子育て期の母子を切れ目なく支援します。	保健福祉課 保健係
こども家庭センターの体制整備（再掲）	母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を実施できるよう、人員（統括支援員）等の配置の検討など、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行い、相談体制や対応力の強化を図ります。	保健福祉課 保健係

②地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
幼稚園預かり保育の実施（再掲）	保護者の就労等により、幼稚園の通常保育の前後に家庭で保育が難しい園児の預かり保育を行います。	教育委員会 教育課
放課後学童保育事業（放課後児童クラブ）（再掲）	放課後、保護者の就労等により家庭で保育が難しい児童に対し、放課後児童クラブを開所し、居場所の提供と保育を行います。	教育委員会 教育課
自由に集い交流できる空間の創出（再掲）	こども・若者、子育て当事者が自由に集い、多様な世代とも交流できる空間の創出を図ります。	保健福祉課 福祉係
学校給食費の無償化（再掲）	小学校・中学校において給食を提供しています。食育及び子育て世帯の負担軽減のため、給食費を無償化します。幼稚園における給食実施に向けても検討します。	教育委員会 教育課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う本事業について、近隣自治体との広域利用などによる事業実施に向けて調整を進めます。	保健福祉課 福祉係
ホームスタート事業	ボランティアが外出や相談先などに悩みを持つ就学前児童のいる家庭を訪問し、子育て中の親を支える本事業について、近隣自治体との広域利用などによる事業実施に向けて調整を進めます。	保健福祉課 福祉係
民生委員・児童委員活動	民生委員（児童委員）や主任児童委員は、地域の身近な相談者です。保護者と地域、行政等の連携を図りながら、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどについて、相談・支援等を行います。	保健福祉課 福祉係
病児病後児保育事業	こどもが病気又は病気回復期にあり、集団生活が困難な場合などにおいて、一時的にこどもを預かる事業で、本村においては実施していませんが、近隣自治体との調整・協議を踏まえながら、実施体制を検討していきます。	保健福祉課 福祉係
子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育の充実	こどもとその保護者が希望する幼児教育・保育が受けられるよう、幼児教育・保育サービスの提供、環境の整備に努めます。また、保育士等の研修や施設間の連携などの充実を図りながら、幼児教育・保育の質的向上に努めます。	保健福祉課 福祉係

第4章 施策の展開

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
一時預かり事業	冠婚葬祭や保護者の都合など、家庭において一時的に保育ができなくなったことに対する一時的な預かり保育を行います。現在は近隣自治体の施設内におけるサービス利用となっていますが、村内の子育て支援者の育成状況により、村内における実施体制を検討します。	保健福祉課 福祉係
保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保（再掲）	多様な子育て支援環境を整えるため、地域において子育て支援の担い手となる子育てサポーター等を養成します。知識や技能等の習得、資質の確保に要する受講に係る費用等を助成します。	保健福祉課 福祉係

③子育て応援の気運醸成

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
幼稚園保育料の無償化（再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
幼稚園給食の実施検討（再掲）	健全な食生活を営むことができる食習慣を養い、食の大切さを学ぶ機会とするため、幼稚園での給食化を検討します。併せて、食育、子育て世帯の負担軽減を図るため、その給食費の無償化も検討します。	教育委員会 教育課
幼稚園預かり保育の無償化（再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の預かり保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
学校給食費の無償化（再掲）	食育、子育て世帯の負担軽減のため、給食費を無償化します。	教育委員会 教育課
放課後学童保育事業（放課後児童クラブ）（再掲）	放課後、保護者の就労等により家庭で保育が難しい児童に対し、放課後児童クラブを開所し、居場所の提供と保育を行います。	教育委員会 教育課
教育・学習の支援（再掲）	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課
男女共同参画社会の推進（再掲）	社会全体での意識改革を進めるため、多様な媒体を通じた効果的な広報活動を展開するとともに、庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査等の実施・公表を通して、多様で平等な社会の実現を目指します。 なお、広報物は、福島県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」に沿って作成するものとします。	保健福祉課 福祉係
妊婦や乳幼児連れ家庭に配慮した施設環境の整備（再掲）	福島県が実施する赤ちゃんほっとステーションへの登録等を推進するほか、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めるなど、地域全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。	保健福祉課 保健係

④家庭教育支援の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
各年齢に応じた食育の推進	保護者向け食育講演会を開催します。	教育委員会 教育課
家庭教育の支援（再掲）	保護者を対象とした家庭における教育力の向上に資する講座を開催します。学習機会や情報の提供、相談に対応します。	教育委員会 公民館

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】

【基本目標】

(3) 共働き・共育での推進

現状と課題

フルタイムによる共働き世帯が増加しており、育児と仕事の両立が重要な課題となっています。特に、男性の育児休業取得状況や子育てへの関わり方から、その負担が女性に偏る傾向が見られます。

方針

子育て世帯が仕事と育児を安心して両立できる環境を、行政、家庭、地域社会がそれぞれにおいて整え、男性の育児参加やこどもの共育を促進します。共働きと共育での両立による子育てしやすい村を実現していきます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
育児休業取得者で育児休業中に離職したと答えた方の割合 ※就学前児童の保護者意識調査	就学前児童保護者： 母親：4.0% 父親：0.0%	就学前児童保護者： 母親：0.0% 父親：0.0%	
育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しなかったと答えた方の割合 （「利用しなかったが、利用しなかった・利用できなかった」割合） ※就学前児童の保護者意識調査	就学前児童保護者： 母親：27.3% 父親：28.6%	就学前児童保護者： 母親：0.0% 父親：0.0%	
こどもの育児における夫・妻の役割について「もっぱら妻が行う」と答えた方の割合（再掲：I（5）） ※就学前児童の保護者意識調査、小学生の保護者意識調査	就学前児童保護者： 27.5% 小学生保護者： 33.8%	就学前児童保護者： 10.0% 小学生保護者： 20.0%	

【基本施策】

①男性の家事・子育てへの参画促進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
男女共同参画社会の推進（再掲）	社会全体での意識改革を進めるため、多様な媒体を通じた効果的な広報活動を展開するとともに、庁内・各委員会等の男女共同参画状況調査等の実施・公表を通して、多様で平等な社会の実現を目指します。なお、広報物は、福島県が作成した「県政広報物表現ガイドライン」に沿って作成するものとします。	保健福祉課 福祉係

②ワーク・ライフ・バランスの促進

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
男性の育児休業取得促進	村役場職員における男性の育児休業取得率の向上を図るとともに、取得状況を公表することで、村内事業所における男性の育児休業取得状況を向上させるほか、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	総務企画課 総務係

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】

【基本目標】

(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親家庭は、育児と就労の面で経済的・心理的負担を抱えている状況が高いとみられます。また、親子で心穏やかに過ごす時間、さらには相談窓口につながりにくい状況にもあるとみられ、相談に来ることを待つことなく、プッシュ型による相談支援の必要性が高いものと思われます。

方針

児童扶養手当等による経済的支援のほか、こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対して、適切な支援につなぐ、きめ細かな相談体制を整えます。

指標

項目	現状値(R6)	目標値(R10)	備考
こども家庭センターの設置（再掲：Ⅰ（8））	未設置	設置 （令和8年度）	
多様な子育て支援事業の実施（未実施事業の解消） （再掲：Ⅲ（2）） ※未実施事業（子育て短期支援事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成拠点支援事業、親子関係形成支援事業、こども誰でも通園制度）	未実施事業 7事業	未実施事業 減少	

【基本施策】

①経済的支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
幼稚園保育料の無償化 （再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
幼稚園給食の実施検討 （再掲）	健全な食生活を営むことができる食習慣を養い、食の大切さを学ぶ機会とするため、幼稚園での給食化を検討します。併せて、食育、子育て世帯の負担軽減を図るため、その給食費の無償化も検討します。	教育委員会 教育課
幼稚園預かり保育の無償化（再掲）	子育て世帯の負担軽減を図るため、幼稚園の預かり保育料を無償化します。	教育委員会 教育課
学校給食費の無償化 （再掲）	食育、子育て世帯の負担軽減のため、給食費を無償化します。	教育委員会 教育課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭への医療費の助成をすることにより、ひとり親家庭の健康の増進や福祉の向上を図ります。	保健福祉課 福祉係

②子育て・生活支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
教育・学習の支援 (再掲)	望む進路を諦めることがないよう、奨学金を貸与するほか、準要保護世帯への就学援助を行います。	教育委員会 教育課

③相談支援

主な事業・取組	事業・取組の概要	担当課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等を経済的に支援し、こどもが安心して育つための基盤を提供するとともに、将来的に自立した生活を送ることができるよう支援します。	保健福祉課 福祉係
ひとり親家庭福祉相談	ひとり親家庭が抱える、経済的な困難、子育てに関する不安、就労支援、教育支援など、多岐にわたる様々な課題や悩みを解決するため支援をします。また、ひとり親家庭が自立し、こどもたちが健やかに成長できるよう、包括的な支援に努めます。	保健福祉課 福祉係
相談支援体制の充実 (再掲)	保健センターに設置している子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、育児相談や情報提供等、妊娠期から子育て期の母子を切れ目なく支援します。	保健福祉課 保健係
子ども家庭センターの設置に向けた体制整備 (再掲)	母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を実施できるよう、人員(統括支援員)等の配置の検討など、こども家庭センターの設置に向けた体制整備を行い、相談体制や対応力の強化を図ります。	保健福祉課 保健係

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業 (子ども・子育て支援事業計画)

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業 （子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

◇区域設定の考え方

①目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を決定する単位として設定
②設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
③区域の広さの考え方	保護者やこどもが居宅より移動することが可能な区域

本村では、これまで、現在の教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮して、教育・保育の量の把握の区域と同様の、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの小学校区単位に設定しています。

本計画においても、この考えを踏襲し、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの地区として教育・保育提供区域を設定します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。

■教育・保育給付認定の区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2, 3号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な 施設	幼稚園	保育園	
利用できる 時間帯	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画）

◇今後5年間の教育・保育の量の見込み（人）

教育・保育提供区域	1年目（令和7年）				2年目（令和8年）				3年目（令和9年）						
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号		3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外	0歳	1～2 歳	幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外	0歳	1～2 歳	幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外	0歳	1～2 歳	
全体	8	34		11		8	34		11		8	35		13	
		21	13	3	8		21	13	3	8		22	13	4	9
小学校区 （さくら）	4	27		9		4	27		9		4	28		11	
		16	11	2	7		16	11	2	7		17	11	3	8
小学校区 裏磐梯	4	7		2		4	7		2		4	7		2	
		5	2	1	1		5	2	1	1		5	2	1	1

教育・保育提供区域	4年目（令和10年）				5年目（令和11年）					
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外	0歳	1～2 歳	幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外	0歳	1～2 歳	
全体	8	35		13		8	35		13	
		22	13	4	9		22	17	4	9
小学校区 （さくら）	4	28		11		4	28		11	
		17	11	3	8		17	11	3	8
小学校区 裏磐梯	4	7		2		4	7		2	
		5	2	1	1		5	2	1	1

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策

（1）対象事業

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行い、確保の内容を踏まえ、調整を行いました。

また、令和4年児童福祉法改正により3事業、令和6年子ども・子育て支援法改正により3事業が新たに追加されたため、本村においても関係機関の協力を得ながら計画的に実施します。

◇対象事業

事業名称		備考
1	利用者支援事業	
2	時間外保育事業（延長保育）	
3	放課後児童健全育成事業	
4	子育て短期支援事業	
5	地域子育て支援拠点事業	
6	一時預かり事業	
7	病児病後児保育事業	
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
9	妊婦一般健康診査	
10	乳児家庭全戸訪問事業	
11	養育支援訪問事業	
12	物品の購入等に係る助成事業	
13	多様な主体の参入促進事業	
14	子育て世帯訪問支援事業【新規】	児童福祉法の改正による新規三事業
15	児童育成支援拠点事業【新規】	
16	親子関係形成支援事業【新規】	
17	妊婦等包括相談支援事業【新規】	子ども・子育て支援法の改正による新規三事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	
19	産後ケア事業の提供体制の整備【新規】	

（2）量の見込みと確保対策

ここでは、コーホート変化率法※により推計した将来児童数をもとにアンケート調査による各事業のニーズ量を算出し、過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しています。

〔※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年又は同じ期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。〕

①利用者支援事業（全域）

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や相談、助言のほか、関係機関との連絡、調整を行う事業です。

本村では、令和元年10月1日に、北塩原村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師により対応しています。

また、今後、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育てに係る資源・サービス等について、情報提供をするだけの場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携及び調整、地域課題の把握など、多様なニーズに対し調整・対応できる体制の強化を図ります。

単位：か所

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

②時間外保育事業（延長保育）（小学校区）

通常の利用日や利用時間以外に児童の保育を行う事業です。

本村ではこれまで芙蓉保育園において事業を実施しています。

これまでの利用実績、令和6年度アンケート調査による推計及び入園申込み等を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保方策	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業（小学校区）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

これまでの利用実績及び令和6年度アンケート調査による推計を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	29	29	30	30	31
	②確保方策	29	29	30	30	31
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	13	13	13	13	13
	②確保方策	13	13	13	13	13
	②-①	0	0	0	0	0

④子育て短期支援事業（小学校区）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本村においては該当者がなく実施していませんが、事業を実施できる体制を整備していきます。

⑤地域子育て支援拠点事業（小学校区）

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

本村では、令和元年度から、村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を設置しており、村内の保育園や幼稚園とも連携し、親子が利用できる交流スペースの確保やイベント等を実施しています。母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、親子ふれあい広場等での育児相談等、親子が地域で孤立しないための交流機会確保や相談支援の充実を図ります。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	78	78	78	78	78
	②確保方策	78	78	78	78	78
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	52	52	52	52	52
	②確保方策	52	52	52	52	52
	②-①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業（小学校区）

◇一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園児の保護者が就労等により昼間家庭にいない在園児を対象に、幼稚園において行う預かり保育事業です。

これまでの利用実績及び令和6年度アンケート調査による推計を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
		(24)	(24)	(24)	(24)	(24)
	②確保方策	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
		(24)	(24)	(24)	(24)	(24)
	②-①	0	0	0	0	0
	裏磐梯 小学校区	①量の見込み	1,432	1,432	1,432	1,432
(8)			(8)	(8)	(8)	(8)
②確保方策		1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
		(8)	(8)	(8)	(8)	(8)
②-①		0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

◇一時預かり事業（一般型（幼稚園型を除く））

就労等により断続的に家庭で保育ができない場合、又は、緊急・一時的に保育ができない場合などに、一時的に児童を預かる事業です。

本村において対象となる施設はありませんが、令和6年9月より利用可能となった喜多方市の子育てサポート・センターでの利用促進を行いながら、今後のニーズを踏まえ、村内でも事業を実施できる体制を検討していきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	260	260	260	260	260
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	②確保方策	260	260	260	260	260
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	②-①	0	0	0	0	0
	裏磐梯 小学校区	①量の見込み	52	52	52	52
(0.2)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
②確保方策		52	52	52	52	52
		(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
②-①		0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑦病児病後児保育事業（小学校区）

病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かる事業です。

本村においては対象となる施設がなく、実施していませんが、今後のニーズを踏まえ、事業を実施できる体制を検討していきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	242	242	242	242	242
		(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)
	②確保方策	242	242	242	242	242
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	48	48	48	48	48
		(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
	②確保方策	48	48	48	48	48
	②-①	0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学校区）

子育て中の保護者や子育てに関心のある者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村においては実施していませんが、喜多方市と締結する「喜多方地方定住自立圏共生ビジョン」に基づき、喜多方市との共同設置に向けて、西会津町を含めた3市町村で引き続き検討していきます。

⑨妊婦一般健康診査（全域）

妊産婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施する事業です。

本村においては、全ての妊産婦を対象とし、妊婦健康診査15回に加え、産後2週間及び産後1か月健康診査の2回を公費負担により実施しています。また、ハイリスク妊産婦に対しては、関係機関と連携し訪問指導等を行うなど、妊娠から産後まで妊産婦の健康管理に努めます。

単位：人回

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	85	85	85	85	85
	②確保方策	85	85	85	85	85
	②-①	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業（全域）

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供を行う事業です。

本村では、生後2か月を目安に保健師による訪問を実施しています。

長期的に遠方へ里帰りをする場合は、里帰り先の市区町村に訪問を依頼するなど、継続的に支援の必要な乳幼児や保護者の早期発見に努め、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施します。

単位：世帯

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業（全域）

上記⑩の乳児家庭全戸訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭や、特定妊婦（支援が必要と認められる妊婦）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、関係機関との連携により当該家庭及び児童への支援を行う事業です。

継続的に支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談を行う等、地域や関係機関と連携しながら、支援を実施していきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

⑫物品の購入等に係る助成事業（全域）

要保護・準要保護家庭への一部費用の助成を行う事業です。教育・保育の利用における日用品や文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加等に要する費用について助成を行います。

本村ではこれまで年平均12人（令和元年度～令和5年度）の利用がありました。これまでの利用実績及び今後の児童数の見込みから、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	8	8	8	8	8
	②確保方策	8	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0

⑬多様な主体の参入促進事業（全域）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

村内においては、さくら小学校区、裏磐梯小学校区に村立幼稚園が1園ずつ（計2園）あり、保育所は、さくら小学校区内に社会福祉法人が開園した芙蓉保育園の1園となっています。

現在、新たな民間参入の動きはありませんが、裏磐梯小学校区内において、3号認定を対象とする保育施設がないことから、今後、地域の状況等も踏まえながら、民間事業者の参入促進についても、状況に応じて検討していきます。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後のニーズを踏まえて、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援の方法を検討していきます。

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

現在対応できる体制が整備されていないため、今後の対応について関係機関と検討していきます。

⑩親子関係形成支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本村では、現時点で体制が整備されていないため、関係機関と連携しながら、近隣市町村との広域的な取組を推進するなど、今後の体制整備に努めます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	0	3	4	5	5
	②確保方策	0	3	4	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

本村では、令和4年度より伴走型相談支援と北塩原村出産・子育て応援交付金（令和7年度から、妊婦のための支援給付金）による経済的支援を一体的に実施し、保健師との面談等により情報提供や相談等を実施しています。

母子との面談等を早期に実施することで、利用ニーズを的確に把握し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が令和7年度から予定されています。

令和8年度からは全自治体での実施が位置づけられているため、利用ニーズや保護者の働き方などを踏まえ、事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	0歳児	1	2	2	2	2
	1歳児	1	1	2	2	2
	2歳児	0	0	1	1	1
	①量の見込み計	2	3	5	5	5
	0歳児	1	2	2	2	2
	1歳児	1	1	2	2	2
	2歳児	0	0	1	1	1
	②確保方策計	2	3	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑲産後ケア事業の提供体制の整備【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、産後1年未満の母子を対象に、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

本村では、平成29年度より産後ケア事業を実施しており、利用ニーズを把握しながら、出産期からの切れ目ない支援を実施していきます。

単位：人日

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	12	12	12	12	12
	②-①	7	7	7	7	7

第6章 計画の推進体制・進行管理

第6章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこども・若者、子育ての当事者の皆さんが、生涯にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて推進する計画であり、村民一人ひとり、家庭や地域、関係団体や村内で活動する全ての活動主体が連携、協働して施策に取り組むことが大切です。そのため、村民や地域、関係機関との連携の強化を図るとともに、社会全体でこども・子育てを支援する機運の醸成に取り組んでいきます。

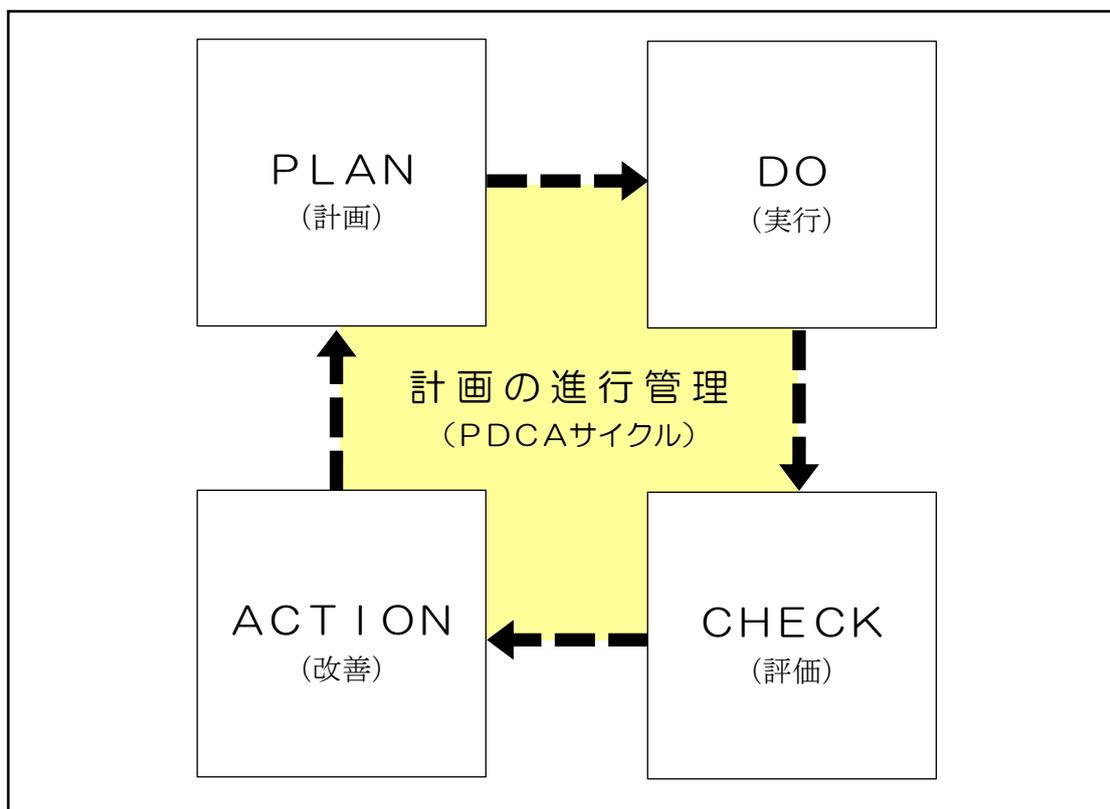
社会資源に限られる本村においては、広域的な取組、又は、既存の仕組みを工夫して取り組むことが必要になることも想定されます。国や県、近隣自治体との連携・調整を図りながら、こども・子育てに関わる施策を推進します。

こども・子育てに関わる施策は、教育や保育をはじめ、様々な分野にわたるため、各課連携の下、全庁をあげて本計画を推進するとともに、村こども・子育て会議を通じて、現状や課題の情報共有を図りつつ、計画の推進を図ります。

計画の推進に当たっては、本計画の基本理念や様々な事業・取組について、広く村民に共感し、共に行動いただくことが重要となりますので、多様な広報媒体により、計画の実施状況やこども・子育て施策に関わる情報について、周知を図っていきます。

さらには、本計画の理念に基づき、こども・若者、子育て当事者の参画を実現するための機会を創出していきます。

2 計画の進捗管理、評価



本計画は、PDCAサイクルに基づき、進捗を管理します。進捗管理のとりまとめは、こども・子育て計画策定の担当課である保健福祉課が行い、計画に定めた目標の実現に向け、毎年度、各事業の進捗状況等を点検・評価します。

1次の点検・評価については各事業の所管課が行い、2次の点検・評価、さらには必要な改善策については全庁的な検討組織において協議します。

また、村こども・子育て会議において、村が実施した点検・評価に対して審議するものとし、この結果については、村のホームページで公表します。

なお、計画期間中における国の制度改正による事業の創設、変更等や地域や社会情勢等の状況により、計画の見直しが必要となる場合は、村こども・子育て会議における審議を踏まえ、本計画の見直しを行います。

資 料

資料

1 計画策定までの経過

年度	期 日	内 容
令和6年度	令和6年 9月13日～9月30日	委員公募
	10月29日	第1回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画における骨子案について (1) こども・若者、子育てを取り巻く現状 (2) 北塩原村こども・子育て計画の基本的な考え
	11月14日～11月28日	(子育てアンケートの実施) (こども・若者の意識調査の実施)
	12月24日	第2回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画素案について
	令和7年 1月10日～1月24日	北塩原村こども・子育て計画案についての意見募集 (パブリックコメント)
	2月21日	第3回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画最終案について

2 北塩原村こども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 こども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、こども・若者・子育て関係者等から広く意見を聴取し、調査審議するため、北塩原村こども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 北塩原村こども・子育て計画の策定に関すること。
- (2) こども・若者・子育て関係者等の意見の反映に関すること。
- (3) こども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、こども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) こどもの保護者
- (2) こども・子育て支援事業に従事する者
- (3) こども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関
- (5) 福祉関係機関
- (6) 商工・労働関係機関
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(北塩原村子ども・子育て会議設置要綱の廃止)
- 2 北塩原村子ども・子育て会議設置要綱（令和元年北塩原村訓令第1号）は、廃止する。
(委員の任期の特例)
- 3 この要綱により最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。
(会議の招集の特例)
- 4 この要綱により招集される最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

3 北塩原村子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年10月29日～令和9年3月31日

(敬称略・順不同)

構成	分野	氏名	所属・職	備考
こどもの保護者	保護者	鈴木 恵一	北塩原村小中学校PTA連絡協議会会長 さくら小学校PTA会長	
		遠藤 正志	北塩原村立幼稚園保護者会長 北塩原村立裏磐梯幼稚園保護者会会長	
		関口 楓	芙蓉保育園保護者代表	
こども・子育て 支援に従事する者	保育・幼児 教育	大竹 早苗	社会福祉法人芙蓉会 芙蓉保育園園長	
		遠藤 晴香	北塩原村立幼稚園副園長 裏磐梯幼稚園副園長	
	支援団体	福田 いづみ	NPO 法人クラブまちてらす きたかた子育てサポート・センター長	
こども・子育て 支援に関し 学識経験のある者	学識経験者	木村 淳也	会津大学短期大学部幼児教育・ 福祉学科准教授	会長
		穴澤 智恵子	北塩原村教育委員会委員	
		村松 泰二郎	北塩原村学校経営研究協議会会長 裏磐梯小学校校長	
関係行政機関	行政	佐藤 梨江子	北塩原村教育委員会教育課教育係長	
		田澤 薫	北塩原村子育て世代包括支援センター 保健福祉課保健係保健技師	
福祉関係機関	福祉	小椋 渉	社会福祉法人北塩原村 社会福祉協議会会長	
		鈴木 知美	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	
		齋藤 恵美子	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	
商工・労働 関係機関	労働・経済	佐藤 憲信	北塩原村商工会会長	
その他村長が 認める者	議会	遠藤 祐一	北塩原村議会経済厚生常任委員会委員長	副会長
	公募	伊藤 敦美	子育て世帯	
		工藤 麻美		
		小高 遊		

4 用語説明

【か行】

■教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

■合計特殊出生率

その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産むこどもの平均数にあたる数値。

■子育て世代包括支援センター

母子保健法により市町村が設置するセンターで、専門的な知識や経験を持つスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健・福祉・医療などの関係機関と連携調整を行うなどにより、子育て期に係る切れ目のない支援を提供する機関。

■こども家庭センター

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行い、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援と乳幼児期の健全な成長を切れ目なく支援するため、母子保健及び幼児期における教育の充実を図る機関。

【さ行】

■支援員

障がい等のある児童生徒が、適切な教育を受けることができるよう、小・中学校において介助と身の生活支援等を行うため配置している職員のこと。

■情報活用能力(リテラシー)

情報を効果的に収集、分析、評価、活用する能力のこと。

■食育

食に関する様々な体験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■スクールカウンセラー

児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行うため、「心の専門家」として相談・支援を行う。

■スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力をしながら問題の解決を図る専門職で、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通じ、児童・生徒の支援を行う。

資 料

■青少年健全育成

こどもや若者が心身ともに健康に成長し、社会に適応できるように支援する取組。

【た行】

■男女共同参画事業

男女が平等に社会参加し、機会を享受できるようにするため、性別に関わらず全ての人がある能力を発揮できる社会を目指す事業。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査などがある。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと。幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプがある。

■妊婦健康診査

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において行う定期的な健診。

【は行】

■パブリック・コメント

村が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出された村民等の意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する村の考え方を公表する一連の手続き。

■プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠を考え、自らの生活や健康管理に向き合うこと。

■ペアレント・プログラム

親や保護者を対象にした教育プログラムで、子育てに関する知識やスキルを向上させ、親がこどもに対してより良いサポートの提供ができるよう目指す計画のこと。

【や行】

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者のこと。

■要保護児童対策地域協議会

保護が必要な児童への適切な対応を図るため、市町村等の行政機関、学校等の関係施設、民生児童委員等の民間団体が参加し、児童や保護者等の情報交換や支援内容の協議を行う機関。

令和7年3月31日 発行

発行 福島県耶麻郡北塩原村
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
TEL (0241) 23-3111 (代表)
FAX (0241) 25-7358
<http://vill.kitashiobara.fukushima.jp>
info@vill.kitashiobara.fukushima.jp

編集 福島県耶麻郡北塩原村保健福祉課